

厚生労働省 令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
生活困窮者自立支援制度における県域研修実施の普及・促進に向けた調査研究事業 報告書

生活困窮者自立相談支援事業における

都道府県研修実施のための
標準カリキュラム

2020年版

2020(令和2)年3月

みずほ情報総研株式会社

目次

第1部 標準的な研修カリキュラムと講義・演習の進め方

- 1. 標準的な研修カリキュラム..... 1
- 2. 標準的な講義・演習の進め方..... 3

第2部 標準的な研修教材

- I. 職種共通従事者養成研修教材..... 62
- II. 相談支援員養成研修教材..... 88
- III. 主任相談支援員養成研修教材..... 152
- IV. 就労支援員養成研修教材..... 180
- 講義・演習教材の利用に当たっての留意事項..... 213

教材開発・執筆担当者一覧..... 219

第1部

標準的な研修カリキュラムと講義・演習の進め方

第1部は、都道府県研修を実施するに当たっての標準的な研修カリキュラムと、本事業で開発した教材にもとづく具体的な講義・演習の進め方を示しています。

1. 標準的な研修カリキュラム

- 本調査研究事業においては、厚生労働省 平成 28 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度における県域研修の促進に関する調査研究事業」にて開発した「職種共通従事者養成研修カリキュラム」、「相談支援員養成研修カリキュラム」、「主任相談支援員養成研修カリキュラム」及び「就労支援員養成研修カリキュラム」の4つの養成研修カリキュラムについて、制度の改正等を反映して内容を更新しています。
- ただし、これら4つの養成研修カリキュラムは、標準的なカリキュラムとして提示しており、都道府県等において研修を企画・立案する際の参考としていただくために開発・更新したものです。ついては、以下の点を念頭に置いていただき、都道府県等において主体的に研修の企画・立案並びに運営をしてください。
 - 都道府県等において、プログラム構成や所要時間、時間配分、取り上げる内容等を独自に企画することを妨げるものではありません。
 - 各カリキュラムで開発した講義用資料（Microsoft®パワーポイント形式。以下、「PPT」と表記。）は柔軟に活用いただけます（たとえば、全プログラムとも網羅的に内容を簡略化したり、一部のプログラムに限定、他のプログラムと合わせて一つのプログラムにまとめるなど）。
 - 時間の目安は講義や演習の時間のみを示しており、休憩や振り返りの時間等は考慮していません。実際の研修の企画・立案に当たっては、この点を留意のうえタイムスケジュールを作成してください。

(1) 職種共通従事者養成研修カリキュラム

No.	プログラム名	時間
共通-A	生活困窮者支援の基本的考え方 (生活困窮者自立支援制度の理念)	60分
共通-B	支援員に求められる基本倫理と基本姿勢	60~75分
共通-C	生活困窮者支援に必要と考えられる視点	60~90分
共通-D	地域づくり	90分
共通-E	個別支援の基本と相談支援の展開(概論)	60分
共通-F	就労支援の実施方法	60分

(2) 相談支援員養成研修カリキュラム

No.	プログラム名	時間
相談-A	相談支援の基本的考え方	45分
相談-B	対象者の特性を踏まえた支援のあり方	30分
相談-C	個を支える地域づくり	30分
相談-D	相談支援の展開	460分程度

(3)主任相談支援員養成研修カリキュラム

No.	プログラム名	時間
主任-A	主任相談支援員の役割	30分
主任-B	職員の資質向上と職場づくり	80～90分
主任-C	支援困難事例の検討	180分
主任-D	生活困窮者支援を通じた地域づくり	100分

(4)就労支援員養成研修カリキュラム

No.	プログラム名	時間
就労-A-1	就労支援の基本的考え方	60分
就労-A-2	就労支援で基本におさえておきたい知識	95分
就労-B	多様なメニューづくり	60～90分
就労-C	企業へのアプローチ	90～140分

2. 標準的な講義・演習の進め方

本調査研究事業で開発・更新したカリキュラム及び教材は、「生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための手引」において示す研修の企画・立案のもとで活用されることを想定しています。教材及び講義・演習の進め方に目を通す前に、教材活用の前提となる「生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための手引（以下、「手引」という。）」を読んでその内容を理解しておく必要があります。

また、教材及び講義・演習の進め方は、生活困窮者自立支援法に関する国研修教材等をもとに開発しています。今後、法改正等があった場合には、そのまま利用することができなくなりますので、ご注意ください。

- ここでは、講師が研修の準備を行うに当たり、研修の進め方の参考になるよう、標準的な講義・演習の進め方を示しています。ただし、あくまで一例であり、同じように実施しなければならないということではありません。
- 参加者数や参加者の業務経験、研修時間等に合わせて、時間配分や講義で解説する内容、進行に当たって留意するポイントは変わってくるものですので、都道府県等において企画したプログラム構成やスケジュール等に応じて、自由に企画してください。
- なお、長時間の講義を一方向的に聴き続ける形ではなく、参加者が「講師からの問いかけを考えてみる」時間をとったり、少人数でバズセッションを行う時間をとったりするなどの工夫をしながら、参加者が能動的に学べるような配慮をすることが大切です。
- 手引第4章「参加型研修の進め方」では、カリキュラムの作り方や講義や演習の組み合わせ方、研修の場づくり（レイアウト、グループサイズ、時間配分）、進行のコツなどについて、具体的な例を豊富に用いて解説しています。手引を参照して、よりよい研修としてください。
- 本調査研究事業で開発・更新したカリキュラム及び教材を活用する場合には、「講義・演習教材の利用に当たっての留意事項」をよく読んでから利用してください。
- プログラムごとに、研修の実施に当たって参考となる資料（本事業で開発・更新したもの以外で参考となる資料）を示しています。本事業で開発・更新した教材と併せて、これらを基礎資料として活用しながらプログラムを組み立ててください。なお、「国研修テキスト」とは、『生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト』（自立相談支援事業従事者養成研修テキスト編集委員会 編, 中央法規出版, 2014年）をいいます。また、国研修（生活困窮者自立支援制度人材養成研修）の資料は厚生労働省のホームページから入手できます。

☞国研修資料:<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073227.html>

2. 標準的な講義・演習の進め方

(1) 職種共通従事者養成研修カリキュラム

共通－A「生活困窮者支援の基本的考え方(生活困窮者自立支援制度の理念)」

◆ 主な内容

制度の理念や目的、自立相談支援事業や任意事業といった生活困窮者自立支援制度の基本について学ぶ。

◆ 活用可能な教材(本事業で開発したもの)

講義用スライド

◆ 参考資料(本事業で開発したもの以外で参考となる資料)

国研修テキスト第1章

平成28年度国研修<共通>【講義①】生活困窮者支援の基本的考え方(厚生労働省作成資料)、
<共通>【講義②】自立相談支援事業の目的、支援の流れ(厚生労働省作成資料)

平成30年度国研修<共通>【講義①】生活困窮者支援法の改正概要と今後の展望(厚生労働省作成資料)、
<共通>【講義②】他制度の活用・連携(厚生労働省、野洲市役所作成資料)

◆ 準備するもの

なし

◆ 進行案

※下線部分は本事業で作成した教材及び教材内の項目等の名称を表しています。また、波線部分は各プログラムにおける講義・演習の学びを示していますので、その内容を十分に理解し、目的に沿った研修となるよう工夫してみてください。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
60分	<p>【講義】</p> <p>制度の理念については、<u>【共通】A. 生活困窮者支援の基本的考え方(生活困窮者自立支援制度の理念)</u>(講義用スライド)に沿って、講義形式で説明を行います。</p> <p>さらに、自立相談支援事業と任意事業の内容について、地域の状況に沿った内容で教材を作成し、説明することも必要になります。</p> <p>講義のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この講義で説明する事項は主に以下の内容になります。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 制度の意義：重層的なセーフティネットの構築 ➢ 制度の目標：生活困窮者の自立と尊厳の保持、生活困窮者支援を通じた地域づくり ➢ 新しい支援の形：包括的な支援、個別的な支援、早期的な支援、継続的な支援、分権的・創造的な支援 ➢ 上記のような理念が生活困窮者支援に求められる理由：近年の社会的背景と生活困窮者を取り巻く状況を踏まえ、新しい生活困窮者支援の形の重要性を説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一方通行にならないよう、冒頭で問いかけ(「困窮者って誰のこと?」)を行うことも効果的です(2分程度)。 ⇒冒頭の問いかけについては、「手引」(「<u>生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための手引</u>」をいう。以下同じ。)第4章第3節2(1)講義に双方向性や参加性を生み出す(pp.54-56)が参考になります。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自立相談支援事業と任意事業の趣旨、対象像、体系等 ➤ 自立相談支援機関と任意事業の実施機関による良好な関係づくりの重要性 <ul style="list-style-type: none"> ・説明に当たっては、「<u>手引</u>」第1章第1節 <u>生活困窮者自立支援制度の特徴と意義</u> (p.1) も参考になります。 ・制度の理念は、生活困窮者支援にかかわる全ての人にとっての判断や行動の根底となる考え方として、その内容をしっかりと理解し、常に忘れないようにしておく必要があります。このプログラムは研修のなかに継続的に織り込み、職員への定期的な意識付けとして、内容を省くことなく丁寧に繰り返し伝え続けることが必要です。 <p>⇒「<u>手引</u>」第1章第2節 <u>生活困窮者支援における人材養成の重要性</u> (p.2)、第2章第2節1 <u>現場を起点として研修計画を立案する</u> (pp.13-17) の内容も参照してください。</p>	<p>(10分程度を残して講義終了)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・㊦大事だと感じたこと、㊧各自ができること、㊨疑問点について数人のグループで話をしてもらいます。スクール形式で講義をしている場合移動する必要はなく、前後左右の方と話し合う程度で構いません(5分程度)。 ・その後、㊩について講師に質問してもらいます。時間の範囲内(5分~10分程度)で、できるだけ応答する時間を設けると、参加者の振り返りにもなります。 ・研修の振り返りや締めくくりに当たっては、「<u>手引</u>」第4章第3節2(3) <u>振り返りで気づきや共感を深める</u> (pp.63-66) が参考になります。 ・また、参加者の質問に対応する際には、「<u>手引</u>」第4章第3節1(3)の「<u>Q.参加者の質問に答えられない時はどのようにすればいいでしょうか。</u>」(p.53)も参考にしてください。

共通－B「支援員に求められる基本倫理と基本姿勢」

◆ **主な内容**

支援の基本となる行動倫理を踏まえて、支援員が身につけるべき基本倫理と基本姿勢を学ぶ。

◆ **活用可能な教材(本事業で開発したもの)**

講義用スライド、演習 1、演習 2

◆ **参考資料(本事業で開発したもの以外で参考となる資料)**

国研修テキスト第 2 章

◆ **準備するもの**

なし

◆ **進行案**

※下線部分は本事業で作成した教材及び教材内の項目等の名称を表しています。また、波線部分は各プログラムにおける講義・演習の学びを示していますので、その内容を十分に理解し、目的に沿った研修となるよう工夫してみてください。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
5～ 10分	<p>【演習①】</p> <p>1) <u>【共通】 B. 支援員に求められる基本倫理と基本姿勢 (講義用スライド)</u> の最初のスライドを示し、<u>演習 1 (演習用シート p.1)</u> に、「3つの倫理」と「8つの基本姿勢」を各自で記入します。</p> <p>2) 演習用シートの裏面にある「正解」と自身で記入した内容を比べて「現状を見直す」時間や、</p> <p>3) 自己点検した結果を同じチームのメンバーと感想を共有する時間をとります。</p> <p>※個人ワークなので、講義形式のままレイアウトを変更する必要はありません。3) は、時間によって行わなくても構いません。</p> <p>演習のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> 先に考えてもらう時間を設けることで、<u>この後の講義内容に興味を持ってもらうと同時に、基本倫理と基本姿勢に対する理解の促進を図ることを目的として行う演習です。</u> 演習では、①思い出せないことがあっても構わないこと、②記入した内容は普段意識していることや、大切にしていることであり、今後も大事にしていきたいこと、③思い出せなかったことを今後の業務を行うなかで意識していくのが望ましいことを伝えるとよいでしょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 演習の進行については、<u>「手引」第4章第3節2 (2) 演習の進行を円滑に進める (pp.57-62)</u> が参考になります。
50～ 60分	<p>【講義】</p> <p><u>【共通】 B. 支援員に求められる基本倫理と基本姿勢 (講義用スライド)</u> に沿った講義形式で説明を行います。</p> <p>講義のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> 最初に行った演習に対応する内容として、この講義では、生活困窮者 	<ul style="list-style-type: none"> 講義冒頭での投げかけについては、<u>「手引」第4章第3節2 (1) 講義に双方向性や参加性を生み出す (pp.54-56)</u> が参考になります。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例								
	<p>の自立の促進を図る支援員にとっての基本となる行動規範、姿勢について学んでもらいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>2. 3つの基本倫理</u>」(スライド p.3)では、3つの基本倫理を説明し、自立相談支援機関ではこれらの行動規範を踏まえて高い倫理観と正しい姿勢を身につけて支援を行う必要があることを説明します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【3つの基本倫理】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 権利擁護 2. 中立性・公平性 3. 秘密保持 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>3. 8つの基本姿勢</u>」(スライド pp.4-12)では、8つの基本姿勢の内容と概要を示し、それぞれの行動指針に基づいてさまざまな状況に対応できる実践力を磨く必要があることを説明します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【8つの基本姿勢】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1. 信頼関係の構築</td> <td style="width: 50%;">5. 社会とのつながりの構築</td> </tr> <tr> <td>2. ニーズの的確な把握</td> <td>6. チームアプローチの展開</td> </tr> <tr> <td>3. 自己決定の支援</td> <td>7. さまざまな支援のコーディネート</td> </tr> <tr> <td>4. 家族を含めた支援</td> <td>8. 社会資源の開発</td> </tr> </table> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・説明に当たっては、「<u>手引</u>」第1章第4節 都道府県研修における人材養成の目標 (pp.7-8)の内容も参考になります。 ・“3つの基本倫理”と“8つの基本姿勢”は、制度の理念に基づく支援員の基本的な行動規範、姿勢であり、全ての支援員がしっかりと理解し、支援に活かせるようにしておく必要があります。このプログラムは研修のなかに継続的に織り込み、支援員への定期的な意識付けとして、内容を省くことなく丁寧に繰り返し伝え続けることが必要です。 <p>⇒「<u>手引</u>」第1章第2節 生活困窮者支援における人材養成の重要性 (p.2)、第2章第2節1 現場を起点として研修計画を立案する (pp.13-17)の内容も参照してください。</p>	1. 信頼関係の構築	5. 社会とのつながりの構築	2. ニーズの的確な把握	6. チームアプローチの展開	3. 自己決定の支援	7. さまざまな支援のコーディネート	4. 家族を含めた支援	8. 社会資源の開発	
1. 信頼関係の構築	5. 社会とのつながりの構築									
2. ニーズの的確な把握	6. チームアプローチの展開									
3. 自己決定の支援	7. さまざまな支援のコーディネート									
4. 家族を含めた支援	8. 社会資源の開発									
5分	<p>【演習②】</p> <p><u>演習2 (演習用シート)</u> を活用して個人ワークを進めます。</p> <p>1) 講師は、次のように、<u>演習2 (演習用シート p.3)</u> の枠を画用紙に見立てて、絵を描いていくよう参加者に促します。</p> <p>【進行例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「四角い枠を画用紙に見立てて、これから私がお伝えするものを、絵で描いていってください。」 ➢ 「はじめに、家の絵を描いてください。」「次に、木の絵を描いてください。」「続いて、川を描いてください。」「続いて、月を描いてください。」「さいごに、流れ星を描いてください。」 ➢ 「絵が完成しましたら、右端にお名前を記入してください。」 <p>2) 流れ星の絵を参加者各人に描いてもらったのち、その絵をグループの他のメンバーと見せ合ってもらいます。</p> <p>【進行例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「できあがった絵を、グループのメンバーと見せ合ってください。」 <p>3) 全体で確認していきます。</p> <p>【進行例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「それでは、全体で確認していきましょう。私が伝えることに該 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間によって、描く絵を少なくしたり、別の絵を描いてもらうなど、適宜変更して実施して構いません。 								

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
	<p>当する方は、挙手してください。」</p> <p>「一階建ての家を描いた方？ 二階建てだった方？」</p> <p>「丸く葉が茂った木を描いた方？ クリスマスツリーのようなとんがった木（針葉樹）を描いた方？ 葉っぱのない木を描いた方？」</p> <p>「川を縦に描いた方？ 横に描いた方？ 斜めに描いた方？」</p> <p>「満月だった方？ 半月だった方？ 三日月だった方？」</p> <p>「流れ星を1つ描いた方？ 2つだった方？ 3つ以上描いた方？」</p> <p>「名前を枠の外に書いた方？ 枠の中に書いた方？ 縦書きだった方？ 横書きだった方？ フルネームで書いた方？ 名字だけ書いた方？ 下の名前を書いた方？ 漢字で書いた方？ ひらがなで書いた方？ カタカナで書いた方？ ローマ字で書いた方？」</p> <p>4) 解説をします。</p> <p>【解説の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ それぞれの受け止め方には多様性があり、言葉でのコミュニケーションには限界があることを感じていただけたと思います。 ➤ 支援においては、「伝えたかどうか」よりも「伝わったかどうか」が重要です。相手に確実に伝わるようなコミュニケーションを心がけていきたいですね。 <p>※グループは同じ机等話しやすい位置に座っている数人を基本として進めるとよいでしょう。スクール形式で講義をしている場合移動する必要はなく、前後左右の方と話し合う程度で構いません。</p> <p>演習のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>人それぞれの多様性を体感することで、さまざまな視点を持つ相談者や職場について考えることの重要性について理解することを目的とした演習です。また、「伝える」ことの難しさについても理解を深めることが期待されます。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の振り返りや締めくくりに当たっては、<u>「手引」第4章第3節2（3）振り返りで気づきや共感を深める（pp.63-66）</u>が参考になります。

共通-C「生活困窮者支援に必要と考えられる視点」

◆ **主な内容**

相談者が抱える課題の特性を踏まえた支援を行うため、相談者の特性別に支援の考え方、留意点等を学ぶ。

◆ **活用可能な教材(本事業で開発したもの)**

なし

※必要に応じて「【相談】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方」の講義用スライドも活用可能

◆ **参考資料(本事業で開発したもの以外で参考となる資料)**

国研修テキスト第3章第1節及び追補資料

平成28年度国研修<共通>【講義と演習⑤】生活困窮者支援に必要と考えられる視点①—対象者の特性を踏まえた支援のあり方—(遠藤智子氏・鈴木美登里氏・金澤信之氏作成資料)、<共通>【講義と演習⑥】生活困窮者支援に必要と考えられる視点②—発達障害者への支援のあり方—(山口久美氏作成資料)

◆ **準備するもの**

演習：付箋2色(1人4枚～5枚を2色)、模造紙(グループに1枚)、マジック(グループに1セット)

◆ **進行案**

※下線部分は本事業で作成した教材及び教材内の項目等の名称を表しています。また、波線部分は各プログラムにおける講義・演習の学びを示していますので、その内容を十分に理解し、目的に沿った研修となるよう工夫してみてください。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
30～ 45分	<p>【講義】</p> <p>この講義では、それぞれの対象者の支援に精通した専門家等に登壇していただくことが望まれます。生活困窮者の特性別に、年ごとにテーマを選定し、その概況や支援の考え方、留意点について時間をかけて講義・演習を行うことが期待されます。</p> <p>教材を都道府県等で作成して講義を行う場合には、<u>【相談】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方(講義用スライド)</u>で、国研修テキスト第3章第1節(pp.50-86)をもとに支援対象者の典型例について参考となる点を整理した教材を開発していますので、これらを活用することもできます。</p> <p>講義のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> この講義では、生活困窮者の状況に応じた支援を展開するために必要な知識として、対象者の特性として考えられる内容と、支援に当たっての留意点等を学んでいきます。 <u>支援員は、相談者の抱える課題の特性を踏まえて、個々の状況に応じた支援を展開する必要があります。このため、生活困窮者の特性別に、その概況や支援の考え方、留意点等についての知識や支援技</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 講義の冒頭の投げかけについては、<u>「手引」第4章第3節2(1)講義に双方向性や参加性を生み出す(pp.54-56)</u>が参考になります。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
	<p>術を習得する必要があるということを説明します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者ごとの特性を理解することは、見通しを持った支援を行うことに寄与するものであるということも解説します。 	
30～ 45分	<p>【演習】</p> <p>※以下は、演習の例として平成 28 年度国研修の内容を活用した演習の進め方を解説します。専門家を招いて講義・演習を行う場合には、ここで示した演習の流れを参考にしながら、講師に事例を紹介してもらって進めていくとよいでしょう。</p> <p>平成 28 年度国研修＜共通＞「【講義と演習⑤】生活困窮者支援に必要と考えられる視点①—対象者の特性を踏まえた支援のあり方—」、「【講義と演習⑥】生活困窮者支援に必要と考えられる視点②—発達障害者への支援のあり方—」の資料を活用して演習を行います。</p> <p>講師は、平成 28 年度国研修で示した事例のなかから一つを選定して紹介します。まずは 10 分程度の個人作業で支援に必要な視点や留意すべき事項等を考えてもらい、さらにグループでそれぞれの考えたことを 10 分～15 分程度で共有してもらいます。以下の手順で行うと円滑に進めることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ピンクの付箋に「もっと知りたいこと」、青の付箋には「参考になったこと」を記入します（色は変えても構いませんが、2色用意してください）。 ➤ 付箋について、模造紙を使って整理し、視点を共有します。 <p>いくつかのグループから発表してもらった後に、重要な視点等を解説するとともに、8つの基本姿勢も確認していきます。最後に、それらから学ばれる視点や参考になったことを再度個人で考えてもらいます。</p> <p>※グループは3人～4人程度で、同じ机等話しやすい位置に座っている数人を基本として進めてください。</p> <p>演習のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度国研修＜共通＞では、以下のような支援対象者像と、それぞれの状況に応じた対応方法を学びました。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 発達障害者（行動特性と特性に応じた対応方法（本人への意図的な声かけの意味・役割等）、自立相談支援機関における対応方法や留意点等） ➤ DV被害者（被害から守るための対応方法と配慮すべき事項、心のケア、地域によるサポート 等） ➤ ひきこもり支援（ひきこもり状態に対する理解の必要性、アウトリーチ、家族全体の課題の把握、自立相談支援機関における対応方法等） ➤ 学校（教育）における支援（課題を抱える学生への対応、アウトリーチ、学校との連携等） 都道府県研修の演習では、上記から一つを選定し、対象者の特性と支援における留意点や主な連携機関について 10 分程度で説明します。その際には、支援を行うに当たって必要な「健康・保健」「権利擁護」「個人情報保護」の視点も意識しながら解説することが求められます。 事例紹介を通して、<u>対象者の特性を踏まえた支援をどうしていくかという具体的なイメージを持ってもらえるようにします。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 演習の進行については、<u>「手引」第4章第3節2（2）演習の進行を円滑に進める（pp.57-62）</u>が参考になります。 演習はまず同じ机等話しやすい位置に座っている数人を基本として進め、その後2グループで一緒になり、それぞれの内容を共有・整理します。2グループを統合する際には、参加者同士で机を近づけたり、いすを持ち寄ることで対応すると短時間で準備が可能になります。 前半の講義を専門家に依頼した場合には、演習の解説においても、重要な視点等をコメントしていただく、より内容が深まると考えられます。 研修の振り返りや締めくぐりに当たっては、<u>「手引」第4章第3節2（3）振り返りで気づきや共感を深める（pp.63-66）</u>が参考になります。

共通-D「地域づくり」

◆ 主な内容

制度において地域づくりが求められている理由や多様な社会資源が地域に存在していること等を学ぶ。

◆ 活用可能な教材(本事業で開発したもの)

講義用スライド

◆ 参考資料(本事業で開発したもの以外で参考となる資料)

国研修テキスト第5章

岩間伸之・原田正樹(2012)『地域福祉援助をつかむ』,有斐閣.

◆ 準備するもの

なし

◆ 進行案

※下線部分は本事業で作成した教材及び教材内の項目等の名称を表しています。また、波線部分は各プログラムにおける講義・演習の学びを示していますので、その内容を十分に理解し、目的に沿った研修となるよう工夫してみてください。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
90分	<p>【講義】</p> <p><u>【共通】D. 地域づくり(講義用スライド)</u>に沿った講義形式で、説明を行います。</p> <p>※3職種全てが参加する研修であることから、基本的な内容にポイントを絞ってわかりやすく説明することが望まれます。</p> <p>講師自身が実際にかかわった地域づくりの事例を紹介し、どのように地域づくりに向けて働きかけていったか、地域づくりのプロセス等、実践的な取組について紹介することも望まれます。</p> <p>講義のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none">この講義では、地域づくりの必要性と推進に向けた具体的な手法について学んでいきます。「<u>1. 生活困窮者支援と地域づくり</u>」の「<u>(2) 地域づくりの必要性</u>」(スライド pp.4-9)では、生活困窮者が社会に主体的に参加していくに当たっては、社会とのつながりを実感することが重要であることを説明します。また、地域づくりを進めるためには、地域の機関やインフォーマルグループを把握し、それらとどのように連携を図っていくのかを具体的に検討する必要があることを説明します。「<u>(3) 地域づくりに必要な視点</u>」(スライド pp.10-11)では、地域づくりを推進するに当たっては「自分たちの問題としてとらえる視点」「地域住民が主体であること」「地域特性を踏まえること」という3つの視点を持つことが重要であることを解説します。「<u>(4) コミュニティ・アセスメントの方法</u>」(スライド p.12)、「<u>(5) コミュニティ・アセスメントの視点</u>」(スライド pp.13-14)では、	<ul style="list-style-type: none">地域固有の情報を盛り込んだ研修教材を開発することも考えられます。講義の冒頭の投げかけについては、「<u>手引</u>」第4章第3節2(1)講義に<u>双方向性や参加性を生み出す(pp.54-56)</u>が参考になります。地域づくりの事例については、講師が解説するのではなく、実践されている方に依頼して事例紹介等を行っていただくことも考えられます。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
	<p>地域づくりの前提として、地域の特性を把握するための具体的な方法や視点を示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「(6) 地域を重層的にとらえる視点」(スライド p.15)</u> では、地域づくりにおいては地域の範囲を階層化することで、地図上の平面的な理解ではなく、生活圏として重層的に理解することが重要であるということを説明します。 ・ <u>「2. ネットワークづくり」(スライド pp.16-21)</u> では、生活困窮者支援のためには、特に「発見のネットワーク」「支援ネットワーク」「交流ネットワーク」が必要であることを説明します。 ・ 「発見のネットワーク」とは、ひきこもりや社会的孤立の状態にある人を地域住民や地域機関とのネットワークを通して見つけ出すことを示しています。また、「支援ネットワーク」とは、相談者が孤立している状態から脱却するために、支援員は多様な社会資源や地域の人々とともに、参加する場や働く場等を作っていくことを示しています。これは、相談者が支えられる側から支える側に転換することを支援することにもつながるものです。さらに、「交流ネットワーク」とは、支援を適切に行う人材を養成するため、地域の関係者がともに学び、研鑽していくことを示しています。 ・ <u>「3. 社会資源の開発」(スライド pp.22-23)</u> では、地域には多様な社会資源が存在していること、地域に不足する社会資源について地域全体の問題として捉え、地域関係者とともに開発していく必要があるということに加え、中間的就労の場の開拓においても「地域への貢献や地域の活性化を図る」という視点が大切であることを説明します。 ・ <u>「4. 地域づくりに活かす地域福祉計画」(スライド pp.24-29)</u> では、地域福祉計画の概要とともに、地域づくりを進めるためには生活困窮者支援を地域福祉計画に位置付けて取り組むことが効果的であるということを説明します。また、その策定プロセスへの参画に当たっては、地域の潜在的な福祉ニーズを顕在化し、住民参加の手法を地域の実情に応じて活用できることが重要であるということについても言及します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の振り返りや締めくくりに当たっては、<u>「手引」第4章第3節2(3)振り返りで気づきや共感を深める(pp.63-66)</u>が参考になります。

共通－E「個別支援の基本と相談支援の展開(概論)」

◆ **主な内容**

相談支援の基本となる考え方と、インテークから終結までの支援プロセスにおいて支援員が大切にすべき視点や考え方、帳票類の活用について学ぶ。

◆ **活用可能な教材(本事業で開発したもの)**

講義用スライド

◆ **参考資料(本事業で開発したもの以外で参考となる資料)**

国研修テキスト第4章

みずほ情報総研(2016)「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における帳票類の標準化等に関する調査研究事業報告書『事例から学ぶ 自立相談支援の基本』」(厚生労働省平成27年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業)

みずほ情報総研(2015)「自立相談支援事業における使用標準様式の実用化に向けた調査研究報告書」(厚生労働省平成26年度セーフティネット支援対策等事業(社会福祉推進事業))

◆ **準備するもの**

なし

◆ **進行案**

※下線部分は本事業で作成した教材及び教材内の項目等の名称を表しています。また、波線部分は各プログラムにおける講義・演習の学びを示していますので、その内容を十分に理解し、目的に沿った研修となるよう工夫してみてください。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
60分	<p>【講義】</p> <p><u>【共通】E. 個別支援の基本と相談支援の展開(概論)(講義用スライド)</u>に沿った講義形式で、説明を行います。そのうえで、講師自身が各プロセスのなかで、どのような点に留意したり、工夫をしているかなど、実際の業務の状況を説明し、教材では補えない実践的視点を提供することも望まれます。</p> <p>講義のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談支援は、本人と支援員との間の信頼関係に裏打ちされた援助関係を基盤として、本人を取組の主体に位置付けた個別的・継続的な支援を展開することが重要です。その際には、相談支援に関する専門的な方法や支援技術に基づく実践が求められます。 この講義では、本人との信頼関係の構築に向けた取組と援助関係を活かした支援のあり方、本人の力を引き出す支援の考え方について学んでいきます。さらに、相談支援の各プロセスにおいて支援員が留意すべきポイントや大切な視点、帳票類を活用する意義についても学びます。 なお、この講義用スライドでは、解説の順番を国研修テキストとは逆の構成にしています。講義では、まず「個別的・継続的な支援」について説明し、その後の相談支援のプロセスに沿った説明を進め 	<ul style="list-style-type: none"> 講義の冒頭の投げかけについては、「手引」第4章第3節2(1)講義に<u>双方向性や参加性を生み出す(pp.54-56)</u>が参考になります。 事例を用意し、講義内容を踏まえながら、インテーク・アセスメントシート(特に「課題と背景要因」「課題のまとめと支援方針」)を作成する演習の時間を設けることも望まれます。 ⇒作成後、前後左右の3人～4人程度のグループで共有してもらいます。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
	<p>ます。「個別的・継続的な支援」の内容は、相談支援の全ての過程において支援員が意識し、一つひとつのかかわりのなかに織り込んでいくべき内容です。支援プロセスの説明においては、随時「個別的・継続的な支援」に立ち戻り、<u>一つひとつの取組を通じて「個別的・継続的な支援」を実践するという視点が求められる</u>ということを確認しながら、解説を進めていってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>1. 個別的・継続的な相談支援</u>」の「<u>(1) 本人との援助関係の構築</u>」(スライド pp.2-8)では、本人と支援員との間に信頼関係に裏打ちされた援助関係を形成することが、本人を主体に位置付けた問題解決へのプロセスを後押しするということを説明します。 ・信頼関係の構築に当たっては、面接以外の場面で本人と一緒に過ごす時間を大切にするとともに、現在の状況に至った背景やそれに付随する感情も含めたありのままの本人を受け止める姿勢が求められます。そして、本人と支援員との間に形成される信頼関係を課題解決に活かしていくことが求められます。 ・本人との信頼関係を基盤とした相談支援は、以下のような視点でとらえることができます。本人とのかかわりにおいては、単に本人に「寄り添う」だけでは本人の前向きな変化を促す専門的な支援にはならず、その過程には高い専門性が求められます。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 本人が支援員とのつながりによって自分の「居場所」を確認できる。 ➢ 支援員にありのままを受け止めてもらえるという信頼を支えに、本人が現実を直視する。 ➢ 継続的に支えてくれているという実感が、本人の行動変容や自己決定に必要となるエネルギーの供給源になる。 ➢ 援助関係を形成するために本人の感情を受け止めることにより、本人が自分を価値ある人間として感じられるようになり、主体性を喚起する。 ➢ 会話を通じて信頼関係が構築され、そこからさらに会話が広がって本人が自分についての考察を深められるようになる。 ・「<u>(2) 本人の力を引き出す支援</u>」(スライド pp.9-21)では、相談支援における取組を通じた本人の「気づき」の内容には、①自分自身の感情、②自分の社会関係、③問題発生メカニズム、④自分の長所や強み(ストレングス)があることを説明します。そして、本人が自分のできることや強みを認識してそれらを活用することが、自分自身の有用感や肯定感の向上につながり、エンパワメントの獲得に向けた一歩となることを説明します。 ・本人の力を活用した支援を行うに当たって、支援員には以下のような働きかけが求められます。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 具体的に「できること」を見極め、活用する。 ➢ 変化を前向きに評価し、本人や関係者にフィードバックする。 ➢ できることから出発し、連鎖的に本人の力を引き出す。 ・支援員は、本人の歩調に合わせながら関係づくりを進め、2人の行き着く「ゴール」を本人が決めることができるように支えることが求められます。本人が決めるプロセスを支えるための取組の視点として、以下のことも取り上げます。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 自己決定できる環境や状況を整える。 ➢ 支援員との信頼関係から自己決定につなげる。 ➢ 周囲とのやりとりや関係性を踏まえて自分の考えや意向を形成していけるよう、間に入って媒体機能を担う。 ➢ 感情の「揺れ」に付き合う。 	

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「<u>2. 相談支援の展開</u>」(スライド pp.22-44) では、相談支援の各プロセスの概要、大切にすべき視点や留意点を整理していますので、講義用スライドに沿って順に説明していきます。 ➤ アウトリーチ：早期発見・早期把握に向けてさまざまな機関と連携を図り、地域のネットワークを構築する。 ※本制度におけるアウトリーチには、「発見のためのアウトリーチ」「アセスメントのためのアウトリーチ」「支援のためのアウトリーチ」「地域づくりのためのアウトリーチ」という側面がありますが、この講義では相談支援のプロセスに沿って説明を進めるという観点から、「発見のためのアウトリーチ」についての解説を行います。 ➤ 包括的な相談受付：相談につながった人を幅広く受け止め、対応について適切に判断する。 ➤ アセスメント：本人を取り巻く環境を把握し、本人が自分自身の状況や課題をどのように捉えているのか理解する。 ➤ プラン作成：本人の意思を大切に、本人と協働で作成する。 ➤ 支援の実施：プランの取組を通じて「個別的・継続的な支援」を行うことを意図してかかわる。チームアプローチにより支援を行う。 ➤ 終結：適切に判断し、終結後のフォローも想定しておく。 ・ 「<u>3. 帳票類標準様式を活用する意義</u>」(スライド pp.45-47) には、相談支援の展開において、帳票類を活用することの意義・それらを標準化することの意義を整理し示していますので、講義用スライドに沿って説明していきます。 ➤ 法に基づく相談支援機関として適切に判断し必要な手続きを実施するために。 ➤ 相談支援の質の確保、向上のために。 ➤ チームアプローチを支える情報共有の手段として。 ➤ ケースデータを蓄積して支援対象者の状態像や支援実績、支援による効果を把握するために。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の振り返りや締めくくりに当たっては、「<u>手引</u>」<u>第4章第3節2(3)振り返りで気づきや共感を深める</u> (pp.63-66) が参考になります。

MEMO

Lined area for writing the memo content.

共通－F「就労支援の実施方法」

◆ 主な内容

多様な働き方があることを踏まえて就労支援を行う必要があることを学ぶ。

◆ 活用可能な教材(本事業で開発したもの)

講義用スライド「【就労】A－1. 就労支援の基本的考え方」

◆ 参考資料(本事業で開発したもの以外で参考となる資料)

国研修テキスト第6章

平成28年度国研修<共通>【講義と演習⑨】就労支援の考え方と実施方法(新保美香氏作成資料)

平成30年度国研修<共通>【講義と演習⑧】就労支援の考え方と実施方法(新保美香氏作成資料)、<就労準備>【講義と演習⑨】支援関係の構築(新保美香氏・岡野みゆき氏・谷口仁史氏作成資料)

◆ 準備するもの

演習用シート

◆ 進行案

※下線部分は本事業で作成した教材及び教材内の項目等の名称を表しています。また、波線部分は各プログラムにおける講義・演習の学びを示していますので、その内容を十分に理解し、目的に沿った研修となるよう工夫してみてください。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
30分	<p>【講義①】</p> <p>就労支援の考え方については、<u>【就労】A－1. 就労支援の基本的考え方(講義用スライド)</u>を活用して教材を作成してください。</p> <p>※3職種全てが参加する研修であることから、基本的な内容にポイントを絞ってわかりやすく説明することが望まれます。</p> <p>講義のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none">この講義では、自立の概念には経済的自立だけでなく日常生活自立や社会生活自立もあり、<u>支援員は多様な自立の姿があることを踏まえて就労支援を行う必要があることを説明します。</u>また、就労支援を行うに当たっては、本人の状況に応じて、本人の自己決定を尊重しながら支援を進めていくことや、単なる「職」と「求職者」を結び付けるジョブマッチングにとどまらず、中間的就労や就労体験場所の開拓、社会資源の開発、企業への定着支援等が求められることも説明します。生活困窮者支援における就労支援は、「就職」支援とは異なり、「就労が収入を得るばかりでなく、<u>社会とのつながりを構築し、自己実現を図る</u>という意義を持つ」という観点から実施することを理解してもらうことが大切です。	<ul style="list-style-type: none">研修の冒頭の投げかけについては、<u>「手引」第4章第3節2(1)講義に双方向性や参加性を生み出す(pp.54-56)</u>が参考になります。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
10分	<p>【演習】</p> <p>※以下は、演習の例として平成 28 年度国研修の内容をもとにした演習の進め方を解説します。</p> <p><u>【就労】A-1. 就労支援の基本的考え方（講義用スライド）の「4. さいごに」（スライド p.23-24）</u>を示し、本制度のもと、支援員が取り組む就労支援の内容を確認していきます。</p> <p>就労支援員に求められる「きちんと」「みんなで」「ずっと」「つながる・つくる」のなかにあるそれぞれの項目を確認してもらいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「取り組んでいる」→○ ➤ 「これから取り組みたい」→△ ➤ 「特に重点的に取り組みたい」→☆ <p>その後、チェックした内容についてチームで共有してもらいます。</p> <p>※グループは同じ机等話しやすい位置に座っている3人～4人を基本として進めるとよいでしょう。スクール形式で講義をしている場合移動する必要はなく、前後左右の方と話し合う程度で構いません。</p> <p>演習のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの自らの実践を振り返ること、今後の行動変容を目的とした演習です。また、この後の講義において、各自が習得すべき学びを明らかにすることも期待されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 演習の進行については、<u>「手引」第4章第3節2（2）演習の進行を円滑に進める（pp.57-62）</u>が参考になります。 ・ 確認に当たっては、チェックシートを作成し配布することが望まれます。
20分	<p>【講義②】</p> <p>就労支援の実施方法については、平成 28 年度国研修＜共通＞【講義と演習⑨】就労支援の考え方と実施方法の資料（「就労支援の基本的な考え方～実践編～」）を参考にして教材を作成してください。</p> <p>※3職種全てが参加する研修であることから、基本的な内容にポイントを絞ってわかりやすく説明することが望まれます。</p> <p>講義のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立相談支援機関が行う就労支援は、「就職支援」だけでなく、多様な就労阻害要因に対応しながら職業紹介から定着支援までをカバーする「支援付き就労」であることを説明します。 ・ そのような支援の実施においては、支援者に対する職業紹介と同時に、企業開拓が重要であることを説明し、その実際の進め方を示します（<u>【就労】C. 企業へのアプローチ（講義用スライド）</u>を活用して教材を作成し、ポイントを絞って説明することも考えられます。）。 ・ 実践方法については、講師の経験をもとに、地域の実態等を踏まえた効果的な取組について紹介することが望まれます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講師自身が就労支援を行ううえで大切にしていること「就労支援3カ条」を紹介することで、就労支援を進めるに当たっての大切な考え方をわかりやすく示すことができます。 ・ 就労支援を地域で行っている方に講演等をしていただくことも考えられます。 ・ 研修の振り返りや締めくくりに当たっては、<u>「手引」第4章第3節2（3）振り返りで気づきや共感を深める（pp.63-66）</u>が参考になります。

(2) 相談支援員養成研修カリキュラム

相談－A「相談支援の基本的考え方」

◆ 主な内容

相談支援の基本的な考え方と帳票類を活用する意義について、職種共通従事者養成カリキュラムで学んだ内容を再度確認する。

◆ 活用可能な教材(本事業で開発したもの)

講義用スライド

◆ 参考資料(本事業で開発したもの以外で参考となる資料)

みずほ情報総研(2016)「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における帳票類の標準化等に関する調査研究事業報告書『事例から学ぶ 自立相談支援の基本』」(厚生労働省平成27年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業)

みずほ情報総研(2015)「自立相談支援事業における使用標準様式の実用化に向けた調査研究報告書」(厚生労働省平成26年度セーフティネット支援対策等事業(社会福祉推進事業))

◆ 準備するもの

なし

◆ 進行案

※下線部分は本事業で作成した教材及び教材内の項目等の名称を表しています。また、波線部分は各プログラムにおける講義・演習の学びを示していますので、その内容を十分に理解し、目的に沿った研修となるよう工夫してみてください。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
45分	<p>【講義】</p> <p><u>【相談】A. 相談支援の基本的考え方(講義用スライド)</u>に沿った講義形式で説明を行います。</p> <p>講義のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> この講義では、<u>【共通】E. 個別支援の基本と相談支援の展開(概論)</u>で学んだ内容を再度確認していきます。 相談支援を効果的に展開するためには、<u>相談支援の対象となる本人、その家族や周囲の環境についての理解を深め、本人理解に基づいて支援の方向性を見定めることが求められます。</u>また、支援を行うに当たっては、<u>本人が主体的に課題の解決に向けて取り組むことを支える</u>という視点が重要になります。 また、<u>支援を組織的、効率的、効果的に展開するために帳票類を活用する</u>ということも説明します。 <u>「2. 帳票類の活用」の「(2) 帳票類を活用した相談支援の展開」(スライド p.8以降)</u>には、<u>【共通】E. 個別支援の基本と相談支援の展開(概論)</u>及び本講義で学んだ内容を踏まえたうえで、帳票類を活用した相談支援の展開に際してよくある質問とその回答をいくつか挙げていますので、参考情報として紹介してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者の経験等を考慮し、必要に応じて相談支援の各プロセスの考え方について本講義の冒頭で再度確認をすることも望まれます。<u>(【共通】E. 個別支援の基本と相談支援の展開(概論)のスライドを活用できます。)</u> 講義の冒頭の投げかけについては、「手引」第4章第3節2(1)講義に<u>双方向性や参加性を生み出す(pp.54-56)</u>が参考になります。 <u>スライド p.8以降</u>の部分は、講義内での説明を省き、参考情報として研修中あるいは研修後に各自で読んでもらうこととして

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
		<p>もよいでしょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> よくある質問と回答の内容は、過去の参加者の声等を参考にしながら、参加者のニーズにあった内容を追加して示すとよいでしょう。講義用スライドで示した質問と回答を紹介しながら、講義内で参加者から相談支援の展開に当たっての質問を受け付けることも考えられます。 <p>⇒参加者の質問に対応する際には、<u>「手引」第4章第3節1（3）の「Q. 参加者の質問に答えられない時はどのようにすればいいでしょうか。」（p.53）</u>も参考にしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修の振り返りや締めくくりに当たっては、<u>「手引」第4章第3節2（3）振り返りで気づきや共感を深める（pp.63-66）</u>が参考になります。

相談－B「対象者の特性を踏まえた支援のあり方」

◆ 主な内容

対象者の特性を踏まえた支援の考え方と留意点等について学ぶ。

◆ 活用可能な教材(本事業で開発したもの)

講義用スライド

◆ 参考資料(本事業で開発したもの以外で参考となる資料)

国研修テキスト第3章第1節及び追補資料

平成28年度国研修<共通>【講義と演習⑤】生活困窮者支援に必要と考えられる視点①—対象者の特性を踏まえた支援のあり方—(遠藤智子氏・鈴木美登里氏・金澤信之氏作成資料)、<共通>【講義と演習⑥】生活困窮者支援に必要と考えられる視点②—発達障害者への支援のあり方—(山口久美氏作成資料)

◆ 準備するもの

なし

◆ 進行案

※下線部分は本事業で作成した教材及び教材内の項目等の名称を表しています。また、波線部分は各プログラムにおける講義・演習の学びを示していますので、その内容を十分に理解し、目的に沿った研修となるよう工夫してみてください。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
30分	<p>【講義】</p> <p><u>【相談】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方(講義用スライド)</u>に沿った講義形式で説明を行います。</p> <p>講義のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の支援を行うに当たっては、<u>対象者の特性と、その人が生活困窮に陥った背景や要因等を理解し、状況に応じた支援を展開する</u>ことが求められます。この講義では、対象者の特性を踏まえた支援のあり方として、生活困窮者の特性別に、支援の考え方や留意点等を説明していきます。 ➤ ニート：世帯の困窮状態全体を視野に入れ、本人が働けなくなっている状態をアセスメントする。 ➤ ひきこもり：ひきこもりかどうかの判定や原因の特定ではなく、生活困窮から脱するための支援のためにかかわる。 ※ひきこもりの人に対する支援について解説する際、「支援のためのアウトリーチ」という観点から、対象者に必要な支援を届けるための活動の考え方と具体的な方法についても説明することが望まれます(スライドp.9)。 ➤ 精神科疾患：医療機関と連携し、疾患の特性や病状に合わせた支援を行う。 ➤ 知的障害、発達障害：本人の生活のしづらさを理解する、本人にとってわかりやすいやり方で丁寧に関わる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この講義では、それぞれの対象者の支援に精通した専門家等に登壇していただくことが望まれます。研修の企画を通じて各分野の専門家と知り合うことは、新たな社会資源の開発にもつながります。 ・講義の冒頭の投げかけについては、「手引」第4章第3節2(1)講義に<u>双方向性や参加性を生み出す(pp.54-56)</u>が参考になります。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 虐待：自治体が窓口になって対応することを基本としながら、必要に応じて自立支援機関で支援する。 ➤ 多重・過剰債務者：さまざまな背景を抱えて生活困窮に陥る多重・過剰債務者の実情を理解し、専門の窓口につなぎながら、問題の解決と生活の再建を支援する。 ➤ ホームレス：住宅の確保と就労支援を基本としながら包括的な支援を行い、自立後も継続的にかかわる。 ➤ 矯正施設出所者等：保護観察所と連携しながら、生活の安定に向けた適切な支援を行う。 ➤ 外国人：状況や直面しやすい課題が多様であることを認識し、必要な情報が適切に届くように支援する。 ➤ 性暴力被害者：本人の状況や心情に配慮しながら、専門機関と連携して支援を行う。 ➤ セクシュアル・マイノリティ：「性」の多様さを理解し、本人との信頼関係を構築する。 <p>・ 実際の支援では、この講義で取り上げた内容にとらわれ過ぎることのないよう、<u>個々の状況に応じて柔軟な対応を行う必要がある</u>ということも説明しておくことが求められます。</p>	<p>・ 研修の振り返りや締めくくりに当たっては、「<u>手引</u>」<u>第4章第3節2(3)振り返りで気づきや共感を深める (pp.63-66)</u>が参考になります。</p>

相談-C「個を支える地域づくり」

◆ 主な内容

地域を基盤とした相談支援のあり方と、生活困窮者を通じた地域づくりの基本的な考え方について学ぶ。

◆ 活用可能な教材(本事業で開発したもの)

講義用スライド

◆ 参考資料(本事業で開発したもの以外で参考となる資料)

国研修テキスト第4章

岩間伸之・原田正樹(2012)『地域福祉援助をつかむ』,有斐閣.

◆ 準備するもの

なし

◆ 進行案

※下線部分は本事業で作成した教材及び教材内の項目等の名称を表しています。また、波線部分は各プログラムにおける講義・演習の学びを示していますので、その内容を十分に理解し、目的に沿った研修となるよう工夫してみてください。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
30分	<p>【講義】</p> <p><u>【相談】C. 個を支える地域づくり(講義用スライド)</u>に沿った講義形式で説明を行います。</p> <p>講義のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援制度の目標として、「生活困窮者の自立と尊厳の保持」に加えて「生活困窮者支援を通じた地域づくり」があります。個別の支援と地域づくりは制度の両輪であるということを踏まえ、この講義では、<u>包括的な支援を行うためには地域力を高めていくことが重要であり、そのためには地域の人や自治会、関係機関等を巻き込み一緒に支援にかかわることが必要である</u>ということを説明していきます。 「個を地域で支える支援」と「個を支える地域をつくる支援」を一体的に展開することにより、地域福祉の底上げにつながります。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>「1. 地域を基盤とした相談支援」の「(3) 個と地域の一体的支援」にある図：個と地域の一体的支援(スライド p.4)</u>は、以下のことを示しています¹⁾。 <ul style="list-style-type: none"> (A) のアプローチ：本人への支援に直接かかわるアプローチ <ul style="list-style-type: none"> (A1) 支援員が本人に直接働きかけるアプローチ (A2) 専門機関等による専門的サービスの提供 (A3) 近隣の地域住民やボランティア等から本人への生活支援 (B) 「個を支える地域をつくる支援」 	<ul style="list-style-type: none"> 講師自身が実際にかかわった地域づくりの事例を紹介し、どのように地域づくりに向けて働きかけていったか、地域づくりのプロセス等、実践的な取組について紹介することも望まれます。 講義の冒頭の投げかけについては、「手引」第4章第3節2(1)講義に<u>双方向性や参加性を生み出す(pp.54-56)</u>が参考になります。

¹⁾ 岩間伸之「Unit3 個と地域の一体的支援」, 岩間伸之・原田正樹(2012)『地域福祉援助をつかむ』,有斐閣,pp.42-43より

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
	<p>(B1)本人にかかわった地域住民たちがその過程で新たな気づきを得て、地域の他のニーズのある人やその可能性がある人たちに予防的対応を含めて手を差し伸べること</p> <p>(B2)ニーズをいち早く把握できる取組や新しいネットワークを形成するといった圏域全体を視野に入れた働きかけ</p> <p>▶ 「(4) 個別支援から地域支援、そして地域づくりの推進へ」にある図：個別支援から地域支援、地域づくりの推進へ(スライド p.5)は、以下のことを示しています²。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「個を地域で支える支援 (A)」</p> <p>「個を支える地域をつくる支援 (B)」</p> <p>「生活困窮者支援を通じた地域づくり (C)」</p> </div> <p>⇒地域を基盤とした相談支援においては、(A)(B)を同時並行で推進する。さらに、複数の地域における実践を束ねていくことによって、(C)につながる。さらに、同時並行で(C)の側から(B)を活性化するアプローチも大切。</p> <p>上記のような取組の蓄積によって、(C)の推進が(A)の個別支援に寄与するという関係がもたらされる。</p> <p>・また、地域を基盤とした相談支援は「予防的支援」の機能も有しています。相談支援員は、包括的な相談支援の担い手として、地域住民との協働により①早期発見・早期把握、②早期対応、③見守り、④良好で健全な状態を維持するためのさまざまな取組を行うことが求められます。</p> <p>▶ 「2. 予防的支援の展開」の「(1) 地域を基盤とした相談支援と予防的支援」にある図：予防的支援のための4つのアプローチのイメージ図(スライド p.6)は、以下のことを示しています³。</p> <p>⇒①不健全域にある事例でありながらも、早い時期で発見し、それ以上不健全な状態にならないよう手立てを講じる。</p> <p>②不健全域にある事例を健全域にまで移行させる。本人が健全域に向かう歩みを支えることは、予防的支援の重要なポイントとなる。</p> <p>③健全域の状態にある事例を、状態に若干の不安定さがあっても健全域内で推移するように経過観察する。</p> <p>④健全域にある事例を、そのまま健全状態を維持できるように働きかける。</p> <p>・なお、地域を基盤とした相談支援においても、インフォーマルな社会資源をどのように形成し活用するかは大きなポイントとなります。インフォーマルサポートの形成と活用について、以下の点⁴を説明することも望めます。</p> <p>▶ 何らかのニーズのある人に対する地域住民等からの具体的な働きかけの延長線上として、継続的・意識的な活動が成立し、成熟していく。支援員は、そのような社会資源の形成に向けた過程を支えていく役割を担う。</p> <p>▶ 地域住民が、自分たちの活動は予防的支援に役立っているということを認識することによって、個別の活動から組織的で</p>	

²岩間伸之・原田正樹(2012)『地域福祉援助をつかむ』有斐閣, pp.1-2.より

³岩間伸之「Unit12 予防的支援とインフォーマルサポート」, 岩間伸之・原田正樹(2012)『地域福祉援助をつかむ』, 有斐閣, pp.125-127.より

⁴ 岩間伸之「第4章第4節個と地域の一体的支援」, 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト編集委員会編(2014)『生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト』, 中央法規出版, pp.182-183.より

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
	<p>継続性のある活動へと展開していく。支援員は、インフォーマルな社会資源の重要性を地域住民が認識できるよう働きかけることが求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域のサポート活動を継続的なものとするためには、インフォーマルな支援の相互性（支援の受け手と担い手が入れ替わることがある）を認識しておくことも重要になる。 ▶ インフォーマルな支援は、生活困窮者のニーズの多様化に柔軟に対応することができるという特徴も持つ。支援員は、インフォーマルな支援の担い手がニーズや変化に早期に気づけるように体制や働きかけを工夫することが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の振り返りや締めくくりに当たっては、「<u>手引</u>」<u>第4章第3節2(3)振り返りで気づきや共感を深める</u> (pp.63-66) が参考になります。

相談-D「相談支援の展開」

◆ 主な内容

支援プロセスにおいて支援員が大切にすべき視点や考え方と各種帳票の活用方法について実践的に学ぶ。

このプログラムでは、相談支援の基幹となる大切な考え方について、相談支援のプロセスに沿って学んでいきます。この教材を活用した演習は、プロセスごとに区切って部分的に行うのではなく、一連の流れを通して学ぶことで、相談支援のあり方を理解できるようにする必要があります。

各都道府県等で企画したカリキュラムのスケジュール等に応じて、他のプログラムの構成、本プログラムの講義や発表時間等を調整することにより、研修時間を十分に確保できるよう工夫してください。

◆ 活用可能な教材(本事業で開発したもの)

講義用スライド、演習1、演習2-1、演習2-2、演習3、演習4

◆ 参考資料(本事業で開発したもの以外で参考となる資料)

みずほ情報総研(2016)「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における帳票類の標準化等に関する調査研究事業報告書『事例から学ぶ 自立相談支援の基本』」(厚生労働省平成27年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業)

みずほ情報総研(2015)「自立相談支援事業における使用標準様式の実用化に向けた調査研究報告書」(厚生労働省平成26年度セーフティネット支援対策等事業(社会福祉推進事業))

◆ 準備するもの

演習②-2、④: デジタルカメラ、模造紙等(グループでのワークで整理したレジユメを全員で共有する際に利用)

演習④: 模造紙(グループに1枚)、マジック(グループに1セット)

◆ 進行案

※下線部分は本事業で作成した教材及び教材内の項目等の名称を表しています。また、波線部分は各プログラムにおける講義・演習の学びを示していますので、その内容を十分に理解し、目的に沿った研修となるよう工夫してみてください。

👉 演習を行うに当たって

このプログラムで行う演習は、「個人ワーク」「グループでのワーク」「全体共有」「講師のまとめ」という、事例検討の基本的な流れに沿っています。

講師は、全体共有から解説(講師のまとめ)へどのようにつなげていくかということについて、状況に応じて判断し、流れのなかで演習の展開を考え作りあげていくことが求められます。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
10分	<p>【講義】</p> <p>この講義では支援プロセス（インテーク～終結）において支援員が大切にすべき視点や考え方と各種帳票の活用方法について、事例を通して実践的に学んでもらいます。</p> <p>まずは導入講義として、【相談】D.相談支援の展開の「1.はじめに」（講義用スライド pp.2-4）に沿って説明します。</p> <p>講義のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> この演習には、以下の2つの意義があることを説明します。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 構造化：実際の相談支援は、さまざまな要素が一体的に混在しながら進んでいきます。どのような要素から相談支援の実践がなされているのかを意識化・構造化することを学んでいきます。 ➤ 視覚化：公的な事業の担い手として、根拠に基づく実践を見える化し、社会に説明責任を果たす必要があります。実践を視覚化することは、その内容を共有し、チームアプローチとして支援を展開するという観点でも重要なことです。 上記のことはすなわち、この演習を通じて帳票類を活用する重要性を理解するというを示しています。帳票類を活用する意義として、「1.（2）帳票類を活用する意義」（スライド p.3）に示した内容を改めて確認するとともに、以下のことも説明していきます。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 帳票類の作成においては、取組の「主体」が誰なのかを認識しておく必要があるということ。 ➤ アセスメント結果の整理には、専門職としての判断が問われるということ。 さらに、この後の演習の進め方について説明したうえで、相談支援に当たっての事例検討も同じ流れ（以下の通り）で行われることを確認するとよいでしょう。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 個人ワーク→グループでのワーク→全体での共有→講師のまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> 講義の冒頭の投げかけについては、「手引」第4章第3節2（1）講義に双方向性や参加性を生み出す（pp.54-56）が参考になります。
50分	<p>【演習①包括的な相談受付】</p> <p>演習1（演習用シート pp.1-2）を活用しながらワークを進めます。</p> <p>「相談開始当初の概要」（演習用シート p.1）を全員で共有したのち、初回面接の目的について各自考えて記入してもらいます（5分）。そして、グループで考えた内容について話し合ってもらいます（20分）。</p> <p>※この後の演習ではグループごとに検討した内容を整理しシート等に記入してもらいますので、作業を行いやすいようにレイアウトを工夫することが望まれます。</p> <p>⇒レイアウトを考える際には、「手引」第4章第2節研修における「場づくり」のコツー参加の促進を目指してー（pp.45-51）も参考にしてください。</p> <p>講師は、グループでのワークの間は会場をまわり、発表するグループを選定します。そして、グループ発表ののち、この演習でおさえておくべきポイントや考え方についてコメントします。コメントに当たっては、「包括的な相談受付（演習①：発表後）」（スライド p.5）を活用することができます（20分～30分）。</p> <p>発表後に、相談受付・申込書の記載例として、《参考》相談受付・申込書を全員に配布します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 演習の進行については、「手引」第4章第3節2（2）演習の進行を円滑に進める（pp.57-62）が参考になります。 相談開始当初の概要は、講師が読み上げて共有するとよいでしょう。 グループの選定については、活発に議論を行っていたグループ、手を挙げてくれたグループ、全てのグループを順番に…等の工夫が考えられます。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
	<p>これ以降の演習も、基本的に同様の流れで進めていきます。</p> <p>演習のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> この演習では、相談受付に当たっては、<u>場当たりに面談を進めていくのではなく、自立相談支援機関としての目的や意図をできるだけ多く持って向き合う必要がある</u>ということを学んでもらいます。初回面接の目的は以下が考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> この時点で可能な範囲で本人を知る(→ソーシャルスキルの見立てにつながる情報も集めておく)。 緊急性を判断する。 一方で、自立相談支援機関の側の意図に引っぱられ過ぎることなく、<u>本人が話したいことに丁寧に耳を傾け、援助関係の構築に努める</u>ことも重要です。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>スライド p.5</u> は、講師による解説のポイントを整理したものです。実際の演習のなかでは、講師がここに書かれた内容を自分の言葉でわかりやすく説明していくことが望まれます(これらのスライドは配布資料からは除き、スクリーンに表示して利用するとよいでしょう)。
80分	<p>【演習②-1 アセスメント】</p> <p><u>演習2-1 (演習用シート pp.3-7)</u> を活用しながら、演習1と同様の形式でワークを進めます。コメントに当たっては、「<u>アセスメント (演習②-1：発表後)</u>」(スライド pp.6-7) を活用することができます。</p> <p>演習のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> この演習では、<u>演習2-1 (演習用シート pp.3-6)</u> に描かれたやりとりについての全体的な印象や、個別の応答に対する評価を話し合います。また、このあと支援を進めていくに当たってどのような情報を把握しておく必要があるのか、母親(本人)にどのようなことを考えてもらいたいのか、支援員としてどのように動いていくかについても考えてもらいます。 面談の評価は、さまざまな観点からの意見が考えられます。発表内容を通じて、どのような面談を行うことが信頼関係の形成につながるのかを考えていきます。具体的な内容として考えられるものを、下にいくつか記します。 <ul style="list-style-type: none"> 逐語録 No. 5：「一番はお父さんが働いていらっしやらないということ」は、紹介者によるフィルターのかかった情報であり、本人にとっての“一番”はわからない。 逐語録 No. 14-15：本人が自分のことを語る部分に焦点化して次の会話につなげる必要があった。 逐語録 No. 41-42：本人の感情が表れた言葉を支援員が繰り返す、言い換えるなどにより、その部分についてのやりとりを促し、本人の思いを受け止めることが求められる部分であった。 また、今後の支援の進め方を考えるに当たり、相談支援のプロセスにおいては絶えず情報が更新されていくことを踏まえ、<u>新しい情報をもとにどのように支援を展開していくか継続的に考える必要がある</u>ということを説明します。 	<ul style="list-style-type: none"> 逐語録は、グループ内で役割を決めて再現し、共有してもらおうとよいでしょう。
15分	<p>【講義①】</p> <p>この後の演習に先だって学んでおくべき事項について、「<u>2. アセスメント (講義①)</u>」(スライド pp.8-10) に沿って説明します。</p>	

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
	<p>講義のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談受付・申込票は相談者本人が記入するものですが、インテーク・アセスメントシートは支援員が専門職としての判断を整理し記入するものであるということを説明します。 ・アセスメントは、プラン作成への橋渡しの要素も含んでいます。「課題のまとめと支援方針」は、支援員の見立てに基づきどのような支援が必要かをコンパクトにまとめていきます。<u>支援員としての専門的観点に基づく考察が集約される項目</u>といえます。 ・インテーク・アセスメントシートの「課題と背景要因」には、それまでに把握した情報をもとに本人の状況をどのように分析するか、支援員の判断を記載するということを説明します。<u>本人がどのような状況にあり、なぜこのような状況に至っているのかという、課題のメカニズムを整理すること</u>が求められます。 ・なお、この後に作成することになる「プラン兼事業等利用申込書」は本人と支援員とが協働で作成するものですので、<u>プラン兼事業等利用申込書に記載する取組は必ずしもインテーク・アセスメントシートの内容と一致しない</u>ということも説明する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・説明に当たっては、講義用スライドとともに【相談】<u>A. 相談支援の基本的考え方（講義用スライド）の「1. 相談支援の基本的考え方（pp.2-6）や「2. 帳票類の活用」の「(2) 帳票類を活用した相談支援の展開」のQ4～Q6（pp.11-13）</u>の内容も参照しながら進めていくとよいでしょう。
100分	<p>【演習②ー2 インテーク・アセスメントシート】</p> <p><u>演習2ー2（演習用シート pp.8-23）</u>を活用しながら演習を進めます。</p> <p><u>「自立相談支援の働きかけの経過（6～7月）」「現時点で把握された状況についての要約」（演習用シート pp.8-11）</u>の内容について全員で共有したのち、まず個人で一部空欄になった<u>インテーク・アセスメントシート（個人ワーク用）（演習用シート pp.12-22）</u>を埋めてもらいます（15分）。そののち、グループで話し合いながら、<u>インテーク・アセスメントシート（グループでのワーク用）（演習用シート p.23）</u>の「課題と背景要因」「課題のまとめと支援方針」「相談者に関する課題と特性」を記入していきます（55分）。</p> <p>講師は、グループでのワークの間は会場をまわり、発表するグループを選定します。そして、グループ発表ののち、発表内容についてコメントします（30分）。コメントに当たっては、<u>「アセスメント（演習②ー2：発表後）」（スライド p.11）</u>を活用することができます。</p> <p>発表後に、アセスメント結果の参考例として、<u>《参考》インテーク・アセスメントシート</u>を全員に配布します。</p> <p>演習のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者は複合的な課題を抱えている場合も多く、複数の要素がつながり連動しながら現在の状況に至っています。インテーク・アセスメントシートの内容を整理するに当たって大切なのは、相談者の抱える課題の構造を明らかにすることです。そのためには、表向きに見える本人の課題だけでなく、<u>本人を取り巻く環境と「本人から見える世界（本人が現在の状況をどのようにとらえているのか）」とを適切に理解し、課題のメカニズムとそこに至るまでのストーリーを考察すること</u>が求められるということを説明していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で把握された状況についての要約は、講師が読み上げ、共有するとよいでしょう。 ・グループの選定については、「良いもの」「一般的なもの」「見直す必要のあるもの」…等の工夫が考えられます。 ・グループ発表に際しては、作成したインテーク・アセスメントシート（グループでのワーク用）をデジカメ等で撮影し、スクリーンに投影したり、コピーして参加者に配布するとよいでしょう。グループでのワークにおいて模造紙を使って課題を整理し、発表の際に利用する方法も考えられます。
10分	<p>【講義②】</p> <p><u>「3. プラン（講義②）」（スライド pp.12-14）</u>を示し、プラン策定に当たっての大切な考え方を説明します。</p>	

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
	<p>講義のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プランは、本人と一緒に作成するものであることを説明します。また、本人の主体性を引き出せるプランとなるよう、できるかぎり本人の言葉を大切にしながらわかりやすい形でまとめる必要があることも説明します。 ・ その際、「プラン兼事業等利用申込書」に記載する取組は必ずしもインテーク・アセスメントシートの内容と一致しないということも説明する必要があります。本人の状況は支援を行うなかで段階的に変化していくという観点を持つことが重要です。1回のプランで全ての課題を解決しようとするのではなく、<u>支援プロセスを通じて本人と支援員とがアセスメントを深め、「課題のまとめと支援方針」の内容と本人の思いや認識との折り合いがついていくようになり、やがて再プランに反映されていくという流れを想定することが求められます。</u> ・ なお、この研修（都道府県研修）には「本人」がいないためプラン策定の演習はできないということも説明することが望まれます。一方で、できあがったプランを実行する場面では自立相談支援機関としての意図を持ったかわりが求められることから、研修ではできあがったプランをもとに演習を進めていきます。 	
50分	<p>【演習③プラン】</p> <p>講義②の内容を受けて、<u>〈演習用〉プラン兼事業等利用申込書</u>を参加者に配布します。そして、本事例のプランの内容を全員で共有します。</p> <p>その後、<u>演習3（演習用シート p.24）</u>を活用しながら、プラン実行のためにどのように動いていくかを各自で考えてもらいます（10分）。</p> <p>※個人ワークを始める前に、この演習における課題を「<u>4. プラン（演習③のまえに）～プラン実行において大切な視点（スライド p.15）</u>」に沿って説明することにより、演習を通じて考えるべきことを明確にします。</p> <p>個人ワークで考えた内容について、グループでも共有します（15分）。そして、他のワークと同様にグループ発表を行い、講師が発表内容についてコメントします（20分）。コメントに当たっては、「<u>プラン（演習③：発表後）（スライド p.16）</u>」を活用することができます。</p> <p>演習のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この演習では、プランの実行を援助の場として活用し、「<u>個別的・継続的な支援（【共通】E. 個別支援の基本と相談支援の展開（概論）（スライド pp.2-21）</u>）」を行うということを学んでいきます。 ・ 本人との合意のもとで作成したプランに基づいて、本人は課題解決に向けて取り組んでいきます。一方で支援員は、<u>アセスメントを通じて想定した支援の方向性に基づき、支援者としての意図を持って動くことが求められます。</u> ・ プラン内容の進捗にかかわらず、プランをきっかけに援助関係が展開され、それによって本人の意欲や課題解決の力も高まるという視点を持つことが大切です。<u>プラン実行を通じた本人とのかかわりを援助の場として有効活用し、本人が現実を受け止めながらステップを歩んでいけるよう支援する</u>ということを説明します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明に当たっては、本講義用スライドとともに【共通】E. 個別支援の基本と相談支援の展開(概論)(スライド pp.2-21)の内容を再度参加者と確認しながら進めていくとよいでしょう。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
15分	<p>【講義③】</p> <p>「<u>5. 評価・終結（講義③）</u>」（スライド pp.17-19）を示し、終結の考え方を説明します。</p> <p>講義のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事例への対応においては、終結を視野に入れた働きかけが求められます。この講義では、<u>それぞれの状況に応じてゴールのあり方を設定することが求められる</u>ということを説明します。 ・ その際、<u>ゴールのあり方はプロセスを展開していくなかで導き出していく</u>ということも解説します。 	
130分	<p>【演習④評価・終結】</p> <p>演習4（演習用シート pp.25-28）を活用しながら演習を進めます。</p> <p>まず、「<u>プラン開始後の展開</u>」（演習用シート pp.25-27）の内容を全員で共有します。そして、講義③の内容を念頭におきながら、事例のどの部分に注目して終結とみなしたか、各自で考えてもらいます（10分）。</p> <p>個人ワークで考えた内容を踏まえながら、グループで議論し、整理します（65分）。そして、他の演習と同様にグループ発表を行い、講師が発表内容についてコメントします（30分）。コメントに当たっては、「<u>評価・終結（演習④：発表後）</u>」（スライド p.20）を活用することができます。</p> <p>演習のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この演習では<u>多様な終結のあり方を想定してプロセスを展開することの重要性</u>について学んでいきます。 ・ 終結の評価は、以下のような視点を持つことが求められます。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 本人と支援員との間に信頼関係が築けているか。さらに、自立相談支援機関以外のところにも本人をサポートする良好な関係が築かれているか。 <p>→今後新たな課題が出てきたときに、本人がSOSを出せるか。 周囲が本人の状況を把握できるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループで検討する際は、図や絵を用いて整理することも考えられます。創意工夫を凝らして多様な終結のあり方を表現するよう促すことが望まれます。 ・ グループでのワークでは、模造紙や大きめの紙（白紙）等を使用して、終結に向けた取組を整理していくとよいでしょう。グループ発表に際しては、整理した内容をデジカメ等で撮影し、スクリーンに投影する等の工夫も考えられます。 ・ 研修の振り返りや締めくくりに当たっては、「<u>手引</u>」<u>第4章第3節2（3）振り返りで気づきや共感を深める</u>（pp.63-66）が参考になります。

(3)主任相談支援員養成研修カリキュラム

主任－A「主任相談支援員の役割」

◆ 主な内容

自立相談支援機関内及び地域でのリーダー的な存在として、主任相談支援員が果たすべき役割、期待される機能について学ぶ。

◆ 活用可能な教材(本事業で開発したもの)

講義用スライド

◆ 参考資料(本事業で開発したもの以外で参考となる資料)

国研修テキスト第2章

平成28年度国研修<主任>【講義と演習①】主任相談支援員の役割(厚生労働省及び佐藤博氏作成資料)

◆ 準備するもの

なし

◆ 進行案

※下線部分は本事業で作成した教材及び教材内の項目等の名称を表しています。また、波線部分は各プログラムにおける講義・演習の学びを示していますので、その内容を十分に理解し、目的に沿った研修となるよう工夫してみてください。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
30分	<p>【講義】</p> <p><u>【主任】A. 主任相談支援員の役割</u>(講義用スライド)に沿った講義形式で説明を行います。</p> <p>講義のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> この講義では、主任相談支援員には①リーダーシップを発揮すること、②支援困難事例に対応すること、③チームアプローチの調整を図ること、④地域のネットワークを構築すること、⑤リスクマネジメントを行うこと等の役割が期待されること、またそれぞれにおいて具体的にどのような取組が必要なのかを説明していきます。解説のポイントは、以下の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>自立相談支援機関の相談支援員等をスーパーバイズする立場として、「利用者の権利擁護」という倫理と基本姿勢を改めて認識し、遵守して支援を行う必要があります。</u> ➤ <u>相談支援員等のケース管理において支援困難事例への対応には特に注意を払い、スーパーバイズを行うことで相談支援の質の向上を図ることが望まれます。</u> ➤ <u>利用者の抱える複合的な課題へ対応するうえでは、自立相談支援機関内外でその人にかかわるさまざまな領域の専門職がチームとしてかかわる必要があります。主任相談支援員はこのチーム支援の要になります。</u> ➤ <u>既存の制度も含めたネットワーク構築に向けた地域への働</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 講義に入る前に、主任相談支援員としてのこれまでの業務を振り返り、求められる役割や期待される機能について考える時間を設けることも考えられます(2分程度)。 講義の冒頭の投げかけについては、<u>「手引」第4章第3節2(1)講義に双方向性や参加性を生み出す(pp.54-56)</u>が参考になります。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
	<p>きかけが求められます。主任相談支援員の地域への働きかけの姿勢が、地域のネットワーク構築の評価となり、相談支援員等がより効果的な支援を展開することにもつながります。</p> <p>➤ 自立相談支援機関内の管理的な役割を担う立場として、相談支援員等の相談支援業務において<u>想定されるリスクに備えておく必要があります。</u></p>	<p>(10 分程度を残して講義終了)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①大事だと感じたこと、②その他にも期待されると感じている役割等について数人のグループで話をしてもらいます。スクール形式で講義をしている場合わざわざ移動する必要はなく、前後左右の方と話し合う程度で構いません(5分程度)。 ・ 研修の振り返りや締めくくりに当たっては、「<u>手引</u>第4章第3節2(3)振り返りで気づきや共感を深める(pp.63-66)」が参考になります。

主任－B「職員の資質向上と職場づくり」

◆ 主な内容

職員の育成・教育やスーパービジョンにおける主任相談支援員の役割について学ぶ。

◆ 活用可能な教材(本事業で開発したもの)

講義用スライド

◆ 参考資料(本事業で開発したもの以外で参考となる資料)

国研修テキスト第7章第1節、第2節

平成28年度国研修<主任>【講義と演習②】職員の資質向上と職場(組織)づくり(新保美香氏及び加留部貴行氏作成資料)

◆ 準備するもの

なし

◆ 進行案

※下線部分は本事業で作成した教材及び教材内の項目等の名称を表しています。また、波線部分は各プログラムにおける講義・演習の学びを示していますので、その内容を十分に理解し、目的に沿った研修となるよう工夫してみてください。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
10～ 15分	<p>【講義①】</p> <p><u>【主任】B. 職員の資質向上と職場づくり(講義用スライド)</u>に沿った講義形式で説明を行います。</p> <p>前半の講義では、<u>スライドpp.2-10</u>を説明します。</p> <p>講義のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none">・この講義では、自立相談支援機関の職場特性を踏まえた職場づくりのあり方を考えてもらいます。・職場は、職務を遂行するだけでなく、職員同士の人間関係のなかで成り立つものであることから、風通しのよい環境であることが大切です。環境のよい職場では、職員同士のコミュニケーションが豊富となり、OJT等人材育成が日常的に行われるものです。・職員の育成は、さまざまな方法や形態を活用して、計画的に取り組むことが求められることを説明します。・また、OJTや研修以外の育成の手段の一つとして、スーパービジョンについても学んでいきます。スーパービジョンの3つの機能(管理的機能、教育的機能、支持的機能)を解説しながら、スーパービジョンが職員の育成や職場づくり、相談支援の質の向上につながることを説明します。スーパービジョンについては、次のプログラムである【主任】C. 支援困難事例の検討の演習でも学んでいきますので、次のカリキュラムにつながる内容として、スーパービジョンの3つの機能を丁寧に説明することが望まれます。	<ul style="list-style-type: none">・講義の冒頭の投げかけについては、「手引」第4章第3節2(1)講義に<u>双方向性や参加性を生み出す(pp.54-56)</u>が参考になります。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
60分	<p>【演習】</p> <p>【主任】B. 職員の資質向上と職場づくり（講義用スライド）「1. 職員の資質向上」の「(2) 職員の育成の方法～スーパービジョンワーク（演習）」（スライド pp.11-18）に沿って進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 3人1組をつくってもらい、各々にA・B・Cの呼称を振ります。まず1回目はAが主任役、Bが支援員役、Cが相談者役になります。 ◇ Cの相談者役は自分が抱えている事例を基に、その方の気持ちになってBの支援員役に相談をしてもらいます。Aの主任役はBとCの2人に対して背中を向けて座り、2人の話を背中越しに聴く状態にします（5分）。 ◇ 次に、支援員役のBがAの主任役に相談内容を報告します。その報告に対して主任役からは支援員役の支援の方向性や意向等を確認しながらBに対して助言を行います。この時には、Cの相談者役はAとBの2人に対して背中を向けて座り、2人の話を背中越しに聴く状態にします（5分）。 ◇ そしてBの支援員役は、主任との間のやり取りから出た結果や方向性を相談役に伝え、相手の受け止め方を確認します。この時には、Aの主任役はBとCの2人に対して背中を向けて座り、2人の話を背中越しに聴く状態にします（5分）。 ◇ ここまでのプロセスを3人で振り返ります。支援員役は主任役の「助言方法」に対して、相談者役は主任役の「助言内容」に対して感じたことを、以下の視点に基づきフィードバックしていきます（各2分）。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 支援員役から主任役へ <ul style="list-style-type: none"> 〔管理的機能〕主任は支援員の状況をどこまで掴めたか 〔教育的機能〕主任の助言方法は適切であったか 〔支持的機能〕主任の支援員への言動は適切であったか ➤ 相談者役から主任役へ <ul style="list-style-type: none"> 〔管理的機能〕主任は支援員を通じて内容をどこまで掴めたか 〔教育的機能〕主任の助言内容は適切であったか 〔支持的機能〕主任の支援員への言動は適切であったか ◇ 役割を入れ替えてこれを繰り返します。 <p>※グループは同じ机等話しやすい位置に座っている数人を基本として進めるとよいでしょう。</p> <p>演習のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この演習では、スーパービジョンの3つの機能（管理的機能、教育的機能、支持的機能）について立ち位置を変えながら疑似的に体感することを通じて、<u>自身のスーパービジョンのスタイルをつかみ、支援員や相談者の視点からの改善点に気づいて、職員の育成や職場づくり、相談支援の質の向上につなげることを目指しています。</u> ・ 演習の場面のイメージは、職場で支援員が電話で相談対応しているのを主任が耳をそばだてて聴いているような感じです。そして支援員が電話を切った後の主任への報告と主任からの助言、その後の相談者への伝達を通じた再相談の流れまでを追いかけます。 ・ この演習を通じた学びとして、以下のようなポイントを解説しま 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 演習の進行については、<u>「手引」第4章第3節2（2）演習の進行を円滑に進める（pp.57-62）</u>が参考になります。 ・ 決まったところでA・B・Cを順番に呼んで手を挙げてもらい、きちんと呼称を認識しているかを確認しておくとい良いでしょう。 ・ 主任役は2人の声が背中越しに聞こえるくらいの距離感で座るように促します。また、主任役は2人の話のメモを取っても構いません。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
	<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 相談内容によって管理的機能、教育的機能、支持的機能のバランスは変化するが、支持的機能は常に忘れないようにしておく。 ➤ 支援員やその向こう側にいる相談者の状況を起点にして、現場に対して的確な助言になるようにしていくことが大切。 ➤ 支援員の意向も尊重しつつ、一緒に考えながら必要に応じて組織として対応していく姿勢を示していくことも意識する。 ➤ 相談者がどのように受け止めていくかを考えながら、伝える内容を支援員との対話を通じて吟味する。 	
<p>10～ 15分</p>	<p>【講義②】</p> <p>【主任】B. 職員の資質向上と職場づくり（講義用スライド）に沿った講義形式で説明を行います。</p> <p>後半の講義では、<u>スライド pp.19-23</u> を説明します。</p> <p>講義のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後半の講義では、職員の研修の進め方と職場づくりについて学びます。 ・ 研修を行うに当たっては、その目的と、習得することが求められる能力を明確にしたうえで、研修全体の体系と研修計画をしっかりと定めておくことが求められます。また、参加者が受け身にならず、学んだことを実践に活かせるよう研修スタイルも工夫する必要があります。 ・ 「<u>手引</u>」は、都道府県研修の目的・意義・企画・運営について網羅的に解説したものであり、主任相談支援員が現場で職員の育成のための研修を企画するに当たっても参考となる内容です。「手引」も活用しながら説明をしてください。 ・ 「<u>2. 職場づくり</u>」(スライド pp.22-23)では、質の高い支援を行うための環境づくりに向けた取組（「見える化」や「チームづくり」等）は、相談支援のプロセスにおけるあらゆる場面で活用が可能であることを説明します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の振り返りや締めくくりに当たっては、「<u>手引</u>」<u>第4章第3節2（3）振り返りで気づきや共感を深める（pp.63-66）</u>が参考になります。

主任－C「支援困難事例の検討」

◆ 主な内容

支援困難事例の検討において必要な視点と、対応に際して主任相談支援員に求められる役割について学ぶ。

◆ 活用可能な教材(本事業で開発したもの)

講義用スライド、事例シート

◆ 参考資料(本事業で開発したもの以外で参考となる資料)

平成 28 年度国研修<主任>【講義と演習⑦】支援困難事例の検討(新保美香氏作成資料)、<主任>【講義と演習③】アセスメント・プラン作成(上原久氏作成資料)

平成 30 年度国研修<主任>【講義と演習③】事例検討の意義と理解(新保美香氏作成資料)、<主任>【講義と演習④】スーパービジョンの実際(上原久氏作成資料)

岩間伸之(2014)『支援困難事例と向き合う 18 事例から学ぶ援助の視点と方法』,中央法規出版.

◆ 準備するもの

演習:付箋2色(1人4枚~5枚を2色)、模造紙(グループに1枚)、マジック(グループに1セット)、事例シート※

※事例シートは事前に参加者に配布します。そして参加者がそれぞれの業務において対応した「高度な相談支援が必要とされる(された)」支援事例の概要を記入し、研修当日に自分が入る予定となっているグループの人数分をコピーして持参してもらうようにします。

◆ 進行案

※下線部分は本事業で作成した教材及び教材内の項目等の名称を表しています。また、波線部分は各プログラムにおける講義・演習の学びを示していますので、その内容を十分に理解し、目的に沿った研修となるよう工夫してみてください。

👉 演習を行うに当たって

このプログラムの演習は、ファシリテーター1名、スーパーバイザー1名で行います。スーパーバイザーは、生活困窮者支援その他の領域で一定の実践経験やスーパービジョンに関する理解があり、スーパーバイザーとしての役割を担ったことのある方が望まれます。

なお、研修の開催状況等により、講師がファシリテーターとスーパーバイザーを兼任できる場合には、1人で進行しても構いません。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
30分	【講義】 <u>【主任】C. 支援困難事例の検討(講義用スライド)</u> に沿った講義形式で説明を行います。 別途、事例研修等や当該分野の専門家を招いたシンポジウムや講演会を開催するなどにより、不足する視点を補うことが望まれます。	・ 講義の冒頭の投げかけについては、 <u>「手引」第4章第3節2(1)講義に双方向性や参加性を生み出す(pp.54-56)</u> が参考になります。 ・ 職種共通従事者養成カリ

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
	<p>講義のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> この講義では、支援困難事例の検討に当たって大切にすべき視点について学びます。 支援困難事例を検討するに当たっては、<u>支援困難に陥っている原因を見極める</u>ことが重要です。本人の特性が原因なのか（個人的要因）、周囲との関係性や本人の置かれている環境、社会資源の不足が要因であるのか（社会的要因）、支援者側のアプローチ方法が原因なのか（不適切な対応）を検討することが求められることを説明します。 なお、【主任】A. 主任相談支援員の役割で学んだ通り、支援困難事例への対応は、主任相談支援員の役割の一つとされています。個々の支援の進捗状況を把握し、相談支援員から支援内容について相談を受け、適切な支援が行われるようサポートすることにより、相談支援の質の向上を図ることが求められます。 ⇒事例検討における主任相談支援員の立場や役割については、平成28年度国研修＜主任＞「【講義と演習③】アセスメント・プラン作成 演習2 主任の視点・スーパービジョンについて学ぶ（上原久氏作成資料）」の内容も参考になります。 支援困難事例の検討は、地域づくりにつながります。支援困難事例を、<u>支援の質を向上させる契機、地域を変えていく事例としてとらえる</u>ことが重要であることも説明します。 	<p>キュラムの【共通】E. 個別支援の基本と相談支援の展開（概論）で学んだ相談支援の考え方は、支援困難事例を含む全ての事例への対応において支援員が大切にすべき視点ですので、参加者の経験等も考慮し、必要に応じて本講義の冒頭で再度確認をすることも望まれます。（【共通】E. 個別支援の基本と相談支援の展開（概論）（講義用スライド pp.2-21））</p> <ul style="list-style-type: none"> 実際に支援困難となった事例を取り上げ、困難に陥った原因を具体的に「個人的要因」「社会的要因」「不適切な対応」の3つの枠組みに沿って分析して示すことで、理解が定着します。
10分	<p>【演習～演習を行うに当たって】</p> <p>【主任】C. 支援困難事例の検討の「4. 演習を行うにあたって」（スライド pp.7-9）を示し、演習の目的（3分）、スーパービジョン（5分）の説明を行います。</p> <p>※4名程度／1グループで着席し、同じ机等話しやすい位置に座っている数人を基本として進めてください。</p> <p>演習のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> この演習の目的を説明します。 <ul style="list-style-type: none"> 高度な相談支援（支援困難事例への対応）について、具体的な支援の考え方やその方法について学ぶ。 「個別支援・職場づくり・地域づくり」と「スーパービジョンの3機能」の視点を踏まえて事例検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 演習を踏まえたレイアウトを考える際には、「手引」第4章第2節研修における「場づくり」のコツー参加の促進を目指してー（pp.45-51）も参考にしてください。 また、演習の進行については、「手引」第4章第3節2（2）演習の進行を円滑に進める（pp.57-62）が参考になります。
70分	<p>【演習①】</p> <p>まず、「5. 演習①」（スライド pp.10-12）に沿って、「グループ討議：ピアスーパービジョン」をそれぞれのグループで以下の手順で進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> メンバーが順々に、各自持ち寄った事例シート（演習用シート）に沿って、「事例の概要と今後の対応の方向性」を報告します。そして、報告者以外のメンバーは付箋にスーパービジョンの視点を踏まえた「ひとことメッセージ」を記入し、報告者に渡します。（報告7分、付箋3分：計10分×4人分＝40分）。 最後に、グループで一つ深めたい事例を選定し、模造紙に可視化します（約30分）。 <p>演習のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> ピアスーパービジョンとは、同じ立場にある支援者同士で、「支持 	<ul style="list-style-type: none"> スーパーバイザーは、適宜グループを巡回し、可能であれば報告を聴き、付箋にメッセージを書いて渡すのが望ましいです。 グループの人数が増える場合は、事例の報告時間を5分程度にするなど短縮する必要があります。 なお、「付箋3分」の時間に、報告者以外のメンバーが付箋の記入に集中できるように、報告は、7分のできる範囲でよいことを、あらかじめ伝えておくとよ

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
	<p>的機能」「教育的機能」「管理的機能」を意識しながら、スーパービジョンを行うことです。「支持的機能」「ストレングス視点」を意識して取り組むことで、支援者のエンパワメントにつなげます。</p>	<p>いでしょう。</p>
<p>30分</p>	<p>【演習②】</p> <p>次に、「<u>6. 演習②</u>」(スライド pp.13-14)に沿って、深めたい事例についての検討をワールドカフェ方式で行います(「事例検討1:ワールドカフェ」)。</p> <p>◇ テーブルごとに、事例検討を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) はじめのグループで検討し、事例に対する問題解決につながるアイデアや支持的なメッセージを模造紙に書きこむ(10分)。 2) 近くのテーブルを移動して同様に検討する(20分)。(移動5分→説明5分→ディスカッション10分) <p>演習のポイント:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワールドカフェ方式で事例検討を行うことにより、さまざまな視点から事例をとらえることができるだけでなく、前のグループから挙げた意見を踏まえて次のグループの議論に加わるなど、話の幅が広がります。複数のグループの対話のエッセンスが掛け合わされていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワールドカフェ方式での研修の進め方については、「<u>手引</u>」第4章第3節2(2)【<u>参加型の手法②</u>】「<u>ワールド・カフェ</u>」【<u>ご参考</u>】「<u>ワールド・カフェ</u>」を進行する際の口上の例(pp.59-62)が参考になります。 ・ スーパーバイザーは、適宜グループを巡回して、全体で共有し、深めるとよいと思われる事例を一つ選定します。事前課題をあらかじめ読み、ある程度候補者を選定しておくことも考えられます。 ・ 講義時間を短くする必要がある場合には、全体に時間の設定を短くしても演習はできます。
<p>35分</p>	<p>【演習③】</p> <p>元のテーブルに戻り、「<u>7. 演習③</u>」(スライド pp.15-16)に沿って、以下の手順で「事例検討2:スーパービジョン」を行います。</p> <p>◇ 全体で共有したい事例をスーパーバイザーが一つ選定します(5分)。</p> <p>◇ 事例提供者から事例の概要と検討結果を報告してもらいます(10分)。</p> <p>◇ スーパーバイザーからのスーパービジョンを行います(15分)。</p> <p>◇ この時間の感想をグループのメンバーで分かち合います(5分)。</p> <p>演習のポイント:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この演習を通じて、具体的な支援の考え方やその方法を学ぶとともに、スーパービジョンの仕組みのあり様について理解することが望まれます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義時間を短くする必要がある場合には、全体に時間の設定を短くしても演習はできます。 ・ 全体で共有する事例は、その場でスーパーバイザーが選定する方法だけでなく、<u>事例シート</u>を事前に提出していただき、あらかじめ、スーパーバイザーが選定しておくというような方法もあります。
<p>5分</p>	<p>【演習～まとめ】</p> <p>最後に、「<u>8. 演習のまとめ</u>」(スライド p.17)を示し、演習のまとめとして、ファシリテーターが、締めくくりのメッセージを送ります(5分)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の振り返りや締めくくりに当たっては、「<u>手引</u>」第4章第3節2(3) <u>振り返りで気づきや共感を深める</u>(pp.63-66)が参考になります。

主任－D「生活困窮者支援を通じた地域づくり」

◆ 主な内容

生活困窮者支援を通じた地域づくりの考え方について学ぶ

◆ 活用可能な教材(本事業で開発したもの)

講義用スライド、演習

◆ 参考資料(本事業で開発したもの以外で参考となる資料)

国研修テキスト第5章

平成30年度国研修<主任>【講義と演習①】生活困窮者支援と地域づくりの意義(和田敏明氏作成資料)

◆ 準備するもの

なし

◆ 進行案

※下線部分は本事業で作成した教材及び教材内の項目等の名称を表しています。また、波線部分は各プログラムにおける講義・演習の学びを示していますので、その内容を十分に理解し、目的に沿った研修となるよう工夫してみてください。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
60分	<p>【講義】</p> <p><u>【主任】D. 生活困窮者支援を通じた地域づくり(講義用スライド)</u>に沿った講義形式で、説明を行います。</p> <p>本講義の内容に沿って講師自身が実際にかかわった地域づくりの事例を紹介し、どのように地域づくりに向けて働きかけていったか、地域づくりのプロセス等、実践的な取組について紹介することも望まれます。</p> <p>講義のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none">この講義では、生活困窮者支援を通じた地域づくりの考え方について学んでいきます。本講義の前半では、生活困窮に陥るリスクの高い人々のさまざまな状況をとらえたうえで、生活困窮者支援を考えるに当たっては、相談者が社会とのつながりを強め、周囲から承認されている実感を得ていくなかで、自立に向けて足を踏み出すことを支援するという視点が重要であることを説明します。そして、そのためには地域のなかに多様なつながりを再生することが重要であるという解説につなげます。また、地域づくり、まちづくりの視点から、地域の関係部局・関係機関が連携して総合的に取り組むことが期待されるということも説明します。他部局間との連携の具体的内容として、生活困窮者自立支援制度と介護保険制度をはじめとした関連制度との連携について理解を深めていきます。さらに、地域づくりを進めるためには生活困窮者支援を地域福祉計画に位置付けて取り組むことが効果的であり、生活困窮者自立支援方策について地域福祉計画に盛り込むべき事項についても説明します。	<ul style="list-style-type: none">講義の冒頭の投げかけについては、<u>「手引」第4章第3節2(1)講義に双方向性や参加性を生み出す(pp.54-56)</u>が参考になります。生活困窮者を取り巻く状況として紹介する統計データや事例は、地域の状況を反映した内容を追加して紹介することも望まれます。連携の必要性について説明したのち、各自治体における連携の状況についても説明することが望まれます。講義用スライドでは、全国の地域福祉計画の策定状況を紹介していますので、各自治体の策定状況につ

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生活困窮者自立支援方策の位置付けと地域福祉施策との連携に関する事項 ▶ 生活困窮者の把握等に関する事項 ▶ 生活困窮者の自立支援に関する事項 ・最後に、包括的な支援が行われるためには、インフォーマルな支援、すなわち住民の参画が不可欠であることから、地域住民へ福祉教育を行うことの重要性についても言及します。 	<p>いても報告するとよいでしょう。</p>
40分	<p>【演習】 <u>演習用シート</u>を活用しながらワークを進めます。 <u>「ケースの概略」と「相談開始時にわかっていたこと」(演習用シート p.1)</u>の内容を全員で共有したのち、参加者は事例の内容に基づいて「<u>エコマップ①(最初に訪問する前)</u>」(演習用シート p.2)を作成します(5分)。そして、相談開始当初の状況について、「<u>プロセスレポート</u>」(演習用シート p.3)を記入してもらいます(5分)。 その他講師は「<u>事例読み上げ用</u>」演習の内容(事例のその後の展開)を読み上げます。講師の読み上げを聞きながら、参加者は「<u>プロセスレポート</u>」(演習用シート p.3)を加筆していきます(5分～10分)。そして、作成した「プロセスレポート」の内容を踏まえ、最終的な「<u>エコマップ②(現在)</u>」(演習用シート p.4)を作成します(5分)。 以上全ての作業が終わったのち、エコマップとプロセスレポートの記入例として「<u>参考</u>」演習を参加者に配布します。 作業を振り返りながら、支援員として何が大切か、支援を行うに当たっての留意点等をグループで話し合ってもらいます(15分)。 ※グループは同じ机等話しやすい位置に座っている3人～4人を基本として進めるとよいでしょう。スクール形式で講義をしている場合には、前後左右の方と話し合う程度で構いません。</p> <p>演習のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この演習では、<u>ソーシャルサポートネットワークの作り方を学んでいきます。</u> ・地域の事例への対応に地域住民とともに取り組んでいくことは、<u>地域住民が自分たちにもできることに気づき、個を支える地域へと変わっていくためのステップ</u>となります。また、相談者に対する支援のネットワークを広げることは、<u>自立相談支援機関の支援が終了した後も本人を地域全体が見守る体制を作っておく</u>という観点からも、極めて重要なことです。演習では、このことを説明しながら、支援の過程において事例にかかわる対象がどのように広がっていったかをとらえてもらいます。そして、支援のネットワークづくりにおいて、支援員がどのように地域に働きかけていったのかを考えていきます。 ・本事例における支援員による働きかけのポイントとして、具体的には以下のようなことが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 近隣住民の声(苦情)を受け止めつつ、解決に向けた具体的な取組を見せながら、本人がゴミを片付ける気になるタイミングを積極的に待つ。 ▶ 必要に応じて双方(近隣住民—本人)の思いを代弁し、本人と地域住民との橋渡し役を担う。 ▶ ゴミ問題の背景にある本人の課題をとらえる。 ▶ 自立相談支援機関による支援が終了した後も継続的に本人を見守るためのネットワークをつくっていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・演習の進行については、「<u>手引</u>」第4章第3節2(2)演習の進行を円滑に進める(pp.57-62)が参考になります。 ・「ケースの概略」と「相談開始時にわかっていたこと」の内容は、講師が読み上げて共有するとよいでしょう。 ・研修の振り返りや締めくくりに当たっては、「<u>手引</u>」第4章第3節2(3)振り返りで気づきや共感を深める(pp.63-66)が参考になります。

(4) 就労支援員養成研修カリキュラム

就労-A-1「就労支援の基本的考え方」

◆ 主な内容

就労支援の基本的な考え方を理解し、多様な働き方があることを踏まえて就労支援を行う必要があることを学ぶ。

◆ 活用可能な教材(本事業で開発したもの)

講義用スライド、演習1、演習2

◆ 参考資料(本事業で開発したもの以外で参考となる資料)

国研修テキスト第6章1・2節

平成30年度国研修<共通>【講義と演習⑧】就労支援の考え方と実施方法(新保美香氏作成資料)、<就労準備>【講義と演習⑨】支援関係の構築(新保美香氏・岡野みゆき氏・谷口仁史氏作成資料)

◆ 準備するもの

なし

◆ 進行案

※下線部分は本事業で作成した教材及び教材内の項目等の名称を表しています。また、波線部分は各プログラムにおける講義・演習の学びを示していますので、その内容を十分に理解し、目的に沿った研修となるよう工夫してみてください。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
5分	<p>【演習】</p> <p><u>【就労】A-1. 就労支援の基本的考え方(講義用スライド)</u>の最初のスライドを示し、「なぜ働かなければならないのか」という問いに対する答えを各自で記入してもらいます。</p> <p>その後、書いた内容をチームや近くの人たちで共有します。</p> <p>※講義形式のままレイアウトを変更せず、前後左右の方と話し合う程度で構いません。</p> <p>演習のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>就労支援の意義を理解するための導入講義</u>として、働くことの意味をそれぞれに考えてもらいます。 ・ 働くことには、収入を得ることだけでなく、社会とのつながりを構築し、自己実現を図るなど、さまざまな意義があるということを、改めて認識してもらうための導入の演習となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の冒頭の投げかけについては、<u>「手引」第4章第3節2(1)講義に双方向性や参加性を生み出す(pp.54-56)</u>が参考になります。
10分	<p>【講義①】</p> <p><u>【就労】A-1. 就労支援の基本的考え方(講義用スライド)</u>に沿った講義形式で、説明を行います。</p> <p>まず、「<u>1. 生活困窮者に対する就労支援とは</u>」(スライド pp.2-6)について説明していきます。</p>	

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
	<p>講義のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この講義では、自立の概念には経済的自立だけでなく日常生活自立や社会生活自立もあり、<u>支援員は多様な自立の姿があることを踏まえて就労支援を行う必要がある</u>ことを説明します。 ・また、就労支援を行うに当たっては、<u>本人の状況に応じて、本人の自己決定を尊重しながら支援を進めていく</u>ことや、単なる「職」と「求職者」を結び付けるジョブマッチングにとどまらず、<u>就労支援においては中間的就労や就労体験場所の開拓、社会資源の開発、企業への定着支援等が求められる</u>ことも説明します。 ・すなわち、生活困窮者支援における就労支援は、「就職」支援とは異なり、「就労が収入を得るばかりでなく、<u>社会とのつながりを構築し、自己実現を図る</u>という意義を持つ」という観点から実施することを理解してもらうことが大切です。 	
30分	<p>【演習①、演習②】</p> <p><u>【就労】A-1. 就労支援の基本的考え方(講義用スライド)の「2. 就労に関する相談支援のあり方」(スライド pp.7-13)に沿って、演習1、演習2(演習用シート)を活用しながらワークを進めます。</u></p> <p>講師が、事例(インシデント)の内容を読み上げます。そして、対応のあり方について各自考えてもらったあと(各インシデントにつき2分～3分)、グループで考えた内容について話し合ってもらいます(同5分)。</p> <p>※グループは同じ机等話しやすい位置に座っている3人～4人を基本として進めるとよいでしょう。スクール形式で講義をしている場合わざわざ移動する必要はなく、前後左右の方と話し合う程度で構いません。</p> <p>グループでのワークののち、講師が対応に当たって重要な視点を解説します(同5分)。対応例については、<u>スライド pp.9-10、pp.12-13</u>も活用しながら、就労支援の基本的な視点や大切にすべき考え方を整理していきます。</p> <p>※演習教材として、2つのインシデントを用意しています。プログラムの時間配分によって、扱うインシデント(及び数)を決定してください。</p> <p>演習のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この演習を通じて、<u>就労支援を行うに当たっては、相談支援の基本的な考え方である「個別的・継続的な支援」を実践することが求められる</u>ことを理解してもらいます。 ・就労支援は、本人と支援員との間の信頼関係に裏打ちされた援助関係を基盤として、<u>本人を取組の主体に位置付けた個別的・継続的な支援を展開</u>することが重要です。 ・そのためには、課題の背景にある本人と本人を取り巻く状況について適切に理解することが求められます。そして、本人が自分や自分をとりまく状況をどのように認識しているのか、すなわち「<u>本人から見えている世界</u>」についての理解を深め、<u>そこから働きかけの方法を考える</u>ことが大切です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・演習の進行については、<u>「手引」第4章第3節2(2)演習の進行を円滑に進める(pp.57-62)</u>が参考になります。 ・研修時間に合わせて、演習時間を長めに確保して、丁寧にグループでのワークや解説を行うこともできます。 ・<u>スライド pp.9-10、pp.12-13</u>を活用して対応例を説明する場合には、これらは投影用スライドとして利用(配布用には入れない)して、説明した内容を参加者に書き取ってもらうことが望まれます。自分の言葉で書き留めることで、理解がより深まります。 ・職種共通従事者養成カリキュラムの【共通】E. <u>個別支援の基本と相談支援の展開(概論)</u>は就労支援においても大切にすべき視点です。参加者の経験等も考慮し、必要に応じて本プログラムのなかで再度確認することも望まれます(【共通】E. <u>個別支援の基本と相談支援の展開(概論)</u>(スライド pp.2-21))。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
10分	<p>【講義②】</p> <p><u>【就労】A-1. 就労支援の基本的考え方（講義用スライド）</u>に沿った講義形式で、説明を行います。</p> <p><u>「3. よりよい就労支援のために」</u>（スライド pp.14-21）について説明していきます。</p> <p>講義のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この講義では、よりよい就労支援を行うために、<u>対象者の状態に合わせた支援を検討する必要がある</u>ことを説明します。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 具体的な支援策として、ハローワークとの協働による職業相談・職業紹介のほか、キャリア・コンサルティング、職業訓練、就労後のフォローアップのほか、就労準備支援事業との一体的支援、支援付きの就労、訓練の場の提供等があります。 ・ 相談支援員と相談しながら<u>組織的に支援を検討する必要がある</u>ことや、そのためには支援調整会議に就労準備支援事業やハローワーク等の関係者等を招くことも心がける必要があることも説明します。 	
5分	<p>【演習】</p> <p><u>【就労】A-1. 就労支援の基本的考え方</u>の<u>「4. さいごに」</u>（スライド p.22）を示し、これから取り組みたいと思ったことを一つだけメモしてもらいます（2分）。</p> <p>その後、書いた内容をチームや近くの人たちで共有します（3分）。</p> <p>※講義形式のままレイアウトを変更せず、前後左右の方と話し合う程度で構いません。</p> <p>さらに、この講義のまとめとして、<u>「4. さいごに」</u>（スライド p.23）を示し、自立相談支援事業の就労支援のポイントを説明します。</p> <p>演習のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の言葉で簡潔に記入することで<u>得られた学びに対する意識を高め、実際の就労支援に活かす</u>ことを目的として行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の振り返りや締めくくりに当たっては、「<u>手引</u>第4章第3節2（3）<u>振り返りで気づきや共感を深める</u>（pp.63-66）が参考になります。

就労-A-2「就労支援で基本におさえておきたい知識」

◆ 主な内容

ハローワークの事業や労働市場の状況、労働法等について学ぶ。

※この講義は、「【就労】A-1. 就労支援の基本的考え方」に付随する内容として、就労支援を行うに当たって必要とされる基本的な知識を網羅的に習得するために行うものです。参加者の経験や基本的な法令や政策等への精通度合いによっては、この講義を割愛することも考えられます。

◆ 活用可能な教材(本事業で開発したもの)

講義用スライド

◆ 参考資料(本事業で開発したもの以外で参考となる資料)

国研修テキスト第6章3節

平成27年度国研修<共通>【講義と演習③】就労支援の実施方法Ⅰ ハローワークの役割と連携
(千葉労働局作成資料)

平成30年度国研修<就労>【講義と演習①】生活困窮者自立支援法と就労準備支援事業の基本的な考え方(厚生労働省作成資料)

厚生労働省職業安定局(2019)「公共職業安定所(ハローワーク)の主な取組と実績」 等

◆ 準備するもの

なし

◆ 進行案

※下線部分は本事業で作成した教材及び教材内の項目等の名称を表しています。また、波線部分は各プログラムにおける講義・演習の学びを示していますので、その内容を十分に理解し、目的に沿った研修となるよう工夫してみてください。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
60分	<p>【講義①】</p> <p><u>【就労】A-2. 就労支援で基本におさえておきたい知識(講義用スライド)</u>に沿った講義形式で、説明を行います。</p> <p>前半の講義では、ハローワークとの連携について説明していきます(スライド pp.2-13)。</p> <p>※講義用スライドは、都道府県等において資料を作成する際の参考となるよう、全国の状況をもとに作成しています。都道府県研修で講義を行うに当たっては、各地域の状況を解説する内容とし、地域の統計結果、制度、取組を紹介することが望ましいです。また、紹介する内容は、随時更新して最新のものを利用することが望まれます。</p> <p>講義のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none">就労支援に当たっては、<u>ハローワークの事業内容や働く人の労働市場の現状、関連する労働法や制度等の全体像を理解している</u>ことが大切です。この講義では、それらについての主な内容を学んでいきます。	<ul style="list-style-type: none">各地域の状況に応じた研修を行うためには、都道府県内の雇用政策担当部局や労働局、ハローワーク等に講師を依頼することが望まれます。講義の冒頭の投げかけについては、<u>「手引」第4章第3節2(1)講義に双方向性や参加性を生み出す(pp.54-56)</u>が参考になります。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークについては、その役割と職業相談の流れ、専門支援（専門窓口）について紹介します。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ ハローワークの役割：職業紹介、雇用保険、雇用対策等の業務を一体的に実施し、雇用のセーフティネットとしての中核的な役割を果たす。 ・また、ハローワークと自立相談支援機関の連携として、生活保護受給者等就労自立促進事業についても解説します。同事業の対象者となる条件と、支援者同士の共通認識につながるチェックリストを紹介するとともに、同事業における就労支援員の役割は、①事業の利用者を選定し、②ハローワークへ支援を要請し、③チームによる継続的な支援を実施することであるということも説明します。 	
5分	<p>【演習】</p> <p><u>スライド p.13</u> を示し、ハローワークとの連携・協働の状況について数人のグループで話をしてもらいます。</p> <p>※スクール形式で講義をしている場合移動する必要はなく、前後左右の方と話し合う程度で構いません。</p> <p>演習のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自の連携状況を振り返るとともに、他の地域の取組を聞き、今後の体制の見直しや改善につなげます。 ・講義の途中に“動く”時間を設けることで、参加者は能動的に学ぶことができます。 	
30分	<p>【講義②】</p> <p>後半の講義では、最近の労働市場の現状や関連する事業・制度・法令等について整理します（<u>スライド pp.14-34</u>）。</p> <p>※講義用スライドは、都道府県等において資料を作成する際の参考となるよう、全国の状況をもとに作成しています。都道府県研修で講義を行うに当たっては、各地域の状況を解説する内容とし、地域の統計結果、制度、取組を紹介することが望ましいです。また、紹介する内容は、随時更新して最新のものを利用することが望まれます。</p> <p>講義のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援に必要とされる基本的な知識として、最近の労働市場の動向や労働関連法令、各種制度や助成金について解説します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の振り返りや締めくくりに当たっては、「<u>手引</u>」<u>第4章第3節2（3）振り返りで気づきや共感を深める（pp.63-66）</u>が参考になります。

就労－B「多様なメニューづくり」

◆ 主な内容

就労支援における多様な支援メニューの必要性と準備・開発の方法について学ぶ。

◆ 活用可能な教材(本事業で開発したもの)

講義用スライド、演習 1、演習 2

◆ 参考資料(本事業で開発したもの以外で参考となる資料)

平成 30 年度国研修<就労準備>【講義と演習⑦】本人の状態に応じた多様なメニュー開発（岡野みゆき氏作成資料）

◆ 準備するもの

なし

◆ 進行案

※下線部分は本事業で作成した教材及び教材内の項目等の名称を表しています。また、波線部分は各プログラムにおける講義・演習の学びを示していますので、その内容を十分に理解し、目的に沿った研修となるよう工夫してみてください。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
20～ 30分	<p>【講義①】</p> <p><u>【就労】 B. 多様なメニューづくり（講義用スライド）</u>に沿った講義形式で、説明を行います。</p> <p>前半の講義では「<u>1. 多様な支援メニューの必要性</u>」（スライド pp.2-4）「<u>2. 就労支援の多様なメニュー</u>」の講義部分（スライド pp.5-6）について説明していきます。</p> <p>講義のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>【就労】 A-1. 就労支援の基本的考え方</u>では、就労支援を行うに当たっては、本人を取組の主体に位置付けて個別的・継続的な支援を心がけ、対象者の状態に合わせた支援を検討する必要があることを学びました。そのことを踏まえて、この講義では、多様なメニューを活用した支援の必要性と、支援カリキュラムの作成について説明します。 ・ 相談者はさまざまな要因により長期にわたって生活困難な状況が続いており、自尊感情や自己有用感を喪失している場合や、他者とのかわりに不安を感じている場合も少なくありません。また、就労の前に生活習慣の改善が必要である、就労に対する意欲が希薄または就労に関する能力が十分ではないなど、就労に向けた準備が整っていない場合も考えられます。<u>一人ひとりの課題に対応した支援を行うためには、支援メニューに人を合わせるのではなく、さまざまなメニューを活用しながら個別的に支援を行うことが求められる</u>ということを説明していきます。 ・ 就労支援においては、<u>相談者の希望や適性、その時点で抱える課題や現在目指している目標設定に応じて、多様な支援メニューを用意し、その人にとって必要な就労支援は何か？</u>という視点からメニュー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義の冒頭の投げかけについては、<u>「手引」第4章第3節2（1）講義に双方向性や参加性を生み出す（pp.54-56）</u>が参考になります。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
	<p>一を選択する必要があることを解説します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労支援の目的は、就労し経済的に自立することだけでなく、<u>地域とつながり社会に貢献することを支援すること</u>でもあります。そのため的手段である就労支援のメニューは、一般就労に直接つながる取組だけではなく、ボランティア活動等どんな些細なものでも、目的を意識した取組であればよいと考えることが大切です。 	
20～ 30分	<p>【演習①、演習②】</p> <p>【就労】B. 多様なメニューづくり（講義用スライド）の「2. 就労支援の多様なメニュー（2）演習～事例演習①」「（2）演習～事例演習②」（スライド pp.7-8）に沿って、演習1・2（演習用シート）を活用しながらワークを進めます。</p> <p>講師が、事例（インシデント）の内容を読み上げます。その後、<u>スライドの p.9 「2. 就労支援の多様なメニュー（2）演習～演習イメージ」</u>を説明します。</p> <p>さらに、<u>スライドの p.10 「2. 就労支援の多様なメニュー（2）演習～演習のなかで考えてほしいこと」</u>を示したうえで、以下の点について参加者が各自検討します（各事例につき5分程度）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 本人は現在どのような姿・状態にあるか（事例の背景（ストレスも含む）やニーズの読み込み）。 ▶ 就労支援を通じてどのような姿・状態を目指すのか（目的の設定）。 ▶ 目指すべき姿の実現に向けて、具体的にどのような就労支援メニューを活用するか（必要な支援メニューを調整した支援計画の作成）。 <p>個人ワーク後は、グループで内容を共有します（各事例につき10分程度）。</p> <p>※演習教材として、2つの事例を用意しています。プログラムの時間配分によって、扱う事例（及び数）を決定してください。</p> <p>※グループは同じ机等話しやすい位置に座っている3人～4人を基本として進めるとよいでしょう。スクール形式で講義をしている場合わざわざ移動する必要はなく、前後左右の方と話し合う程度で構いません。</p> <p>演習のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> 事例の背景やニーズ、ストレスを明確にすることで、目指すべき姿・状態も明確になります（ストレス視点においては、強みが支援メニューに深く関係するため、以前の経験や状況等から事例の行間を読むことでより多くのストレスを見つけることが望まれます）。 目指すべき姿・状態（目的）は、就業面に拘らず、支援対象者の生活全般をイメージしながら設定することが望まれます。 支援メニューの設定では、メニューありきにならないように注意が必要です。あくまでも、<u>就労支援は目指すべき姿・状態を達成するための手段に過ぎない</u>ことを学びます。 グループでの共有を通じて、<u>自分たちの地域にどのような支援メニューがあり、どのような支援メニューが足りないのか</u>を理解します。 同時に、他の地域（グループの他のメンバー）の支援メニューを知り、多様な支援メニューを検討するうえでのヒントを持ち帰っても 	<ul style="list-style-type: none"> 演習の進行については、<u>「手引」第4章第3節2（2）演習の進行を円滑に進める（pp.57-62）</u>が参考になります。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
	<p>らいます。</p>	
<p>20～ 30分</p>	<p>【講義②】</p> <p>【就労】B. 多様なメニューづくり（講義用スライド）に沿った講義形式で、説明を行います。</p> <p>後半の講義では「3. 就労支援の進め方」（スライド pp.11-18）について説明していきます。</p> <p>講義のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労支援は相談者が自信を取り戻し、就労に向けた基礎能力を育むことを目的として行うものです。<u>就労支援のメニューは、「日常生活自立」「社会生活自立」「経済的自立」の3つの観点から検討する</u>ということを説明します。 ・ 支援メニューの活用に当たっては、相談者一人ひとりの状況と目標に応じて場を設定し、<u>本人が無理なくスモールステップで取り組んでいけるよう支援することが重要である</u>ということも説明します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の振り返りや締めくくりに当たっては、「<u>手引</u>第4章第3節2（3）<u>振り返りで気づきや共感を深める</u>（pp.63-66）が参考になります。

就労-C「企業へのアプローチ」

◆ 主な内容

企業開拓と企業支援の具体的な方法について学ぶ。

◆ 活用可能な教材(本事業で開発したもの)

講義用スライド、演習1、演習2

◆ 参考資料(本事業で開発したもの以外で参考となる資料)

平成28年度国研修<就労>【講義と演習⑩】企業へのアプローチ（山本樹氏作成資料）

◆ 準備するもの

なし

◆ 進行案

※下線部分は本事業で作成した教材及び教材内の項目等の名称を表しています。また、波線部分は各プログラムにおける講義・演習の学びを示していますので、その内容を十分に理解し、目的に沿った研修となるよう工夫してみてください。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
10～ 20分	<p>【講義①】</p> <p><u>【就労】C. 企業へのアプローチ（講義用スライド）</u>に沿った講義形式で、説明を行います。</p> <p>最初の講義では<u>スライドのp.14</u>までを説明します。</p> <p>講義のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業開拓に向けた雇用支援について新たな観点で考えてもらいます。企業側のニーズ、すなわち求人票に記載された内容と実際に企業が求めるものにはギャップがあるということを認識するとともに、<u>企業と対等な関係づくり</u>にも努めることが大切であるということを説明します。 ・そして、企業が人財を採用する目的は「人財そのもの」というよりもむしろ、人財がもたらす「良いこと」であるということを念頭に置きながら、<u>商圈を設定して戦略的に企業開拓を進める</u>ことが効果的であることを説明します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・講義の冒頭の投げかけについては、「手引」第4章第3節2（1）講義に<u>双方向性や参加性を生み出す（pp.54-56）</u>が参考になります。
25～ 35分	<p>【演習①】</p> <p><u>演習1（演習用シート）</u>を活用しながらワークを進めます。</p> <p>まず、<u>【就労】C. 企業へのアプローチ（講義用スライド）</u>の「<u>3. 企業開拓におけるマーケティング</u>」のドットマップに関連する部分（<u>スライドpp.15-18</u>）に沿って、ドットマップについて解説します。</p> <p>その後、「<u>3.（5）企業開拓ワーク（演習①）</u>」（スライドp.19）を示し、<u>演習1（演習用シート）</u>の地図と企業リストを使用して実際にドットマップを作成してもらいます（8分）。</p> <p>ドットマップができあがったら（できあがったドットマップのイメージは<u>スライドp.20</u>に掲載）、分析方法やその結果について、グループで話し合ってもらいます（10分）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・演習の進行については、「手引」第4章第3節2（2）<u>演習の進行を円滑に進める（pp.57-62）</u>が参考になります。

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
	<p>※グループは同じ机等話しやすい位置に座っている4人程度を基本として進めるとよいでしょう。</p> <p>演習のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> この演習を通じて、<u>企業開拓におけるマーケットリサーチの手法の一つ</u>を知ってもらいます。 ドットマップは、求職者の分布状況、求職者のニーズ・通勤圏等と照合することにより、活用の幅が広がります。 分析に当たっては、以下のような視点が考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>企業が集中するエリア、インフラはどの範囲か（→<u>企業開拓のエリアを設定していく</u>）</u> <ul style="list-style-type: none"> 《さらに考慮するとよい事項》 ⇒ 求職者の分布状況やニーズは？（求職者の通勤圏、日常的に利用する機関等も考慮する） ⇒ 既に開拓済みの企業の分布状況は？（既に関係のできあがっている企業の関連企業は開拓しやすい） ⇒ 雇用支援に当たっての促進要因、阻害要因は？（渋滞、利便性等） 	
25～ 35分	<p>【講義②】</p> <p><u>【就労】C. 企業へのアプローチ（講義用スライド）</u>に沿った講義形式で、説明を行います。</p> <p>ここでは、<u>スライドの pp.22-37</u>を説明していきます。</p> <p>講義のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業開拓に当たってのマーケティングの観点を説明していきます。企業開拓の見込みを高めるためには、<u>見込み度に応じた意図的な取組が必要である</u>ということ、<u>企業側の担当者との良好な関係づくりに向けて、戦略的に訪問を重ねることが効果的である</u>ということを説明します。 	
20～ 30分	<p>【演習②】</p> <p><u>【就労】C. 企業へのアプローチ（講義用スライド）の「4.（5）関係性構築ワーク（演習②）」（スライド p.38）</u>に沿って、ワークを進めます。</p> <p>隣に座っている人と2人組（もしくは3人組）になり、互いに自己紹介を簡単に行ったあと、相手が喜ぶ質問をしたり、相手との共通点を見つけて話し合ったりします。</p> <p>演習のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業との関係づくりにおいて大切なのは、担当者との信頼関係を形成し、そこから<u>企業の希望やニーズを引き出す</u>ことです。 そのためには、日常的な会話や打合せ内容とは直接関係のない場面での交流等を通じて相手の思いを理解するという、相談支援の大切な考え方を、企業との関係づくりにおいても実践していくことが求められます。この演習を通じて、企業との関係づくりをこれまでとは異なる視点でとらえてもらいます。 	

時間	講義・演習の進め方とポイント	進行に当たっての参考例
10～ 20分	<p>【講義③】</p> <p><u>【就労】C. 企業へのアプローチ（講義用スライド）</u>に沿った講義形式で、説明を行います。</p> <p>ここでは、<u>スライドの p.39 以降（「5. 雇用継続支援のあり方」）</u>を説明していきます。</p> <p>講義のポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用継続支援は、労働者の雇用継続だけが目的ではありません。定期的に訪問し、職場の状況を把握することで、新規雇用を提案する「営業」を目的とすることが望まれます。 ・雇用継続支援の現場では、労働者だけでなく、その労働者の業務を監督する者（現場担当者等）への支援を重視する必要があります。そして、<u>企業や労働者からの訴えを受け止めつつ、潜在的な訴えに耳を傾けることで新たなニーズを捕捉することが求められます。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の振り返りや締めくくりに当たっては、<u>「手引」第4章第3節2（3）振り返りで気づきや共感を深める（pp.63-66）</u>が参考になります。

第2部

標準的な研修教材

第2部は、都道府県研修において活用可能な研修教材の内容を掲載するものです。教材の活用に当たっては、第2部の最後に示す「講義・演習教材の利用に当たっての留意事項」を必ず参照し、都道府県研修が適切に行われるよう留意してください。

I. 職種共通従事者養成研修教材

【職種共通プログラム】
A. 生活困窮者支援の基本的考え方
(生活困窮者自立支援制度の理念)

令和元年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度における関係研修の普及・促進に向けた調査研究事業」
 みずほ情報総研株式会社

1. 生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像 - 1

▶ 生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、**生活保護基準の見直し**を行う。

出所：厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室「生活困窮者自立支援制度について」2015年7月、p.5より

1. 生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像 - 2

【社会保障制度改革推進法】（平成24年法律第64号）抜粋

(生活保護制度の見直し)
 附則第二条 政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

- 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。
- 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

2. 生活困窮者自立支援制度の意義

重層的なセーフティネットの構築

従来の福祉制度
 分類別、領域別に展開
 ⇒ 「制度の狭間」
 : それぞれの制度が利用できなかった人々が、サービスや支援が受けられない状況に...

生活困窮者自立支援制度
 生活保護に至っていない生活困窮者に対する**第2のセーフティネット**として、**包括的な支援体系を創設**

- ▶ 生活困窮者の問題が複雑化・深刻化する前に、自立のための支援を提供する。
- ▶ 今後は、新たに生活保護受給者以外の生活困窮者に対する包括的な支援の仕組みを地域全体で創造していく。

3. 生活困窮者自立支援制度の目標

制度の目指す目標

- 生活困窮者の自立と尊厳の保持
- 生活困窮者支援を通じた地域づくり

3. 生活困窮者自立支援制度の目標～概要 - 1

生活困窮者の自立と尊厳の保持

生活困窮者の自立

- ▶ 本人の可能性を狭くともえず高く目標を持ちつつも、本人が抱える課題やおかれている環境に応じて、「**自立**」の形は**多様**であることを理解する。
 - ▶ 「自立」という概念を構成する最も重要な要素は自己決定、自己選択であることを認識し、サービスや支援を利用しないようになるということだけでなく、これらを手早く活用しながら自立するという道を視野に入れて取り組む。
 - ▶ **本人が自分の意思で自立に向けて行動しようとする**ことをどのように**サポート**するかという視点をもつ。
- ▶ 本人の内面からわき起こる意欲や幸福追求に向けた想いが主役となり、支援者がこれに寄り添いその想いを引き出してこそ効果的な支援を進めることができる。

3. 生活困窮者自立支援制度の目標～概要－2

生活困窮者の自立と尊厳の保持（続き）

尊厳の保持

- ▶ **支援される側と支援する側との間で、一個人として対等な関係性を保つ。**
- ▶ **丁寧に時間をかけながら対応することを通じて、支援される側と支援する側の相互の信頼関係を構築することが、効果的な支援を可能とする。**
 - ▶ 日本国憲法第13条：「すべて国民は、個人として尊重される」
 - ▶ とりわけ生活困窮者支援の分野では、生活困窮者の多くが自信や自己肯定感、自尊感情を失い、傷つきやすくなっていることも考慮する。

▶ 7 資料：テキスト第1巻第2部2(1)、p.9より

生活困窮者自立支援制度における地域福祉の醸成・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【共編】 A. 生活困窮者支援の基本的考え方

3. 生活困窮者自立支援制度の目標～概要－3

生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ▶ 生活困窮者が自立に向けた歩みを進めていくには、自己肯定感や自尊感情を取り戻すなかで自分の居場所を発見し、人との「つながり」を実感できることも必要。
⇒ **生活困窮者の自立を考えるにあたっては、居場所やつながりの形成等、地域に向けた取組が重要。**
- ▶ 多様で複合的な課題を有する生活困窮者の課題解決のためには、相応の包括的な支援を用意することが必要。
⇒ **地域のネットワーク、インフォーマルな支援や住民の力を一層充実していくことが重要。**

▶ 8 資料：テキスト第1巻第2部2(2)、p.10より

生活困窮者自立支援制度における地域福祉の醸成・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【共編】 A. 生活困窮者支援の基本的考え方

3. 生活困窮者自立支援制度の目標～概要－4

生活困窮者支援を通じた地域づくり（続き）

- ▶ 生活困窮者の自立に向けて、福祉の枠組みを越え、生活困窮者の働く場や参加する場も必要。
⇒ **生活困窮者の就労を、地域課題を解決するという視点で検討することが大切。**
 - ▶ 農業の担い手不足を解消する手法として考える
 - ▶ 地域産業の維持・振興と結び付ける など
- ▶ 地域においては、困窮状態から脱却した人（「支援される側」）が、今後は、自分と同じよう困窮状態に陥っている人を支援する人（「支援する側」）になることもあり、支援する側、される側という関係は固定的なものではない。
⇒ **生活困窮者も地域社会の一員として積極的な役割を果たし、それぞれの地域において支え合いの輪を広げていくことが大切。**

▶ 9 資料：テキスト第1巻第2部2(2)、p.10より

生活困窮者自立支援制度における地域福祉の醸成・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【共編】 A. 生活困窮者支援の基本的考え方

3. 生活困窮者自立支援制度の目標～概要－5

生活困窮者支援を通じた地域づくり（続き）

- ▶ 本制度では、既存の社会資源を生活困窮者支援という新たな視点でつなぎ直し、不足すれば創造していくという作業を進めていく。
⇒ **生活困窮者の支援を通して、**
 - ▶ **さまざまな分野の社会資源の連携促進と活性化を図り、**
 - ▶ **行政、関係機関、地域住民等が協働で、生活困窮者の支援を通じた「地域づくり」に取り組み、**
 - ▶ **生活困窮者の支援に理解のある参加型包摂社会を創造していく。**

▶ 10 資料：テキスト第1巻第2部2(2)、p.10より

生活困窮者自立支援制度における地域福祉の醸成・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【共編】 A. 生活困窮者支援の基本的考え方

4. 新しい生活困窮者支援の形

新しい支援の形

包括的な支援

個別的な支援

早期的な支援

継続的な支援

分権的・創造的な支援

▶ **生活困窮者支援の特徴として、本制度の意義や目指す目標と併せて、生活困窮者支援に従事するすべての人が心に留めておく必要がある。**

▶ 11 資料：テキスト第1巻第2部2(2)、p.10より

生活困窮者自立支援制度における地域福祉の醸成・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【共編】 A. 生活困窮者支援の基本的考え方

4. 新しい生活困窮者支援の形～概要－1

包括的な支援

▶ **生活困窮者本人の尊厳ある自立に向けた支援を行うために、本人の抱える多様な課題に、包括的に対応する。**

- ▶ 近年、これまでの福祉制度では、複合的な課題を抱える生活困窮者に十分に対応できない側面もみられた。
- ▶ 世帯単位で複合的な課題を抱えている場合等、単一の制度では世帯全体に対する支援が適切に行えなかったり、関係者が躊躇して対応が図られないケースもあった。
⇒ **地域の関係機関・関係者が連携することにより、**
 - ▶ **本制度における支援を包括的なものとする。**
 - ▶ **課題を抱えた家族について家族単位で支援する。**

▶ **それぞれの強みを活かした、チームによる支援を行う。**

▶ 12 資料：テキスト第1巻第2部3(3)、pp.11-12より

生活困窮者自立支援制度における地域福祉の醸成・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【共編】 A. 生活困窮者支援の基本的考え方

4. 新しい生活困窮者支援の形～概要－2

個別的な支援

生活困窮者が置かれた状況が多様であることを十分に認識し、それぞれの事情や想いに寄り添いつつ、問題の打開を図る個別的な支援を行う。

- ⇒ 本人に対する適切なアセスメントに基づき、
- 社会的自立から経済的自立へと、個々人の段階に応じた最適なサービスの提供を通じて、
 - 本人が自分の居場所を発見し、他者との心地よいつながりを感じて、次のステップアップを目指すことを支援する。

👉 既存のサービスや制度に生活困窮者が合わせるのではなく、**生活困窮者に合ったサービスや制度を提供する視点を持つ。**

13 資料：テキスト第1巻第2部3(2)、p.12より
生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
【共編】A. 生活困窮者支援の機動的考え方

4. 新しい生活困窮者支援の形～概要－3

早期的な支援

人が生活困窮に陥り、社会とのつながりが弱まったとき、できるだけ早期にアプローチする。

- 生活困窮者は、地域社会から見えにくくなっていたり、自らSOSを発信することが難しい場合も多い。
- ⇒ 生活困窮者の早期の支援を行うために、
- 支援を行う側が積極的に生活困窮者との接点を見つける努力をする。
 - 生活困窮者の抱える問題が深刻になる前に、積極的な問題解決を図る(予防的な働きかけ)。

👉 地域のネットワークを強化して、そこから生活困窮者の情報をいち早く把握する。

14 資料：テキスト第1巻第2部3(3)、pp.12-13より
生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
【共編】A. 生活困窮者支援の機動的考え方

4. 新しい生活困窮者支援の形～概要－4

継続的な支援

本人の状況に合わせて、支援を切れ目なく段階的・継続的に提供する。

- 自立相談支援機関に生活困窮者が来訪した場合、必要があれば確実に生活保護制度につなぐ。
 - 生活保護を廃止した人にも必要に応じて切れ目なく本制度で対応する。
- ⇒ 制度に基づくサービスが終了した後も、必要に応じて本人をフォローアップしていくべきであることを認識する。

👉 自立相談支援機関だけで抱え込むのではなく、**地域の支援者を少しずつ発見し包括的な支援の輪を増やしていくことにより、地域全体で継続的に支援する。**

15 資料：テキスト第1巻第2部3(4)、p.13より
生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
【共編】A. 生活困窮者支援の機動的考え方

4. 新しい生活困窮者支援の形～概要－5

分権的・創造的な支援

地域が主体となって「新しい支援の形」を実現する。

- 生活困窮者の状況は、経済状況や地域の人口構成等によって異なる。
 - 生活困窮者に対応する社会資源も、それぞれの自治体によって状況が大きく異なる。
- ⇒ 生活困窮者への包括的な支援体系を、それぞれの地域の状況もふまえて創造していくために、地域が主体となって、
- 自分の暮らす地域の生活困窮者の状況と、社会資源の分布を適切に把握し、
 - 不足する社会資源を積極的に創造する。

👉 **官と民、民と民が地域で協働して、それぞれの地域に合った柔軟で多様な取組を推進する。**

□ 地域において、関係者が集まる協議の場をもつ
(行政、社会福祉法人、NPO、民間企業、その他支援組織、近隣住民やボランティア、...etc.)。

16 資料：テキスト第1巻第2部3(5)、pp.13-14より
生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
【共編】A. 生活困窮者支援の機動的考え方

参考文献

- 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト編集委員会編(2014)『生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト』中央法規出版、2014年。
※脚注内では「テキスト」と表記

17 生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
【共編】A. 生活困窮者支援の機動的考え方

【職種共通プログラム】
B. 支援員に求められる基本倫理と基本姿勢

令和元年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度における関係研修の普及・促進に向けた調査研究事業」
 みずほ情報総研株式会社

1. 支援員に求められる基本倫理と基本姿勢

まずは「演習1」を各自で
やってみましょう
(3分間)

2 生活困窮者自立支援制度における関係研修の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【共通】B. 支援員に求められる基本倫理と基本姿勢

2. 3つの基本倫理

▶ 支援員にとって最も基本となる行動規範。

1. 権利擁護	<p>① 尊厳の保持</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 利用者一人ひとりを、可能性や力をもつかけがえない存在としてとらえていく視点をもつ ✓ 利用者の自己決定の尊重や意思決定能力の不十分な利用者に対する利益と権利の擁護 <p>② 本人の主体性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 本人自らが自立に向けて行動するようになることが基本 ✓ 支援員はその過程をサポート
2. 中立性・公平性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本人の代弁者として機能 ✓ 関係機関や関係者と調整する際には、関係機関・関係者、本人いずれにも中立・公平な立場を保つ
3. 秘密保持	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 利用者や支援員の信頼関係の構築が不可欠 ✓ 守秘義務があることや関係者等との情報共有ルールについて、本人の理解を得る

資料：字スト1-第2巻第3部1, pp.35-38より 生活困窮者自立支援制度における関係研修の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【共通】B. 支援員に求められる基本倫理と基本姿勢

3. 8つの基本姿勢

▶ 業務にあたる際に求められる行動指針といえる。

<p>1. 信頼関係の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 受容的対応 □ 傾聴 □ 感情表現を手伝う 	<p>4. 家族を含めた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 家族全体を捉える □ 家族も支援の対象 □ チーム支援の必要性 	<p>6. チームアプローチの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 連携のとれたチーム □ 支援員は調整役 □ 利用者の了解を得る
<p>2. ニーズの的確な把握</p> <ul style="list-style-type: none"> □ ニーズは解決すべき本質的な課題 □ 多面的な理解 □ ニーズ把握は丁寧に 	<p style="font-weight: bold; color: green;">支援員に求められる 基本姿勢</p>	<p>7. さまざまな支援のコーディネート</p> <ul style="list-style-type: none"> □ ニーズに即した調整 □ 多くの選択肢の提示 □ 丸投げしない支援調整
<p>3. 自己決定の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 自己選択による自己実現を支援 □ エンパワメントアプローチ □ 強みに着目した支援 	<p>5. 社会とのつながりの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 社会参加は自立の土台 □ 本人を支える環境整備 □ 仲間や居場所の意義 	<p>8. 社会資源の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 地域状況の理解 □ 既存の資源の理解 □ 新たな資源の創設

ミクロレベル
(個人・家族等)

メゾレベル
(地域・自治体・学校等)

メゾ〜マクロレベル
(地域等〜国家・社会)

資料：字スト1-第2巻第3部2, pp.38-44, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100より 生活困窮者自立支援制度における関係研修の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【共通】B. 支援員に求められる基本倫理と基本姿勢

3. 8つの基本姿勢
(1) 信頼関係の構築

▶ 利用者や支援員の両者が、お互いに**本人主体の課題解決に真剣に取り組もうとしていることを共有し、お互いの意見を尊重しながら、同じ方向に向かって動き出そうとする関係の構築が重要。**

▶ 相談面接では、利用者一人ひとりを、可能性や力をもつかけがえない存在として捉え、相手の心理に肯定的・共感的態度である**受容的な対応**をとることが信頼関係構築には不可欠。

▶ 意識を集中させ、利用者の話を聴く「**傾聴**」を心がける。

- ▶ 視線、姿勢、適切なうなづき、相槌等の態度。
- ▶ 適切な質問や促しなどによる利用者の話を引き出して聴く「**能動的な傾聴**」も効果的。
 - 本人が話したがらなかつたり、主訴が不明確な場合に、結論をあせったり、誘導することにならないよう注意が必要。

資料：字スト1-第2巻第3部2(1), pp.39-40より 生活困窮者自立支援制度における関係研修の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【共通】B. 支援員に求められる基本倫理と基本姿勢

3. 8つの基本姿勢
(2) ニーズの的確な把握

▶ ニーズとは、**利用者自身が問題解決のために解決すべき本質的な課題**そのもの。ニーズの的確な把握なくして、適切な支援や支援の結果には至らない。

▶ 支援員は、利用者や信頼関係を構築し、利用者の声を聴きながら、**利用者の潜在能力や生活環境等、あらゆる面からの理解を深めて、ニーズの把握に努めることが重要。**

- ▶ 最初から全てを明らかにしてくれるとは限らない。
- ▶ 利用者自身が認識していても、「隠しておきたい」場合もある。
- ▶ 利用者が考える課題が必ずしも本質的な課題でない場合や、そもそも課題認識がない場合もある。
- ▶ 事実と異なることを言ったり、大げさな表現をする可能性も考慮する必要。

▶ 利用者の自宅を訪問することで、話だけでは把握できなかった多様な状況がわかり、課題の把握に役立つことも多い。

資料：字スト1-第2巻第3部2(2), pp.40より 生活困窮者自立支援制度における関係研修の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【共通】B. 支援員に求められる基本倫理と基本姿勢

3. 8つの基本姿勢 (3) 自己決定の支援

- ▶ 支援員は、**利用者が置かれている環境のなかで**、その地域におけるさまざまな**社会資源を自ら選択**し、また、それを**活用しながら**、利用者が目標とする生活を実現していく過程をサポートする。
- ▶ 利用者がもつ将来に向けた希望や展望等の思いに寄り添いながら、**利用者が自分自身の力で思いを実現していく**、**内発的な動機付けを強化**するとともに、**利用者の外部環境を整えていく**という、**エンパワメントアプローチ**による支援を行うことが求められる。
- ▶ 利用者の「**していること**」や「**できること**」など「**強み(ストレンクス)**」に着目する視点をもつことも重要。
 - ▶ 利用者には自信や自己肯定感、自尊感情を失っている人がいる。自らの「強み」に気づかせる支援を継続するなかで、利用者の内発的な動機づけの強化を図り、自立を図っていく姿勢が大切。

▶ 7 資料：「生活困窮者自立支援制度」に関する基礎知識の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
 社会福祉協議会
 生活困窮者自立支援制度に関する基礎知識の普及・促進に向けた調査研究事業
 みずほ信託銀行株式会社
 【共通】B. 支援員に求められる基本態度と基本姿勢

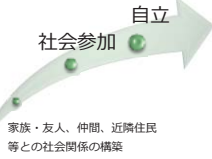
3. 8つの基本姿勢 (4) 家族を含めた支援

- ▶ 生活困窮の問題には、親子、夫婦、兄弟姉妹等、家族間の問題が潜んでいる場合が少なくない。まずは**家族全体を捉える**ことが必要。
- ▶ 利用者だけでなく家族も支援対象者として、家族全体の課題を解決しなければ、利用者本人の自立の達成が困難な場合もある。
- ▶ しかし、利用者が家族から虐待やDVを受けている場合など、家族と連絡をとったり、家族間の調整をしてはならない場合もある。**虐待やDVの可能性がないかを常に意識して支援にあたる**ことが必要。

▶ 8 資料：「生活困窮者自立支援制度」に関する基礎知識の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
 社会福祉協議会
 生活困窮者自立支援制度に関する基礎知識の普及・促進に向けた調査研究事業
 みずほ信託銀行株式会社
 【共通】B. 支援員に求められる基本態度と基本姿勢

3. 8つの基本姿勢 (5) 社会とのつながりの構築

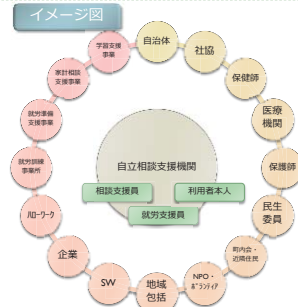
- ▶ **自立の土台として社会参加**があり、社会参加を果たすためには、利用者**と家族・友人、仲間**のほか、**近隣住民等との関係構築**が求められる。
 - ▶ 「生活困窮者が孤立化し自分に価値を見出せないでいる限り、主体的な参加へ向かうことは難しい。一人が社会とのつながりを強め周囲から承認されているという実感を得ることができるとは、自立に向けて足を踏み出すための条件である」⁽⁴⁾
- ▶ いずれ自立相談支援機関から巣立っていったときに再度社会的孤立に陥らないよう、相談に乗ってくれたり、思いを共有する相手や居場所を確保するなど、**本人を支える環境の整備**も支援員の重要な役割。
 - ▶ 利用者が他者を信頼できるよう、本人の自尊感情の回復が必要。



▶ 9 資料：「生活困窮者自立支援制度」に関する基礎知識の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
 社会福祉協議会
 生活困窮者自立支援制度に関する基礎知識の普及・促進に向けた調査研究事業
 みずほ信託銀行株式会社
 【共通】B. 支援員に求められる基本態度と基本姿勢

3. 8つの基本姿勢 (6) チームアプローチの展開

- ▶ 利用者は複合的な課題を抱えていることから、関係機関や専門職等、多様な主体が連携して、**チームアプローチによる支援**を実施。
- ▶ 自立相談支援機関の内外を問わず支援に関わる担当機関・担当者のほか、**家族や仲間等、利用者のニーズに応じてチームを編成**。
- ▶ **支援員はチームが有機的に連携できるように調整**。また、**利用者との理解を得て、チーム内で利用者の状況や課題等を共有**する。



▶ 10 資料：「生活困窮者自立支援制度」に関する基礎知識の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
 社会福祉協議会
 生活困窮者自立支援制度に関する基礎知識の普及・促進に向けた調査研究事業
 みずほ信託銀行株式会社
 【共通】B. 支援員に求められる基本態度と基本姿勢

3. 8つの基本姿勢 (7) さまざまな支援のコーディネート

- ▶ 利用者のニーズ、自立を困難にしている課題・要因は多様で複合的。課題の解決を図るための支援方法もそれぞれ。利用者の**状況やニーズに合わせて、最も適切な支援をコーディネート**することが必要。
- ▶ 現行の福祉制度の枠にとらわれず、**保健、雇用、教育、金融、住宅、産業、農林漁業等さまざまな分野との連携を視野に入れ、できる限り多くの選択肢を提示**して、利用者のニーズに応じた支援を行う。
- ▶ 日頃から地域のあらゆる連携先となりうる機関等の情報を収集し、必要なときに協力を得られるような**良好な関係を構築**していくことが求められる。また、関係機関による支援を調整する際には、いわゆる「丸投げ」にならないよう、**本人の代弁者として総合調整**を行う。

▶ 11 資料：「生活困窮者自立支援制度」に関する基礎知識の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
 社会福祉協議会
 生活困窮者自立支援制度に関する基礎知識の普及・促進に向けた調査研究事業
 みずほ信託銀行株式会社
 【共通】B. 支援員に求められる基本態度と基本姿勢

3. 8つの基本姿勢 (8) 社会資源の開発

- ▶ 社会資源とは、生活困窮者支援のために用いられる制度や機関、人材、資金のほか、技術や知識等の全てを総称する概念で、**利用者を支援するために活用できる支援全て**を指す。
- ▶ 必ずしも必要な社会資源が全てそろっているとは限らず、**社会資源を開発するという視点**も必要。
- ▶ そのためにも、まずは**既存の社会資源の状況を把握**しておくことが必要。

▶ 12 資料：「生活困窮者自立支援制度」に関する基礎知識の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
 社会福祉協議会
 生活困窮者自立支援制度に関する基礎知識の普及・促進に向けた調査研究事業
 みずほ信託銀行株式会社
 【共通】B. 支援員に求められる基本態度と基本姿勢

参考文献

- ▶ 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト編集委員会編（2014）『生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト』,中央法規出版,2014年.
※脚注内では「テキスト」と表記
- ▶ 新保美香・加留部貴行（2016）『【前期】共通プログラム『講義と演習④』支援員に求められる倫理・基本姿勢を支える人材育成と職場づくり』講義資料（平成28年度 自立相談支援事業従事者養成研修）
- ▶ 厚生労働省（2013）『社会保障審議会生活困窮者の生活支援のあり方に関する特別部会報告書』,2013年1月25日.

演習 1

①以下の空欄に、自立相談支援事業の各支援員に求められる「倫理と基本姿勢」を記入してください。3分間でお願いします。

<3つの倫理>

1	2	3
---	---	---

<8つの基本姿勢>

1	4	6
2	8つの基本姿勢	7
3	5	8

正確でなくても、思い出せること、必要だと思う内容を
この場で考えて書き入れてください！



ワークを通じて考えてみましょう。

裏面に「答え」がありますが、まずは、何も見ないでご記入ください！

<出典>

新保美香（2018）「【前期】共通プログラム『講義と演習③』支援員に求められる倫理と基本姿勢』講義資料」（平成30年度自立相談支援事業従事者養成研修）

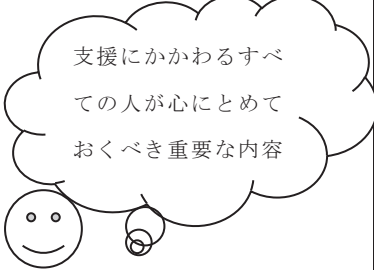
②倫理と基本姿勢に対するご自身の現状を見直してみてください。（2分間で）

③自己点検した結果を、チームでわかちあってください。（3分間で）

<3つの基本倫理>

<input type="checkbox"/> 1. 権利擁護	① 尊厳の保持	② 本人の主体性の確保
<input type="checkbox"/> 2. 中立性・公平性		
<input type="checkbox"/> 3. 秘密保持		

<8つの基本姿勢>

<p>□1. 信頼関係の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 受容的対応 <input type="checkbox"/> 傾聴 <input type="checkbox"/> 感情表現を手伝う 	<p>□4. 家族を含めた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 家族全体を捉える <input type="checkbox"/> 家族も支援の対象 <input type="checkbox"/> チーム支援の必要性 	<p>□6. チームアプローチの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 連携のとれたチーム <input type="checkbox"/> 支援員は調整役 <input type="checkbox"/> 利用者の了解を得る
<p>□2. ニーズの的確な把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ニーズは解決すべき本質的な課題 <input type="checkbox"/> 多面的な理解 <input type="checkbox"/> ニーズ把握は丁寧に 	 <p>支援にかかわるすべての人が心にとめておくべき重要な内容</p>	<p>□7. さまざまな支援のコーディネート</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ニーズに即した調整 <input type="checkbox"/> 多くの選択肢の提示 <input type="checkbox"/> 丸投げしない支援調整
<p>□3. 自己決定の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 自己選択による自己実現を支援 <input type="checkbox"/> エンパワメントアプローチ <input type="checkbox"/> 強みに着目した支援 	<p>□5. 社会とのつながりの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 社会参加は自立の土台 <input type="checkbox"/> 本人を支える環境整備 <input type="checkbox"/> 仲間や居場所の意義 	<p>□8. 社会資源の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地域状況の理解 <input type="checkbox"/> 既存の資源の理解 <input type="checkbox"/> 新たな資源の創設



<5つの支援のかたち>

1. 包括的	2. 個別的	3. 早期的	4. 継続的	5. 分権的・創造的
--------	--------	--------	--------	------------

<2つの制度の目標>

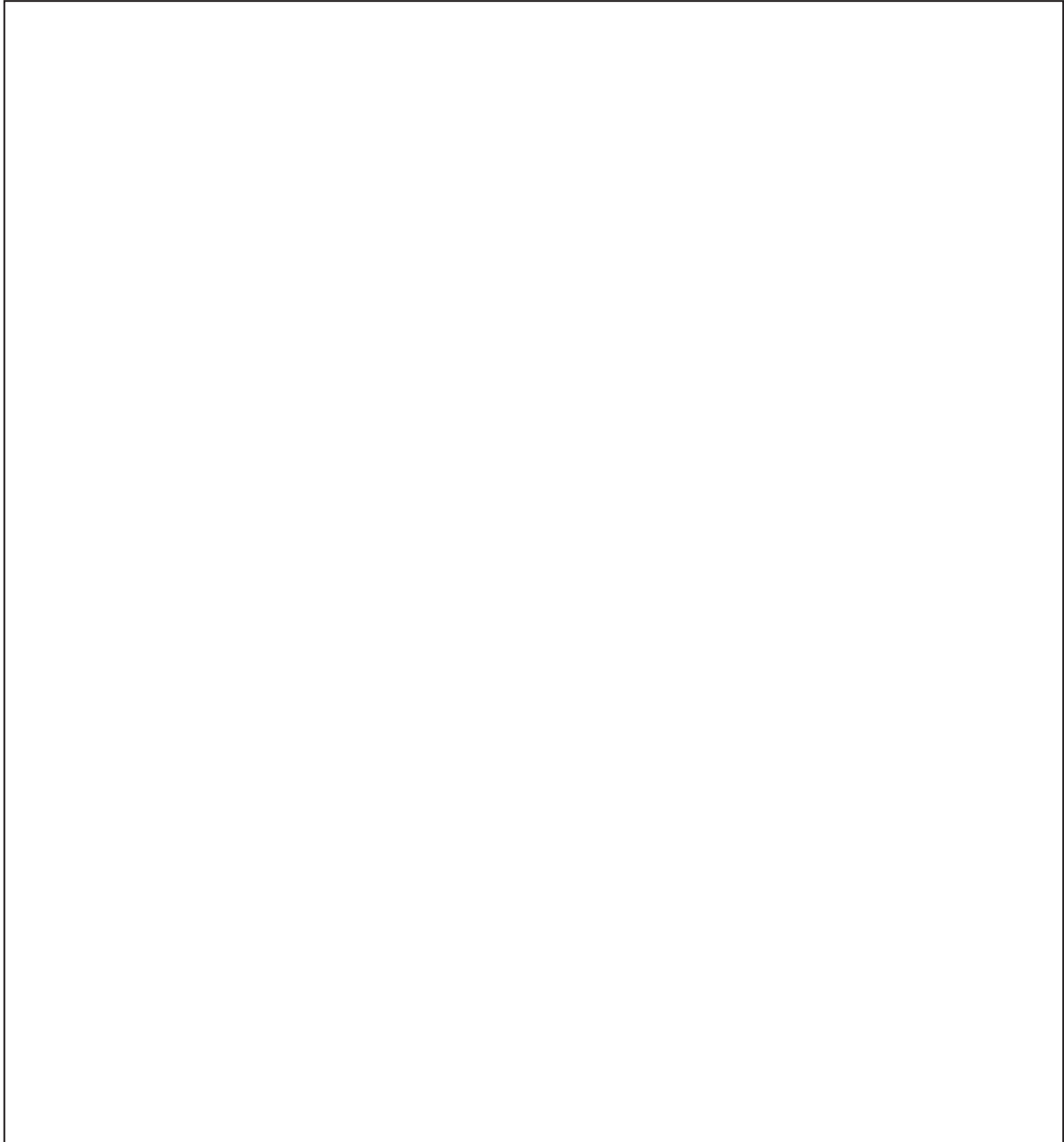
1. 生活困窮者の自立と尊厳の保持	2. 生活困窮者支援を通じた地域づくり
-------------------	---------------------

<出典>

新保美香（2018）「【前期】共通プログラム『【講義と演習③】支援員に求められる倫理と基本姿勢』講義資料」（平成30年度自立相談支援事業従事者養成研修）

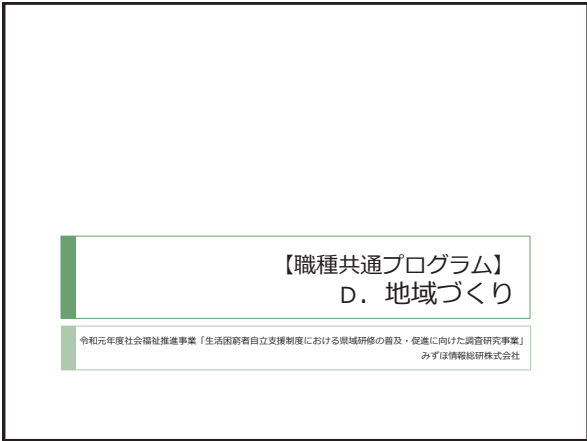
演習2

これから講師が伝えるものを、順番に以下に描いてみてください。



人それぞれの多様性を体感できるワークです。
また、「伝える」ことの難しさを実感できるワークでもあります。





1. 生活困窮者支援と地域づくり

(1) 生活困窮者支援の考え方～制度の目指すもの

生活困窮者自立支援制度が目指すもの

- 生活困窮者の自立と尊厳の確保だけでなく、**生活困窮者自立支援を通じた地域づくり**を目標として掲げている。
- 生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。
- 「支援を受ける側」「支援をする側」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する（ケアリングコミュニティ）。
- 生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的に参加に向かうことは難しい。

資料：テキスト第1章第2節2、p.18より

1. 生活困窮者支援と地域づくり

(1) 生活困窮者支援の考え方～新しい制度のかたち

新しい生活困窮者支援のかたち 一分権的・創造的な支援

- 5つの支援のかたちのひとつに、**分権的・創造的な支援**を掲げている。
- 主役は地域。生活困窮者の状況、経済状況、地域の人口構成、地域にある社会資源等、**あらゆる状況が地域によって異なるため、地域自らが把握・対応するのが前提**。
- その上で、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造。

資料：テキスト第1章第2節3、pp.13-14より

1. 生活困窮者支援と地域づくり

(2) 地域づくりの必要性～社会資源とはー 1

生活困窮者支援における社会資源

- 地域にどのような社会資源があるかを**適切に把握し、それぞれの特徴を認識したうえで、組み合わせ活用していく**。
- 社会資源の存在を**生活困窮者本人が認知し、本人が主体的かつ選択的に活用すること**により、本人の自立につながっていくことが望ましい。

フォーマルな社会資源：制度化されたもの

- ✓住宅確保給付金、就労準備支援事業、家計相談支援事業
- ✓求職者支援制度、生活福祉資金の貸付け
- ✓福祉事務所・公共職業安定所（ハローワーク）等の公的機関 etc.

インフォーマルな社会資源：制度化されていないもの

- ✓家族による一時的なサポート
- ✓親戚、友人・知人、近隣の人、ボランティア、自治会などの当事者組織 etc.

資料：原田正樹・和田昭明；テキスト第2章第1節1、pp.186-187より

1. 生活困窮者支援と地域づくり

(2) 地域づくりの必要性～社会資源とはー 2

生活困窮者支援に関係する主な制度

生活困窮者の自立支援に関連する諸制度を広く理解し、必要な対応を適切に行えるよう、関係機関との協力体制を構築する。

ハローワーク、福祉事務所との連携		
生活保護制度	生活に困窮する全ての人に、その世帯の最低限度の生活を保障し、自立を促進する制度。収入が最低生活費に満たない世帯に保護費が支給される。	福祉事務所
雇用保険	労働者が失業した場合に、生活費の心配をしないで求職活動ができるよう、手当が支給される。一定の被保険者期間が必要。	福祉事務所
求職者支援制度	ハローワークの支援指示を受けて、無料の職業訓練を受講する人が一定の要件を満たす場合に、訓練を受けやすくするための給付を受けることができる制度。	福祉事務所
その他の関連制度・施策		
総合支援資金貸付	失業などにより日常生活全般に困難を抱えている人に對する、住宅入居費などの資金の貸付を行う。	市町村社会福祉協議会

資料：原田正樹・和田昭明；テキスト第2章第2節2、pp.187-190より

1. 生活困窮者支援と地域づくり

(2) 地域づくりの必要性～社会資源とはー 3

生活困窮者支援に関係する主な制度（続き）

その他の関連制度・施策（続き）

臨時特例 つなぎ資金貸付	住居のない職業者であって、公的給付・貸付を受けるまでの間の生活に困窮している人に、当座の生活費を貸し付ける。	市町村社会福祉協議会
地域若者サポート ステーション	働くことに悩みを抱えている若者に対し、就労に向けた支援を行っている。	各地域の若者サポートステーション
その他、生活支援関連分野として・・・		
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 障害者相談支援事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業A型（雇用型）・B型（非雇用型） ➢ 医療機関、保健所、発達障害者支援センター、知的障害者更生相談所との連携 ➢ 保健師や管理栄養士等による保健・栄養指導の連携 ➢ 学校や教育委員会、児童相談所や児童養護施設などの児童関係の施設、児童委員との連携 ➢ 弁護士、司法書士、日本司法支援センター（法テラス）との連携 など 		

それぞれの役割分担に従い適切に連携し、チームとして支援を行う。

資料：原田正樹・和田昭明；テキスト第2章第2節2、pp.191-193より

1. 生活困窮者支援と地域づくり

(2) 地域づくりの必要性～社会資源とは- 4

インフォーマルな社会資源

- ▶ フォーマルな社会資源による支援と併行して、**地域住民による取組が重層的に存在することが必要**。
- ▶ 特に**生活困窮者の早期把握や見守り**には不可欠。
- ▶ インフォーマルな社会資源の力を活かすためには、「生活困窮者をみんなで解決しようとする地域が、**すべての住民にとって住みやすい地域となる**」ことを示すことも重要。

支援員に求められる役割 = **社会資源の調整**。

7 資料：原田正樹・和田昭明；「第5回生活困窮者支援を通じた地域づくり」, p.193-194より
生活困窮者自立支援制度における地域づくりの推進に関する調査研究報告書
「生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト」, 中央法規出版, p.195, 2014年より

1. 生活困窮者支援と地域づくり

(2) 地域づくりの必要性～社会資源の活用- 1

社会資源の把握

- ▶ 支援調整会議での事例検討等を活用しながら、地域に散らばる社会資源を把握する。

把握のための取組例

- ▶ 自治体の各種統計情報や福祉計画を調べる。また、関係機関や組織の一覧を作成する。
- ▶ きざまな関係機関・関係者と「顔見知り」になるため、他分野の協議会・連絡会などに参加する。また、こうした関係者と一緒に、地域の共通課題の把握に努める。
- ▶ 報告会などを実施することで、自立相談支援機関の取組について関係機関などに周知する。
- ▶ 支援調整会議、また、合同ケース会議、研修会などの意見交換ができる機会を企画・実施する。
- ▶ 地域活動などへの参加を活用して、地域のインフォーマルな資源と接する機会を確保する（地域で活動する任意団体、ボランティア、地域住民など）。

8 資料：原田正樹・和田昭明；「第5回生活困窮者支援を通じた地域づくり」, p.195-196より
生活困窮者自立支援制度における地域づくりの推進に関する調査研究報告書
「生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト」, 中央法規出版, p.195, 2014年より

1. 生活困窮者支援と地域づくり

(2) 地域づくりの必要性～社会資源の活用- 2

社会資源の調整

- ▶ 把握した社会資源とどのように連携を図ることができるのか、具体的に検討していく。

- ▶ 支援調整会議を活用して調整を進めるほか、勉強会や意見交換会等の場を積極的に立ち上げて、関係づくりを進める。

把握のための取組例

- ▶ 地域にある既存の社会資源の状況を活用するため、関係機関等とワークショップを開催する。
- ▶ 自立相談支援機関とその他の関係機関との連携体制の状況や課題を把握し、十分に機能していない状況があれば、その要因を分析することで、連携した支援体制が有効に機能するよう関係者間で定期的に協議・検討などを行う。
- ▶ 地域の民間企業や事業所などへの訪問活動を行い、これらの機関が抱える雇用に関するニーズを把握し、就労や実習などのマッチングを促進する。
- ▶ 日常生活に密接に関連する民間事業者との連携体制を構築して、地域の生活困窮者の早期発見に努める。
- ▶ ボランティアサポーターの養成講座を開催し、地域の協力者を増やしていく。

9 資料：原田正樹 (2014) 「第5回生活困窮者支援を通じた地域づくり」, 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト編集委員会編, 「生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト」, 中央法規出版, p.196, 2014年より
生活困窮者自立支援制度における地域づくりの推進に関する調査研究報告書
「生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト」, 中央法規出版, p.196-198より

1. 生活困窮者支援と地域づくり

(3) 地域づくりに必要な視点- 1

地域づくりを推進していくために重要な3つの視点

1. 私たちの問題としてとらえる視点

- ▶ 地域のなかにある**潜在的なニーズ**を念頭におく。
- ▶ 支援員が全ての問題を解決することは不可能であり、**いろいろな人たちと連携し、協働して解決**にあたる。

「1人の相談があったとき、地域のなかと同じニーズが10あると思え。同じような相談が10人からあったとき、地域のなかには類似したニーズが100あると思え。100人のニーズに応じていくためには、必要な仕組み(プログラム)をつくれ」

- ⇒まず**支援員がこのような視点を持つことが重要**。
- ⇒その上で、地域住民が「私たちの問題」としてとらえるよう意識改革を進める。

10 資料：原田正樹・和田昭明；「第5回生活困窮者支援を通じた地域づくり」, pp.198-199より
生活困窮者自立支援制度における地域づくりの推進に関する調査研究報告書
「生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト」, 中央法規出版, p.198, 2014年より

1. 生活困窮者支援と地域づくり

(3) 地域づくりに必要な視点- 2

2. 地域住民が主体であること

- ▶ 地域を最終的につくりあげていくのは、支援員ではなく**そこに暮らす住民自身**である（「**住民主体の原則**」）。
- ▶ **地域住民の意思や選択を尊重**し、彼らが主体的に自分たちの地域の問題解決にあたっていけるよう援助する。

地域住民の主体性を**育む取組**が必要。

3. 地域特性を踏まえること

- ▶ 一人ひとりの生活が違うように、地域にもそれぞれ違いがある。
- ▶ **地域によって異なる特性を活かしながら**、支援のあり方を考えていく必要がある。

地域特性を踏まえる = **コミュニティ・アセスメント**を丁寧に行う。
⇒普段から**地域全体を構成的に把握しておく**ことが必要。

11 資料：原田正樹・和田昭明；「第5回生活困窮者支援を通じた地域づくり」, p.199-201より
生活困窮者自立支援制度における地域づくりの推進に関する調査研究報告書
「生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト」, 中央法規出版, p.199, 2014年より

1. 生活困窮者支援と地域づくり

(4) コミュニティ・アセスメントの方法

- ▶ その土地を**初めて訪れる人になったつもり**になる。
 - ▶ 観光地、特産品、名産、歴史等。
- ▶ **地域の特徴**を探る。
 - ▶ 人口や行財政などの統計データ、地域の施策やサービス等の行政情報。
- ▶ **社会福祉に関する特性**を整理する。
 - ▶ 生活困窮者支援に必要な社会資源のほか、需給側（地域の福祉サービス提供事業者やボランティア登録者数、NPO法人の種類や数等）の人数、福祉サービス利用者やニーズの実態等。

自治体の統計、福祉計画。
比較の**視点**をもった分析を加えることで、課題を可視化する。

そのほかに、詳細に分析するためには、以下のような視点が考えられる。

- (1) 地域の組織や機関に着目する視点
- (2) 地域のなかにある集団（コミュニティ・グループ）資源に着目する視点
- (3) 地域に住む個人に着目する視点

12 資料：原田正樹・和田昭明；「第5回生活困窮者支援を通じた地域づくり」, pp.200-201より
生活困窮者自立支援制度における地域づくりの推進に関する調査研究報告書
「生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト」, 中央法規出版, p.200, 2014年より

1. 生活困窮者支援と地域づくり (5) コミュニティ・アセスメントの視点-1

1. 地域の社会資源として組織や機関に着目する

- 行政組織、福祉系、保健・医療系、生活関連分野の組織や機関の**一覧表を作成**する。
 - 行政組織は全体を把握
 - 縦割、機能も具体的に把握
 - 代表番号だけでなくセクションの番号、担当者連絡可能時間帯も
 - 生活関連は警察、消防、学校、銀行、商店等幅広く

2. コミュニティ・グループに着目する

- 地域のコミュニティ・グループについて、**インフォーマルな組織も含めて、具体的に網羅的に調べる。**

コミュニティ・グループ

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 当事者・家族等のグループ | 2. 福祉系ボランティアのグループ |
| 3. 福祉（専門職）に関係するグループ | 4. 保健・医療に関するグループ |
| 5. テーマ別活動をするグループ | 6. 商工会や組織・団体によるグループ |
| 7. 伝統的な地域組織のグループ | 8. 生産学習や趣味のグループ |

出所：原田正樹「Unit14地域福祉の基礎づくりの視点」、岩間伸之、原田正樹（2012）『地域福祉実践をつくり』有斐閣、p.145より

13 資料：原田正樹・和田昭明；テキスト第5巻第3冊1(1)(2)、pp.201-202より
生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【共編】D、地域づくり

1. 生活困窮者支援と地域づくり (5) コミュニティ・アセスメントの視点-2

3. キーパーソンに着目する

- 支援員が地域に働きかけるにあたり、全ての地域住民一人ひとりに働きかけることは不可能。実際には、**地域の様々な組織・団体の役員・キーパーソン等に働きかけ、一緒に活動を進めていくことになる。**
- キーパーソンとは、地域で何か行動を起こしていくときに要になるような人。
 - 住民ならではの立場を活かしてコーディネート機能、ファシリテート機能、媒介機能を発揮し、地域の課題解決活動を行っている。
- 支援者は関係をつくりながら地域の様子を観察し、キーパーソンを探す。**

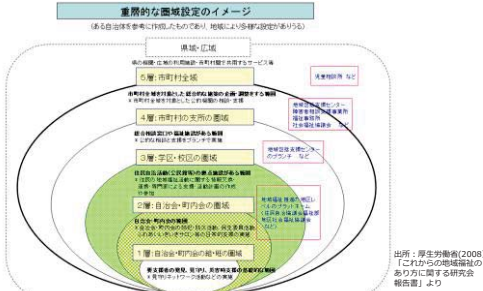
4. 関係性に着目する

- 1～3を通して地域のネットワークを把握したうえで、それらの**関係性に着目し、総合的に見立てる。**

14 資料：原田正樹・和田昭明；テキスト第5巻第3冊1(3)(4)、pp.202-203より
生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【共編】D、地域づくり

1. 生活困窮者支援と地域づくり (6) 地域を重層的にとらえる視点

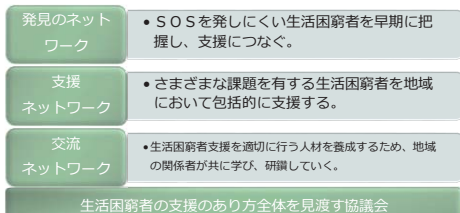
- 地図上の平面的理解ではなく、**生活圏域として重層的に理解**する。



15 資料：原田正樹・和田昭明；テキスト第5巻第3冊2、pp.203-204より
生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【共編】D、地域づくり

2. ネットワークづくり (1) 生活困窮者支援に必要なネットワーク

- 生活困窮者支援のための新たな仕組みとして、地域においてネットワークを構築していくことが必要。
- 多様なネットワークが必要であるが、特に「**発見のネットワーク**」「**支援ネットワーク**」「**交流ネットワーク**」が必要と考えられる。
- 地域の生活困窮者支援のあり方全体を見渡す**協議会**のようなものを創設することも一案。



16 資料：原田正樹・和田昭明；テキスト第5巻第4冊1、pp.205より
生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【共編】D、地域づくり

2. ネットワークづくり (2) ネットワークを構築していくプロセス

具体的に関係者を**組織化**していくことが重要。

1. 問題解決型のネットワークのつくり方

- まずニーズがあり、**ニーズを解決していくために必要な人たちに集まってもらい、一緒に問題解決の方策を考えてもらう**ということからネットワークを構築。

2. 問題共有型のネットワークのつくり方

- 課題の前から組織化**が先行。
 - 何か差し迫った問題が起こってなくても、まずはネットワークを作っておく。



17 資料：原田正樹・和田昭明；テキスト第5巻第2冊2、pp.205-206より
生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【共編】D、地域づくり

2. ネットワークづくり (3) 「組織化」を促していくための方法

構築したいネットワークに応じて、手法を選択する。

1. 一定の組織を設けることで組織化を図る

- 役員、ルール・規則を決め、**ネットワークが組織体として機能**できるように整備する。
- 継続的な活動が行いやすいが、**活動のマンネリ化や形骸化が起こりやすい。**

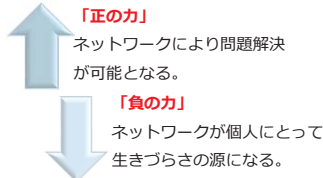
2. プラットフォームを活用する

- 「**こういうことをしましょう**」と目的を明確にし、それに賛同した人が集まる。**目的を共有したゆるやかな空間**というイメージ。
- 柔軟な出入りが可能な参加しやすい組織だが、**コーディネートする人がいないと機能しない。**

18 資料：原田正樹・和田昭明；テキスト第5巻第4冊1、pp.206-207より
生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【共編】D、地域づくり

2. ネットワークづくり (4) ネットワークの二面性

▶ ネットワークには2つの側面がある。



ネットワークづくりのポイント

- ▶ 監視になってしまったり、その人を縛りつけるようなものにならないよう注意が必要。
- ▶ 当事者中心を常に意識してネットワークを作ることで、地域社会を変革していくという視点が必要。

19 資料：原田正樹・和田昭明；テキスト第5巻第4冊4，pp.207-208より
生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【執筆】D. 地域づくり

2. ネットワークづくり (5) ネットワーク構築のための企画

ネットワークの5W2H

Why なぜネットワークが必要なのか(目的)
Who そのために誰が、誰に声をかけるのか
Where どこで(どの圏域で)つくるのか
When いつまでにつくるのか
What 何をテーマにしていくのか
How どうやって運営していくのか
How much 必要な経費等はどうか

出所：原田正樹(2014)「第5章 生活困窮者支援を通じた地域づくり」,自立相談支援事業従事者養成研修テキスト編集委員会編,
『生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト』,中央法規出版,p.208,2014年より

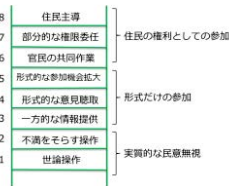
支援員はネットワークのことをまず**企画化**し、それらを**「見える化」**することで、そのネットワークに賛同する人々を組織化する。

20 資料：原田正樹・和田昭明；テキスト第5巻第4冊4，pp.209-210より
生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【執筆】D. 地域づくり

2. ネットワークづくり (6) 地域との協働の考え方

1. 住民参加の段階とその目的

- ▶ 住民参加には段階がある(アーンスタイン「市民参加の梯子」(1969))。
- ▶ 地域づくりの推進にあっても、地域住民の主体の形成が促されるよう、**当事者中心のネットワークや地域の力関係、ガバナンスの仕組みを変えていく**ことが必要。



出所：Arnstein, S.R., Journal of American Institute of Planners, Vol.35, No.4, pp.216-224,1969.

2. ガバナンス・協働という考え方

- ▶ 行政、市民、企業、地域住民等、**多様な主体が協議しながら、社会や地域の問題解決に向かって役割を担い合うスタイル。**

21 資料：原田正樹・和田昭明；テキスト第5巻第4冊4，pp.209-210より
生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【執筆】D. 地域づくり

3. 社会資源の開発

(1) 社会資源の開発において重要な観点

「周りの人たちにその必要性に共感してもらおうこと」
「一人の問題を私たちの問題にする」

- ▶ 支援調整会議を活用して**地域に不足する社会資源について地域全体の問題として抽出し、共有**する。
- ▶ 社会資源のニーズに対する**支援員の「思い」を、客観的な状況分析や説得的な根拠とともに伝える**。「なぜ社会資源を開発しなければならないか」を問われたときに、ひとつのストーリー(物語)で語り、「共感」してくれる人を集めることで、ネットワークを構築していく。
- ▶ 問題共有の輪を広げながら解決に向けて話し合いを重ね、一つひとつ必要な社会資源を開発していく。
- ▶ 社会資源は、その人だけ、あるいはその組織内だけのものではなく、**「地域社会の資源」である**ということは忘れずに。

22 資料：原田正樹・和田昭明；テキスト第5巻第5冊1，pp.211-212より
生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【執筆】D. 地域づくり

3. 社会資源の開発 (2) 中間的就労の場の創出・開拓

- ▶ **支援付き**で就労を行い、**就労を行う人の個別の事情に合わせて**、仕事の内容や時間等が柔軟に調整される。
- ▶ **一般就労に向けたトレーニングの機会**であるという性格がある一方で、定期的なアセスメントが講じられることなどを前提に、**社会参加の場**として利用される場合もある。

- ▶ **就労支援ネットワーク**を、ハローワーク、就労準備支援事業所、商工会議所、商店街、経営者団体、障害福祉分野の就労継続支援A型・B型事業所等で構築。
- ▶ 行政と連携しながら、中間的就労を通じて**地域への貢献や地域の活性化を図る**という視点が大切。
- ▶ 地域住民とのコミュニケーションのなかでそのニーズをよく把握し、**地域にとって必要な事業は何かを検討**する。
⇒ 生活困窮者も**地域のために貢献しているという実感**がわき、社会関係を取り戻すことにもつながる。

23 資料：原田正樹・和田昭明；テキスト第5巻第2冊2，pp.212-213より
生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【執筆】D. 地域づくり

4. 地域づくりに活かす地域福祉計画 (1) 地域福祉計画の策定と住民参加の原則

- ▶ 社会福祉法の基本理念規定のなかに位置付けられた「地域福祉の推進」に取り組むための手法として、「市町村地域福祉計画」「都道府県地域福祉支援計画」が法定化された。
- ▶ 策定については自治体に義務付けられていないが、同法第6条では「福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方自治体の責務」として計画的な実施の責務を規定している。

【住民参加の原則】

地域福祉計画は、策定過程で「住民や社会福祉事業者等の意見の反映」や公表が努力義務とされている。

- ▶ 自立相談支援機関においても、地域福祉計画が**地域福祉を推進するための手段**であることを認識し、その概要等について知っておくことが必要。
- ▶ **計画策定に必要な情報の多くは自立相談支援機関が提供するもの。**

24 資料：原田正樹・和田昭明；テキスト第5巻第7冊1，pp.219-220より
生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【執筆】D. 地域づくり

4. 地域づくりに活かす地域福祉計画 (2) 生活困窮者支援と地域福祉計画－1

生活困窮者支援を地域福祉に位置付ける意義

- ▶ 生活困窮者を地域のなかで支援していくためには、法に基づくサービスや他制度、他機関等の提供する公的な福祉サービスでは十分ではなく、**インフォーマルなサービスの役割と機能が必要**。
⇒ボランティアや近隣住民等、**地域住民の参加が不可欠**。
- ▶ 自立相談支援機関には、それぞれの地域の強みや特徴を把握し、社会資源を開発することが求められる。

生活困窮者支援を通じた地域づくりには
「生活困窮者の地域生活を支える視点」
「生活困窮者を支える地域をつくる視点」が求められる。

地域福祉計画に位置づけて計画的に取り組むことが、
分権的・創造的支援を推進する観点からも効果的。

▶ 25 資料：原田正樹・和田敏明；テキスト第5巻第7章(1)、pp.220-221より
生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
[執筆] D. 地域づくり

4. 地域づくりに活かす地域福祉計画 (2) 生活困窮者支援と地域福祉計画－2

- ▶ 地域福祉計画に盛り込むべき事項について、厚生労働省通知が発出されている。

生活困窮者自立支援策について地域福祉計画に盛り込むべき事項

1. **生活困窮者自立支援策の位置づけと地域福祉施策との連携**に関する事項
地域福祉推進の理念や基本目標を含む地域福祉計画の適切な部分に生活困窮者自立支援策を位置づけるとともに、総合相談支援や権利擁護の推進等、既存の地域福祉施策との連携に関する事項を明記する。
2. **生活困窮者の把握**に関する事項
本制度における支援の対象となる生活困窮者を把握するために必要な情報の種類とその把握方法等について具体的に明記する。
3. **生活困窮者の自立支援**に関する事項
相談支援体制の整備、生活困窮者自立支援法に基づく支援の実施、関係機関や他制度による支援、民生委員や自治会、ボランティア等によるインフォーマルな支援等とともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりについて明記する。
(1) 生活困窮者の自立支援のための各種支援の実施
① 生活困窮者自立支援法に基づく支援
② 関係機関・他制度、多様な主体による支援
(2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり
4. その他の留意事項等

出所：「生活困窮者自立支援策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」
(2014年3月27日 社援発0327第13号 厚生労働省社会・援護局長通知) より抜粋。
▶ 26 資料：原田正樹・和田敏明；テキスト第5巻第7章(2)、pp.221-222より
生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
[執筆] D. 地域づくり

4. 地域づくりに活かす地域福祉計画 (2) 生活困窮者支援と地域福祉計画－3

地域福祉計画策定への参画

- ▶ 「地域福祉計画策定委員会」等の組織が設置された際には、自立相談支援機関が**委員として参画**していくことが考えられる。
- ▶ 委員以外でも**実践の立場や生活困窮者を代弁する立場**から、計画策定や遂行に対して必要な意見等を示していく必要がある。

▶ 27 資料：原田正樹・和田敏明；テキスト第5巻第7章(3)、p.222より
生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
[執筆] D. 地域づくり

4. 地域づくりに活かす地域福祉計画 (3) 策定プロセスへの参画における留意点－1

1. 地域の福祉課題を意識化させること

- ▶ **マイノリティ**の問題にも着目する。
- ▶ **潜在的なニーズ**に着目し、それらを顕在化していくために多様な方法を組み合わせる。
▶ 各種調査、住民懇談会、ワークショップ、事例検討等

地域住民と協議を重ね、**地域の福祉ニーズについて意識化**する。

▶ 28 資料：原田正樹・和田敏明；テキスト第5巻第7章(1)、p.223より
生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
[執筆] D. 地域づくり

4. 地域づくりに活かす地域福祉計画 (3) 策定プロセスへの参画における留意点－2

2. 地域福祉計画策定における住民参加の手法を理解する

- ▶ 計画策定における住民参加の手法として、以下のようなものがある。
- ▶ **地域の実情に応じて、これらを組み合わせて活用**する。
- ▶ 計画策定は自治体が行う事務であるが、これらの手法を理解しておくことは、**自立相談支援機関が地域づくりをしていく過程において有用**。

ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 参加者と一緒に進める作業。 ▶ 完成された成果よりも対話をしながら作業を進めるプロセスを大切に。
参加型住民懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「一問一答」形式ではなく、参加者相互の「対話」を促しつつ、あるテーマについて語り合うもの。
住民参加型調査	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民が実態を把握し問題を見つける主体として参加するもの。
シンポジウムなど学習プログラムの企画	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域福祉について関心を寄せてもらうことを目的とする。 ▶ 1回だけでなく、何回かの連続した学習企画を立案する。
先進地の視察や情報交換	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 実際先進地を視察し、視察先の人々と交流を行うことで、計画の具体的なイメージを持つ。

▶ 29 資料：原田正樹・和田敏明；テキスト第5巻第7章(2)、pp.223-224より
生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
[執筆] D. 地域づくり

参考文献など

- ▶ 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト編集委員会編(2014)『生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト』中央法規出版,2014年。
※脚注では「テキスト」と表記
＜執筆者一覧＞
第5章：原田正樹・和田敏明
- ▶ 厚生労働省(2008)『これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書』
- ▶ Amstein, S. R., Journal of American Institute of Planners, Vol. 35, 1969.
- ▶ 「生活困窮者自立支援策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」(2014年3月27日 社援発0327第13号 厚生労働省社会・援護局長通知)
- ▶ 若間伸之・原田正樹(2012)『地域福祉援助をつかむ』,有斐閣,2012年。

▶ 30 資料：原田正樹・和田敏明；テキスト第5巻第7章(2)、pp.223-224より
生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
[執筆] D. 地域づくり

【職種共通プログラム】
E. 個別支援の基本と相談支援の展開（概論）

令和元年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度における領域研修の普及・促進に向けた調査研究事業」
みずほ情報総研株式会社

1. 個別的・継続的な相談支援

(1) 本人との援助関係の構築

援助関係

支援員の専門性と、本人と支援員との信頼関係に裏打ちされた関係性。対人援助の成立条件の一つであり、事例へのあらゆる動きかけの根幹に位置する。

- ▶ 生活困窮者への自立支援においては、援助関係の形成にあたって、支援員の高い専門性が求められる。
- ▶ 援助関係の形成は、それ自体が本人による問題解決に向けた取組ともなる。
 - ▶ 「援助関係はケースワークという臨床過程そのもの流れをつくる水路である」^(a)
 - ▶ 本人との関係性の構築はケースワークの「魂」であり、ケースワークの諸過程は「身体」である^(b)

▶ 2 資料：佐藤隆之、テキスト第4巻第2部①(1),pp.145-146,より
②) パイオスブック(2006)より
③) パイオスブック(2006)より
生活困窮者自立支援制度における領域研修の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【共通】E. 個別支援の基本と相談支援の展開（概論）

1. 個別的・継続的な相談支援

(1) 本人との援助関係の構築～信頼関係の構築に向けて-1

1. ともに存在する時間と空間を大切に

- ▶ 「そばに一緒にいる」という物理的な環境は、言葉のやりとりの前提となる重要な意味をもつ。
- ▶ **時間や空間を本人と共有し、本人と波長を合わせる。**

2. ありのままを受け止める

- ▶ 支援員が本人の言動について評価したり審判したりするのではなく、**ありのままの本人をまるごと受け止める。**
 - ▶ 社会的に認められない行為があった場合には、そうならざるをえなかった背景やそれに付随する感情も含めて受け止める。
- ▶ ありのままを受け入れられたところから結ばれた援助関係のもとでこそ、**そこから本人自身が問題解決に向けた歩みを踏み出すことができる。**

▶ 3 資料：佐藤隆之、テキスト第4巻第2部①(1),pp.145-146,より
生活困窮者自立支援制度における領域研修の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【共通】E. 個別支援の基本と相談支援の展開（概論）

1. 個別的・継続的な相談支援

(1) 本人との援助関係の構築～信頼関係の構築に向けて-2

3. 感情にアプローチする

- ▶ 「あなたの今の気持ちを理解しています」というメッセージを、言葉や表情、態度でもって具体的に応答していく。
- ▶ **本人が自分の感情をきちんと理解してもらえているという実感は、信頼関係に裏打ちされた援助関係の形成を強く押し進めることになる。**

4. 面接を活用する

- ▶ 面接場面等において、一つひとつの会話を大切にし、それを信頼関係の構築につなげる。
- ▶ 傾聴と適切な応答によって、**本人自身が自分の問題を整理することができるように支える。**

☞ うなずき、相づち、繰り返し、要約、言い換え

▶ 4 資料：佐藤隆之、テキスト第4巻第2部①(1),pp.146-147,より
生活困窮者自立支援制度における領域研修の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【共通】E. 個別支援の基本と相談支援の展開（概論）

1. 個別的・継続的な相談支援

(1) 本人との援助関係の構築～信頼関係の構築に向けて-3

5. 協働作業を大切に

- ▶ 一緒に掃除や料理をする、公園を散歩する、買い物に行くといった**日常的な営みの積み重ね**を大切に。
 - ▶ 本人の判断能力が十分でなかったり、十分な会話が成立しにくい場合などにおいても、具体的にわかりやすい協働作業の機会を設定し、取り組んでいく方がアプローチしやすいことも多い。
- ▶ 日常生活上のあらゆる接触の機会を活用し、本人との関係づくりを意識しながら、**本人の変化を絶えず意識しておく。**

▶ 5 資料：佐藤隆之、テキスト第4巻第2部①(1),pp.147-148,より
生活困窮者自立支援制度における領域研修の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【共通】E. 個別支援の基本と相談支援の展開（概論）

1. 個別的・継続的な相談支援

(1) 本人との援助関係の構築～援助関係を活かした支援-1

1. 支援員との関係のなかで自分の「居場所」を確保する

- ▶ 支援の場面において、本人が支援員と「つながっている」ことを実感できることによって、本人は自分の「居場所」を得ることができ、「自分はここにいる」という「存在」を確認できる。
- ▶ ⇒支援員との関係は、**自分の存在を確認できるよりどころ**になる。そこを起点として、その後の支援が展開する。

2. 現実を直視するための要件とする

- ▶ 生活困窮者自身による主体的な取り組みは、本人が自分と自分の置かれた環境を直視するところから始まる。
- ▶ ⇒信頼関係に裏打ちされた援助関係によって、**地に足をつけて、自分と自分の抱える問題や課題に目を向ける**ことができるようになる。

▶ 6 資料：佐藤隆之、テキスト第4巻第2部①(2),pp.149-149,より
生活困窮者自立支援制度における領域研修の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【共通】E. 個別支援の基本と相談支援の展開（概論）

1. 個別的・継続的な相談支援

(1) 本人との援助関係の構築～援助関係を活かした支援-2

3. 変化に必要な力を高める

- 生活困窮者自身とその本人を取り巻く環境の変化の過程では、多大なエネルギーを必要とし、ストレスも伴う。
- ⇒信頼関係の構築は、その変化に必要なエネルギーの供給源となり、**本人の取り組みを後押しすることになる。**

4. 自己決定の基盤となる安心を提供する

- 自己決定の過程において、自分が支えられているという実感は、大きなサポートになる。
- ⇒本人と支援員との関係性の構築は、自己決定に向けた前提条件となるだけでなく、**自己決定後も「取り返し」や「やり直し」の機会や場を担保する**要件となる。

7 資料：相談所之、テキスト第4巻第2部(1)pp.149-150より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
【共通】E. 個別支援の基盤と相談支援の展開 (編纂)

1. 個別的・継続的な相談支援

(1) 本人との援助関係の構築～援助関係を活かした支援-3

5. 感情表現を促して主体性を喚起する

- 「感情表現は、本人が問題を自ら解決する原動力である」⁽⁶⁾
- 本人の感情表現を大切にすることは、**本人が自分の問題を客観的に把握することにつながり、そのなかでも否定的な感情を支援員が受け止めることによって、価値ある人間として感じられるようになる。**

6. 考えを深める面接過程を大切にす

- 本人との面接過程は、本人が自分についての考察を深めるといふ場を提供することになる。
- 本人と支援員との感情の交流が高いレベルでなされることによって、変化のプロセスを促進させることができる。
- ⇒困難な状況にある生活困窮者が、**取り巻く環境と折り合いをつけていくための取り組み**となる。

8 資料：相談所之、テキスト第4巻第2部(1)pp.150-151より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
【共通】E. 個別支援の基盤と相談支援の展開 (編纂)

1. 個別的・継続的な相談支援

(2) 本人の力を引き出す支援

エンパワメント

社会的に抑圧された立場や階層にある人たちが自分のおかれた環境を自らが変わえていくという支援の概念

- 相談支援の実践においては、エンパワメントの源泉となる本人の**内発的な力の喚起と向上に向けたアプローチ**が求められる。
- 本人が自分の存在に意味と価値を見だせるように働きかけること
- 自分の現実を直視する作業を支えること
- 変化に向けた最初の一步を支えること
- その際に、自分ができることや自分の強みを本人が認識し、それを活用することが、自尊心の低下や罪悪感からの脱却、**自分の有用感や肯定感の向上につながる。**
- 相談支援におけるエンパワメントの獲得に向けた取り組みは、**地域における相互支援のための資源を、本人が主体的に活用できるように働きかける**という重要な働きかけにもつながる。

9 資料：相談所之、テキスト第4巻第2部(2)pp.151-152より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
【共通】E. 個別支援の基盤と相談支援の展開 (編纂)

1. 個別的・継続的な相談支援

(2) 本人の力を引き出す支援～本人の気づきを促す取り組み-1

本人の気づきを促す取り組みは、当事者である本人自身を取り組みの主体に位置付けるという視点において出発点ともいえる基本的なこと。

1. 自分自身の感情に気づく

- 本人が「自分自身」に目を向ける作業は、問題解決に向けて本人が自分を取り巻く現実を直視するためにも極めて重要。
- その際、自分の心身のつらさや自分のおかれた状況に付随する否定的感情を意識化することが求められる。
- ⇒困難状況にある自分の感情を受け止める作業は、**本人が主体となった問題解決へのステップ**となる。

10 資料：相談所之、テキスト第4巻第2部(1)pp.153より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
【共通】E. 個別支援の基盤と相談支援の展開 (編纂)

1. 個別的・継続的な相談支援

(2) 本人の力を引き出す支援～本人の気づきを促す取り組み-2

2. 自分の社会関係に気づく

- 生活困窮者の状況は、当事者のみならず、その社会関係上にも何らかの形で具体的に現れるため、本人と本人を取り巻く環境に働きかけ、その社会関係を調整する必要がある。
- 自分と周囲との関係の相互作用について意識化することは、自分が周囲から影響を受けているのと同時に、相手に影響を与えている存在であると気づくことも意味する。
- ⇒**身近な社会関係が時間的な経過とともにどのように変化してきたのかについて客観的にとらえる**ことは、今後の方向性を検討するうえで重要な視点となる。

11 資料：相談所之、テキスト第4巻第2部(1)pp.153より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
【共通】E. 個別支援の基盤と相談支援の展開 (編纂)

1. 個別的・継続的な相談支援

(2) 本人の力を引き出す支援～本人の気づきを促す取り組み-3

3. 問題発生メカニズムに気づく

- なぜ困難状況に陥っているのか、なぜ苦痛が伴うのか、なぜそこから抜け出せないのかなどについて、本人と支援員とが明確にしていく取り組みも求められる。
- ⇒一つの事例には**複数の要素が関係していること、課題は相互に関連するシステム全体の結果として生じていること**を理解する(支援過程全体に関与する気づき)。
- システムとして理解し、課題が複合化している場合には取り組む優先順位をつけることや、解決すべき問題を焦点化することができるようになる。

12 資料：相談所之、テキスト第4巻第2部(1)pp.153より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
【共通】E. 個別支援の基盤と相談支援の展開 (編纂)

1. 個別的・継続的な相談支援

(2) 本人の力を引き出す支援～本人の気づきを促す取り組み－4

4. 自分の長所や強み（ストレンクス）に気づく

- ▶ 生活困窮と向き合うのは本人でしかないため、課題解決にあたっては、本人が自分自身や自分の環境にある長所、強み、できることに気づくことが重要。
 - ▶ これまで生きてきた（課題を克服してきた）事実があること
 - ▶ まだまだできることがあること
 - ▶ 人とは異なる個性や強みがあること
 - ▶ 自分には使える社会資源があること etc.
- ⇒本人が自分のストレンクスに気づくプロセスを支えることを通じて、**自分がそこに主体的にかかわるべきであること、今の状況を変える可能性があることへの気づき**につなげる。

▶ 13 資料：相談冊子「テキスト第4巻第2版2(2)」p.153-154より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【共編】E. 個別支援の基盤と相談支援の展開（編纂）

1. 個別的・継続的な相談支援

(2) 本人の力を引き出す支援～本人の力を活かした支援－1

本人の「前向きな力」を見極め、課題の解決に向けて最大限に活用する。

- ▶ 「前向きな力」を活用しながら、自分のおかれた状況や問題に対する本人の気づきを促進する。

自分のおかれた状況や問題を捉えるうえで「前向きな力」

- ① 自分を取り巻く状況や問題を客観的に直視できる
- ② 取り組んでいくための覚悟と意欲がある
- ③ 冷静かつ建設的にものごとを考えることができる
- ④ 事態に影響を与えている関係性をとらえる視野の広さがある
- ⑤ 人の考えや意味に耳を傾けて柔軟に考え方を変えることができる

▶ 14 資料：相談冊子「テキスト第4巻第2版2(2)」p.154-155より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【共編】E. 個別支援の基盤と相談支援の展開（編纂）

1. 個別的・継続的な相談支援

(2) 本人の力を引き出す支援～本人の力を活かした支援－2

本人の「前向きな力」を活用するためには、3つの視点が重要になる。

1. 具体的に「できること」から始める

- ▶ 生活困窮と向き合うのは本人でしかないため、課題解決にあたっては、本人が自分自身や自分の環境にある長所、強み、できることに気づくことが重要。
- ⇒食事、排泄、移動などの日常生活動作（ADL）や買い物、電話、外出など手段的日常生活動作（IADL）を含め、**本人が「できること」の活用により、精神的な安定感や満足感、さらなる「できること」の開発**につなげる。また、「できること」だけでなく、**本人が「その気」になったことから始めること**も含めて考える。

ポイント

- ▶ 実際の支援過程においては「できること」の内容と当面取り組むべきことの間に折り合いをつけられるよう支援する。
- ▶ 本人のペースを最大限に保持する。

▶ 15 資料：相談冊子「テキスト第4巻第2版2(2)」p.153より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【共編】E. 個別支援の基盤と相談支援の展開（編纂）

1. 個別的・継続的な相談支援

(2) 本人の力を引き出す支援～本人の力を活かした支援－3

2. 前向きな「変化」を評価する

- ▶ 本人は苦しい状況であることを認識していても、その環境やシステムを変えることに大きなストレスを感じていることも多い。
- ⇒本人自身が自ら働きかけ、その事態に何らかの変化が生じた場合には、それを**前向きに評価し、本人や関係者にフィードバック**する。

ポイント

- ▶ 小さな変化であっても、**言語化して評価する**。
- ▶ 本人の認識がない場合、その変化への**本人の気づきを促す**という側面もある。
- ▶ **プラスの変化**を重視しながら取り組みを推し進める。

▶ 16 資料：相談冊子「テキスト第4巻第2版2(2)」p.155-156より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【共編】E. 個別支援の基盤と相談支援の展開（編纂）

1. 個別的・継続的な相談支援

(2) 本人の力を引き出す支援～本人の力を活かした支援－4

3. できることの「連鎖」を意識する

- ▶ 本人の力は限定的なものではない。
- ⇒**連鎖的**に本人の力を引き出す。

ポイント

- ▶ 本人の抱える課題を丁寧に分析し、問題解決の糸口を見つけ出し、そこに**本人の力が発揮できる機会を提供**できるように働きかける。

▶ 17 資料：相談冊子「テキスト第4巻第2版2(2)」p.156より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【共編】E. 個別支援の基盤と相談支援の展開（編纂）

1. 個別的・継続的な相談支援

(2) 本人の力を引き出す支援～本人が決めるプロセスを支える－1

相談支援は、支援員と本人がともに支援過程を歩んでいく営み。

- ▶ 本人の歩調に合わせながら、**支援過程を一緒に歩む**ことにより、信頼関係に裏打ちされた援助関係をつくっていく。
- ▶ 支援が始まってから、**どのように目標を設定するかを本人自身が決めることができるように、支援員がそのプロセスを支えながら進む**。
 - ▶ 本人の希望や意向を聞き出すのではなく、一緒に見つけていく。
 - ▶ 支援員と本人の関係性は最初からあるものではなく、支援員が本人の歩調に合わせながら関係性づくりをすすめることで、少しずつ強化される。

▶ 18 資料：相談冊子「テキスト第4巻第2版2(2)」p.156-157より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【共編】E. 個別支援の基盤と相談支援の展開（編纂）

1. 個別的・継続的な相談支援

(2) 本人の力を引き出す支援～本人が決めるプロセスを支える-2

本人が決めるプロセスを支えるための主な6つの視点は以下の通り。

1. 本人が決めるための環境を整える

▶ 生活困窮者は、心身ともに不安定な状態に置かれていることが多く、自分の身に起こっていることを整理し、自分について深く考えることが難しい。

⇒安心・安全を確保し、**自己決定できる環境と状況を整える**。

2. 関係づくりから自己決定につながる

▶ 自己決定のプロセスに働きかけるうえで、本人との関係性が形成されていることが必要不可欠。

⇒**援助関係の形成と活用**に努める。

本人の気づきを促す視点や、本人が決めるプロセスに働きかける**面接技術**を向上させる。

▶ 19 資料：岩間伸之；テキスト第4巻第2部2(3),pp.157-158,より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
【共編】E. 個別支援の基本と相談支援の展開（編纂）

1. 個別的・継続的な相談支援

(2) 本人の力を引き出す支援～本人が決めるプロセスを支える-3

3. 周囲との相互作用関係のなかで自己決定を促す

▶ 自己決定とは、生活困窮者自身が家族や親族、地域住民等の周囲の人とのやりとりによって、自分の考えや意向を形成していくべきもの。

⇒支援員が本人と周囲の間に入って**媒介機能**を果たし、**両者間の相互作用を促進しながら自己決定を促す**。

4. 「揺れ」につきあう

▶ 自己決定には迷いや逡巡につきまとうもの。

⇒本人の心の揺れにつきあい、**受け止める**。

▶ 20 資料：岩間伸之；テキスト第4巻第2部2(3),p.158,より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
【共編】E. 個別支援の基本と相談支援の展開（編纂）

1. 個別的・継続的な相談支援

(2) 本人の力を引き出す支援～本人が決めるプロセスを支える-4

5. 自己決定のあとを担保する

▶ 自分で決めることは容易ではない（→責任は自分）。

⇒もし**決定したことがうまくいかなかった場合にはやり直し**がきくという**メッセージ**を伝える。

6. 本人の側に立ち代弁することで「自己決定」を支える

▶ 判断能力が不十分な人の自己決定をどのように考えるか？（→支援員が本人の意に沿わずに本人に関することについて勝手に決めることがあってはならない。）

⇒本人を「**意思ある人**」として認識する。

本人の言葉とやりとりを大切にす。

信頼関係のなかで**意思や感情**を感じる。

情報を**本人の側**から組み立てる。

本人の意思を**代弁**して媒介する。

▶ 21 資料：岩間伸之；テキスト第4巻第2部2(3),p.159,より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
【共編】E. 個別支援の基本と相談支援の展開（編纂）

2. 相談支援の展開

(1) アウトリーチ～アウトリーチとは

▶ **積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること**。

▶ 生活上の課題を抱えながらも自らアクセスできない個人や家族・学校等への訪問

▶ 当事者が出ていきやすい場所での相談会の開催

▶ 早期支援につながるような地域のネットワークづくりへの取り組み など

※アウトリーチとは、さまざまな形で、必要な人に必要なサービスと情報を届けること。対象の把握だけに留まらない。

▶ 対象を発見・つながるためのアウトリーチ

▶ アセスメントのためのアウトリーチ

▶ 支援のためのアウトリーチ

▶ 地域づくりのためのアウトリーチ など

▶ 22 資料：岩間伸之；テキスト第4巻第1部1(1),p.106、テキスト総編、pp.3-44、

生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
【共編】E. 個別支援の基本と相談支援の展開（編纂）

2. 相談支援の展開

(1) アウトリーチ～アウトリーチの重要性

▶ 自立相談支援制度は、これまで「**制度の狭間**」におかれ、**支援に結びつかなかった生活困窮者を支援**することを視野に入れたものである。

▶ 生活困窮者は、自らSOSを発することが難しい場合も多いため、**積極的に対象者を発見し、支援につなげる**ため、アウトリーチが特に必要。

▶ 地域で課題を抱える人々の情報を適切に把握できるように**ネットワークの構築**が求められる。

▶ 23 資料：岩間伸之；テキスト第4巻第1部1(1)-(3),pp.106-108,より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
【共編】E. 個別支援の基本と相談支援の展開（編纂）

2. 相談支援の展開

(1) アウトリーチ～アウトリーチの基本的な考え方

▶ 生活困窮者がどのような経路で自立相談支援機関につながるかを検討する。

経路	方策
1. 行政機関からの紹介	・ 行政機関内部での連携 ・ 委託の場合は行政から自立相談支援機関への紹介ルールの確立
2. 行政以外の関係機関からの紹介	・ 関係機関との連携
3. 支援員の出張・巡回など生活困窮者の元への訪問による相談受付	・ 本人からのアクセスを容易にするための工夫
4. 本人の電話・来所による相談	

出所：岩間伸之（2014）『第4巻相談支援の展開』自立相談支援事業推進協議会研究テキスト編集委員会編『生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業推進協議会研究テキスト』、中央法規出版、p.107,2014年、より

⇒ **関係機関との連携を図ること、生活困窮者がアクセスしやすい工夫を行うことが重要。**

▶ 24 資料：岩間伸之；テキスト第4巻第1部1(4)-(5),pp.108-110,より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
【共編】E. 個別支援の基本と相談支援の展開（編纂）

2. 相談支援の展開

(1) アウトリーチ～関係機関との連携

1. 行政機関からの紹介

- 行政内部では、福祉関係部署のみならず、さまざまな関係部署を想定し、各部署と顔の見える関係性を構築する。
ex.) 住民税や国民健康保険料、各種公共料金等の担当部署や住民の相談を広く受け付ける相談窓口等
- 各部署等から自立相談支援機関へつなぐ紹介ルールを設定する。

2. 行政機関以外の関係機関との連携による早期把握

- 行政以外の関係機関の担当者とも、日頃から意識的に交流を図り、連携体制を構築する。

- 本人の了解
- 本人と同じことを何度も尋ねないような配慮
- 個人情報の取扱い
- ⇒ 一方で、生命・身体・財産保護のために本人の同意を不要とする場合のルール化も検討

25 資料：福岡県之（2014）「第4種相談支援の展開」自立相談支援事業従事者養成研修テキスト編集委員会編『生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト』中央法規出版、p.109-110より
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
【共通】E. 相談支援の態様と相談支援の展開（継続）

2. 相談支援の展開

(1) アウトリーチ～想定される連携機関－1

- 地域には、さまざまな関係機関が存在する。

【公的サービスを提供する関係機関との連携方法】

関係機関例	紹介例
公共職業安定所	離職機関が長いことや転職を繰り返すなどのほか、複合的な課題があり、直ちには一般就労に結びつかない場合
社会福祉協議会の相談窓口	生活福祉基金貸付の申込者で、返済のあてが見当たらない、仕事をしていないなどにより困窮している場合
消費者生活センター（多重債務相談窓口）、法テラスや司法書士会など	多重債務や借金返済の相談者で、本人もしくは家族に複合的な課題があると疑われる場合
医療関係機関	治療費や入院費用の支払いに困っている、長期入院で職を失い相談できる人がいないなどの場合
地域若者サポートステーション	経済的に困窮して生活保護基準を下回るおそれがあり、生活面を含めた支援を必要とする場合
地域包括支援センター、障害者相談支援事業所	サービス利用者の家族のなかに、就労しておらず、困窮状態にある人がいることが把握された場合

26 出所：福岡県之（2014）「第4種相談支援の展開」自立相談支援事業従事者養成研修テキスト編集委員会編『生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト』中央法規出版、p.109,2014年より
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
【共通】E. 相談支援の態様と相談支援の展開（継続）

2. 相談支援の展開

(1) アウトリーチ～想定される連携機関－2

- 民生・児童委員やボランティアなどのインフォーマルな資源も含めて、広く連携の対象と捉えることが大切。
- これらの機関等が、どこに連絡や情報提供したらよいかを分かっていることが重要。

【連携が想定される関係機関】

分野	関係機関例
ライフライン事業者	・ガス・水道・電気などのライフライン事業者
地域の事業所	・新聞配達所、郵便局、クリーニング店や牛乳配達など 個別訪問により日常生活に関わる事業所 ・公営住宅や民間賃貸住宅の管理人や運営企業
地域活動団体や住民団体等	・よりそいホットラインや自殺予防の電話相談等の電話による相談事業 ・地域の生活困窮者支援団体や当事者団体

27 出所：福岡県之（2014）「第4種相談支援の展開」自立相談支援事業従事者養成研修テキスト編集委員会編『生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト』中央法規出版、p.109,2014年より
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
【共通】E. 相談支援の態様と相談支援の展開（継続）

2. 相談支援の展開

(1) アウトリーチ～アクセスを容易にする工夫・方策

3. 自立相談支援期間へのアクセスを容易にする方法

- 自立相談支援機関を住民に対し広く周知することが、早期把握・早期発見の第一歩。

【主な相談受付の方法】

分類	方法例
出張相談	・市町村庁舎内、パルコパークなど公的機関における出張相談窓口の設置 ・就労セミナー等での相談受付 ・商店街の一角や商業施設等における出張相談窓口の設置 ・学校における出張相談窓口の設置 ・電話での相談受付
多様な受付方法・広報	・メール・FAXでの相談受付 ・ホームページによるメールフォーム ・TV・ラジオ等を利用した情報提供・広報活動 ・ホームページ、ブログの開設、SNS等による広報活動 ・行政・関係機関の窓口やネットカフェ等の生活困窮者アクセスしやすい場所でのチラシ配布・掲示
巡回・訪問	・巡回活動を通じたアプローチ ・相談者の自宅・自宅付設や就労場所（勤務先）への訪問活動

28 出所：福岡県之（2014）「第4種相談支援の展開」自立相談支援事業従事者養成研修テキスト編集委員会編『生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト』中央法規出版、p.110,2014年より
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
【共通】E. 相談支援の態様と相談支援の展開（継続）

2. 相談支援の展開

(2) 包括的な相談受付～相談受付のポイント

- できる限り幅広く受け止める。
 - 本人に対し、共感的・受容的な態度で接する。
 - この段階での本人の主訴と真のニーズは異なる場合も多いことに留意しながら、丁寧に聞き取る。
 - 相談受付は本格的なアセスメントにつながる重要な場面！
- ⇒ 本人に対して自立相談支援機関が継続的にかかわっていくべきであるか否か、適切な振り分けを行う。

29 資料：福岡県之（2014）「第4種相談支援の展開」自立相談支援事業従事者養成研修テキスト編集委員会編『生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト』中央法規出版、p.111より
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
【共通】E. 相談支援の態様と相談支援の展開（継続）

2. 相談支援の展開

(2) 包括的な相談受付～相談内容による適切な振り分け－1

振り分けと相談受付の際のポイント

- 相談者の状況と相談内容から、生活困窮にかかわる相談か、ほかの相談機関を紹介する相談か、情報等を提供することにより自分で解決できる相談か、などを判断する。
- 自立相談支援機関が対象とするのは、主に、多様で複合的な課題を有するためほかの専門機関のみでは十分に対応できない生活困窮者。
- 生活保護制度へつなぐことが適切と判断される場合は、確実に福祉事務所へつなぐ。

- 本人の主訴が生活困窮にかかわるものであるか否かを確認する。
- 明らかにほかに適切な対応先があると判断される場合には、当該機関を紹介して終了する。
- 最初の訴えが生活困窮にかかわりのない内容であったとしても、即断せず状況をよく確認する姿勢をもつことが大切。

30 資料：福岡県之（2014）「第4種相談支援の展開」自立相談支援事業従事者養成研修テキスト編集委員会編『生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト』中央法規出版、p.111-112より
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
【共通】E. 相談支援の態様と相談支援の展開（継続）

2. 相談支援の展開

(2) 包括的な相談受付～相談内容による適切な振り分け-2

振り分けと相談受付の際のポイント (続き)

- ▶ 本人を特定できない場合 (匿名での電話等) にも、何らかの訴えがある以上、可能な限り**受容的な姿勢**で対応する。
 - ▶ 再び同じ人から連絡があることを想定し、記録を残しておく。
- ▶ 相談内容だけでなく、**本人がどの程度自分で判断し行動できる状況にあるか**を把握する。
- ▶ **本人を取り巻く状況、家族構成**についても可能な範囲で把握する。
 - ▶ 情報収集は、**信頼関係を構築**しながら継続的に行う。
- ▶ 相談の方法についても配慮する。
 - ▶ 面接の環境、本人が希望する相談方法や頻度、担当支援員のタイプ、etc.
 - ▶ 緊急時の連絡手段も聞き取っておく。

31 資料：初稿第2；テキスト第4巻第1部2(2)pp.111-112,より 生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【刊】E. 個別支援の基本と相談支援の展開 (編纂)

2. 相談支援の展開

(2) 包括的な相談受付～相談内容による適切な振り分け-3

ほかの関係機関につなげる場合の留意点

- ▶ 可能な限り相談内容と本人のコミュニケーション能力を伝え、適切な対応を依頼する。
⇒ 必要な場合には同行する、後日状況を確認するなどの対応も求められる。
- ▶ 必要があればいつでもあらためて相談を受けなおす、場合によっては他機関につなぎなおすといった対応も想定しておく。

32 資料：初稿第2；テキスト第4巻第1部2(2)pp.112-113,より 生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【刊】E. 個別支援の基本と相談支援の展開 (編纂)

2. 相談支援の展開

(2) 包括的な相談受付～相談支援を拒否する場合の対応

- ▶ 相談を継続できるよう丁寧に働きかけ、**本人の気持ちをほぐす**。
- ▶ **本人が当面困っていることに迅速に対応すること**も、信頼を得るのに役立つ。
- ▶ 本人が支援を拒否する事例としては、家族からの相談事例も多い。
⇒ **家族支援**という視点から、本人の状況のみならず、家族の状況や本人と家族との関係性等を丁寧に聞き取る。
場合によっては、まず家族を支援対象と捉え、家族が抱える課題を解決することから始める。

33 資料：初稿第2；テキスト第4巻第1部2(3)pp.113,より 生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【刊】E. 個別支援の基本と相談支援の展開 (編纂)

2. 相談支援の展開

(3) アセスメント～アセスメントの基本的な考え方

アセスメント

生活困窮者の状況を把握し、背景・要因を分析したうえで、そのなかで対応すべき課題を適切にとらえ、解決の方向性を見定めること。
相談受付から終結までのすべてのプロセスにおいて、継続的に行うもの。

- ▶ 相談支援員が一面的に行うものではなく、相談者が**自分自身のおかれた状況を理解することを相談支援員が支える**ことが大切。
- ▶ 相談者自身が**自分や自分の困りごとを表現できる**ようになることは、今後の人生において大きな意味をもつ。
- ▶ 本人の得意分野や**強み(ストレングス)**にも着目し、自己有用感や自立に向けたモチベーションを高めていく。
- ▶ 関係機関や専門家等、**幅広い関係者とともにアセスメントを深める**。



34 資料：初稿第2；テキスト第4巻第1部3(1)pp.116-117,より 生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【刊】E. 個別支援の基本と相談支援の展開 (編纂)

2. 相談支援の展開

(3) アセスメント～本人理解にもとづく相談支援の考え方-1

- ▶ **本人を取り巻く環境について適切な理解に基づいて対応する**
 - ▶ 本人が抱える課題の表向きの現象だけにとらわれて対応してはうまくいかない。
 - ▶ 本人とその家族や周囲の環境について情報を収集し、**現象としてみえる課題の奥にあるもの**についての理解を深め、その人について適切に理解する。

実践上のポイント

- 言語によって語られることだけでなく、時間や空間を共有する。
- 表情や態度等、非言語の情報も含め、相談支援員が観察したり、感じ取ったことも取り上げていく。
- 本人のこれまでの生活や現在の生活に関わってきた人たち(親族や近隣、関係機関等)からも必要な範囲で情報収集し、多面的に本人を理解していく。
- 本人と周囲との関係を知り、価値観や考え方、行動に影響を与えている環境や人の存在を考える。

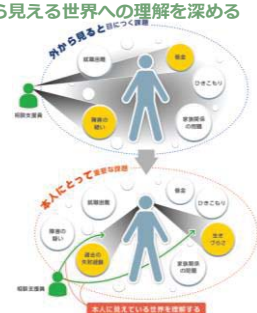
35 資料：みずほ情報総研 (2016) p.2,より 生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【刊】E. 個別支援の基本と相談支援の展開 (編纂)

2. 相談支援の展開

(3) アセスメント～本人理解にもとづく相談支援の考え方-2

- ▶ **本人の側に立って、本人から見える世界への理解を深める**
 - ▶ 本人の側に立って、本人から見た場合に、**自分自身の状況や自分を取り巻く環境がどのように見えており、どのように課題を捉えているのか**を理解する。

本人が主体となって課題に取り組むことを支援する



36 資料：みずほ情報総研 (2016) p.3,より 生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【刊】E. 個別支援の基本と相談支援の展開 (編纂)

2. 相談支援の展開

(3) アセスメント～本人理解にもとづく相談支援の考え方－3

▶ 本人の側に立って、本人から見える世界への理解を深める

実践上のポイント

- 本人との良好な信頼関係を基礎として、本人の主訴を引き出す。
- 生育歴や生活歴をひもとき、価値観や考え方、行動がどのように形成されてきたのかを考え、本人についての理解を深める。
- 本人の認知や行動の特性やパターンを理解し、そのことによる生活のしづらさの有無や度合いを考える。
- 社会的に逸脱した行動があったり、本人を取り巻く関係者と本人との認識にズレがある等の場合であっても、本人の側にとって、「なぜそうなったのか」、「本人は今のよう認識しているのか」という理解に努める。
- 本人の心情を理解し、生きづらさや自己肯定感の低下などにも目を向ける。

資料：みずほ情報総研 (2016) p.3より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【出典】E. 相談支援の基本と相談支援の展開 (編纂)

2. 相談支援の展開

(3) アセスメント～本人理解にもとづく相談支援の考え方－4

▶ 本人理解から本人への支援を導き出す

- ▶ 支援員による課題解決の方法を考えるのではなく、**本人自身が課題と向き合い解決していくことを促す**ための支援員の働きかけの方法について考える。

実践上のポイント

- 本人が思いや考えを整理するために、本人がそれらを言語化して相談支援員と面談できる関係をつくる。
- 本人の変化に向けた歩みに一歩下がって付き添い伴走しながら、場を振り返り、本人が方向性を見出す手助けをする。
- 本人が周囲に支えられながら課題に向き合って解決する経験を少しずつ積み重ねて、自分と周囲に対する信頼を回復し、自分にできることについても気づいていけるように働きかける。
- 本人の「現在」だけでなく、支援から離れたその後の本人の「未来」も視野に入れながら支援する。

資料：みずほ情報総研 (2016) p.3より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【出典】E. 相談支援の基本と相談支援の展開 (編纂)

2. 相談支援の展開

(4) プラン作成～プラン作成の基本的な考え方

プラン

個々のアセスメント結果に基づき、本人の目指す姿(目標)や、目標の実現に向けて本人が取り組むこと、支援内容等についてまとめたもの。

- ▶ 本人の主体性を基礎に、本人と支援員が協働で作成する。
- ▶ プランの作成も本人に対する**エンパワメントの過程**。課題解決に向けた本人への動機づけがなされるように支援する。
- ▶ 主任相談支援員の助言や指導、各種会議等で**アセスメント情報を共有**しながら策定する。
- ▶ プランには以下のような内容を盛り込む。
 - ▶ 本人が取り組むこと(本人の行動プラン)
 - ▶ 自立相談支援機関として行うこと
 - ▶ 法に基づくサービス
 - ▶ 関係機関や他制度によるフォーマルな支援
 - ▶ その他インフォーマルな支援

資料：総研2；システム4第4集計11pp.124-125より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【出典】E. 相談支援の基本と相談支援の展開 (編纂)

2. 相談支援の展開

(4) プラン作成～プラン作成の実際

- ▶ 一般的には、本人とともに課題の整理や目標の設定、解決策の方向性が共有された時点でプラン作成をする。
 - ▶ プラン作成には本人と支援者の間に**信頼関係が構築され**、本人の自尊心を一定程度回復して、**支援内容等に納得する**というプロセスが必要になるため、一定の時間を要する場合も。
 - ▶ プラン作成前にも**必要な支援は行う**。
 - ▶ 課題の具体化に時間がかかる場合には、**自立相談支援機関との関わりを継続してプラン内容に位置付けてプランを作成することも可能**(本人が支援を必要としている場合)。
 - 医療機関に同行する、一緒に買い物に行く etc.
- ▶ プラン期間は一律に規定されるものではないが、プランに盛り込む各制度、事業の給付期間、支援期間も考慮しながら、おおむね3か月、6か月などの区切りで設定。
- ▶ プランの評価やモニタリングの結果、支援方針の修正が必要な場合や支援を継続する必要がある場合には、再度**本人の状況や社会資源についてアセスメントを深めた上で**、再プラン。

資料：総研2；システム4第4集計11pp.124-127より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【出典】E. 相談支援の基本と相談支援の展開 (編纂)

2. 相談支援の展開

(5) 支援の実施－1

出来上がったプランの遂行にあたっては、一つひとつの働きかけが「課題のまとめと支援の方向性」に基づいた**専門的観点から意図的に展開**されることになる。

以下の視点を支援の基本的な目的・手段として据え、プランを実行していく。

- ともに存在する時間と空間を大切にすること
 - ありのままを受け止める
 - 感情にアプローチする
 - 面接を活用する
 - 協働作業を大切にすること
- 【本人との援助関係の構築】
- 支援員との関係のなかで自分の「居場所」を確保する
 - 現実を直視するための要件とする
 - 変化に必要な力を高める
 - 自己決定の基礎となる安心を提供する
 - 感情表現を促して主体性を喚起する
 - 考えを深める面接過程を大切にすること
- 【本人の感情や考えを整理する】
- 内容：本スライドのpp.2～8を参照

資料：総研2；システム4第4集計1pp.145-151より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【出典】E. 相談支援の基本と相談支援の展開 (編纂)

2. 相談支援の展開

(5) 支援の実施－2

以下の視点を支援の基本的な目的・手段として据え、プランを実行していく。

- 自分自身の感情に気づく
 - 自分の社会関係に気づく
 - 問題発生時のメカニズムに気づく
 - 自分の長所や強み(ストレンクス)に気づく
- 【本人の感情や考えを整理する】
- 具体的に「できること」から始める
 - 前向きな「変化」を評価する
 - できることの「連鎖」を意識する
- 【本人の力を引き出す支援】
- 内容：本スライドのpp.9～21を参照
- 【本人が決めるプロセスを支援する】
- 本人が決めるための環境を整える
 - 関係づくりから自己決定につなげる
 - 周囲との相互作用関係のなかで自己決定を促す
 - 「揺れ」につきあう
 - 自己決定のあとを担保する
 - 本人の側に立ち代弁することで「自己決定」を支える

資料：総研2；システム4第4集計12pp.145-159より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【出典】E. 相談支援の基本と相談支援の展開 (編纂)

2. 相談支援の展開 (5) 支援の実施 - 3

- ▶ **チームアプローチ**により支援を行う。
 - ▶ 自立相談支援機関がすべてを抱え込むのではない。
 - ▶ 「個別的・継続的な支援」の一つひとつを目的・手段とした支援のあり方を、支援に関わるすべての関係者や関係機関で共有し、みんなで向かっていく。
 - ▶ 自ら支援を行うとともに、地域の社会資源によって必要な支援が行われるよう調整する。
- ▶ 関係機関が適切にそれぞれの役割を果たせるよう本人の力を引き出すとともに、必要な**調整機能**を果たす。
 - ▶ 必要に応じて本人と同行し調整・支援する。

「丸抱え」でも「丸投げ」でもなく、
支援チームの中核になるのが自立相談支援機関

▶ 43 資料：岩間伸之；テキスト第4巻第1部5(1)；p.134より
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【共通】E. 個別支援の基本と相談支援の展開（概論）

2. 相談支援の展開 (6) 相談の終結

- ▶ 終結は下記のような場合が想定される。
 - ▶ 状態が改善し、目標を達成する目的が立った場合。
 - ▶ 大きな課題がある程度解決され、社会的孤立の状態も一定程度解消されたと判断される場合。
 - 課題が残っていても、本人が自分の力や周りの力を借りながら、解決できる環境が出来ている場合や、大きな問題になる前に、本人がSOSを出せる、誰を頼ればよいかわかる場合。
 - ▶ 連絡が途絶え、一定期間が経過している場合。
- ▶ **終結後のフォロー**も想定し、必要があれば再度、相談を受け付ける。

▶ 44 資料：岩間伸之；テキスト第4巻第1部5(4)・(5)；pp.142-144、
岩間伸之・朝比奈ミカ・鈴木晶子（2016）より
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【共通】E. 個別支援の基本と相談支援の展開（概論）

3. 帳票類標準様式を活用する意義

1. 法に基づく相談支援機関として適切に判断し必要な手続きを実施するために
2. 相談支援の質の確保、向上のために
3. チームアプローチを支える情報共有の手段として
4. ケースデータを蓄積して支援対象者の状態像や支援実績、支援による効果を把握するために

▶ 45 資料：みずほ情報総研（2015）；p.44より
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【共通】E. 個別支援の基本と相談支援の展開（概論）

3. 帳票類標準様式を活用する意義～概要 - 1

- ▶ 法に基づく相談支援機関として**適切に判断し、必要な手続きを実施**するために。
 - ▶ 生活困窮者自立支援法に基づく機関である自立相談支援機関が、相談支援の実施についての判断や手続きを適切に遂行するための補助ツールとして活用する。
- ▶ **相談支援の質の確保、向上**のために。
 - ▶ 相談支援員の経験や知識にばらつきがある場合であっても、自立相談支援における相談支援の質を一定レベル以上のものとするために活用する。

▶ 46 資料：みずほ情報総研（2015）；p.44より
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【共通】E. 個別支援の基本と相談支援の展開（概論）

3. 帳票類標準様式を活用する意義～概要 - 2

- ▶ チームアプローチを支える**情報共有の手段**として。
 - ▶ 自立相談支援機関内での他の支援員との協働、他機関・団体等との連携のなかで相談支援を展開するにあたっての情報基盤の仕組みとして、標準化した帳票を活用する。
- ▶ ケースデータを蓄積して**支援対象者の状態像や支援実績、支援による効果を把握**するために。
 - ▶ 公費を用いて運営する機関として、支援の状況を対外的に説明する責任を果たすにあたり把握すべき基礎的なデータを蓄積する。
 - ▶ 蓄積したデータを分析することで、自立相談支援機関の体制の見直しやノウハウの開発、生活困窮者に関わる施策の検討に活かす。

▶ 47 資料：みずほ情報総研（2015）；p.44より
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【共通】E. 個別支援の基本と相談支援の展開（概論）

参考文献など

- ▶ 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト編集委員会編（2014）『生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト』中央法規出版、2014年。
※脚注内では「テキスト」と表記
<執筆者一覧>
第4章；岩間伸之
- ▶ 鈴木晶子（2016）『【後期】相談支援員養成研修『アウトリーチ』講義資料』（平成28年度自立相談支援事業従事者養成研修）
- ▶ 岩間伸之・朝比奈ミカ・鈴木晶子（2016）『【後期】相談支援員養成研修『相談支援の展開』講義資料』（平成28年度自立相談支援事業従事者養成研修）
- ▶ みずほ情報総研（2016）『生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における帳票類の標準化等に関する調査研究事業報告書『事例から学ぶ 相談支援の基本』』（厚生労働省平成27年度生活困窮者就労準備支援事業等補助金社会福祉推進事業）
- ▶ みずほ情報総研（2015）『自立相談支援事業における使用標準様式の実用化に向けた調査研究報告書』（厚生労働省平成26年度セーフティネット支援対策等事業（社会福祉推進事業））
- ▶ バイステック（2006）『ケースワークの原則[新訳版]—援助関係を形成する技法』尾崎新・福田俊子・原田和幸訳、誠信書房、2006年。

▶ 48
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【共通】E. 個別支援の基本と相談支援の展開（概論）

Ⅱ. 相談支援員養成研修教材

【相談支援員養成研修プログラム】
A. 相談支援の基本的考え方

令和元年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度における関係研修の普及・促進に向けた調査研究事業」
みずほ情報総研株式会社

1. 相談支援の基本的考え方
(1) 基本的考え方

▶ 様々な背景や要因により生活困窮に直面している人々に対して、

- ① 本人の**主体性を尊重**しながら、
- ② 本人に寄り添い相談相手となる中で、**抱える課題の整理と本人の気づき**を促しながら、
- ③ 本人とともに**自立に向けた目標を含めた支援計画（プラン）**を策定し、
- ④ 現状の福祉をはじめとした各種制度の枠組みを越えて必要な支援をコーディネートし、必要とされる**社会資源の開拓や支援ネットワークづくり**を図りながら、
- ⑤ 本人の社会的な参加や多様な自立の実現に向けて、**包括的・継続的に支援**する。
- ⑥ また、目標達成等により支援のプロセスを終了した後も、一定期間は地域の関係機関・関係者の協力のもとでアフターフォローを行い、**生活再建が軌道に乗るまでを支援**する。

▶ 2 資料：みずほ情報総研（2015）p.42より

生活困窮者自立支援制度における関係研修の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【図説】A. 相談支援の基本的考え方

1. 相談支援の基本的考え方
(2) 本人理解にもとづく相談支援の考え方 - 1

相談支援の対象となる本人、その家族や周囲の環境についての理解を深め、支援の方向性を見定めることが重要。

● **本人を取り巻く環境について適切な理解に基づいて対応する**

- ▶ 本人が抱える課題の表向きの現象だけにとらわれて対応してはうまくいかない。
- ▶ 本人とその家族や周囲の環境について情報を収集し、**現象としてみえる課題の奥にあるもの**についての理解を深め、その人について適切に理解する。

実践上のポイント

- 言語によって語られることだけでなく、時間や空間を共有する。
- 表情や態度等、非言語の情報も含め、相談支援員が観察したり、感じ取ったことも取り上げていく。
- 本人のこれまでの生活や現在の生活に関わってきた人たち（親族や近隣、関係機関等）からも必要な範囲で情報収集し、多面的に本人を理解していく。
- 本人と周囲との関係を知り、価値観や考え方、行動に影響を与えている環境や人の存在を考える。

▶ 3 資料：みずほ情報総研（2016）p.2より

生活困窮者自立支援制度における関係研修の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【図説】A. 相談支援の基本的考え方

1. 相談支援の基本的考え方
(2) 本人理解にもとづく相談支援の考え方 - 2

● **本人の側にとって、本人から見える世界への理解を深める**

▶ 本人の側にとって、本人から見た場合に、**自分自身の状況や自分を取り巻く環境がどのように見えており、どのように課題を促しているのか**を理解する。

本人が主体となって課題に取り組むことを支援する

▶ 4 資料：みずほ情報総研（2016）p.3より

生活困窮者自立支援制度における関係研修の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【図説】A. 相談支援の基本的考え方

1. 相談支援の基本的考え方
(2) 本人理解にもとづく相談支援の考え方 - 3

● **本人の側にとって、本人から見える世界への理解を深める**

実践上のポイント

- 本人との良好な信頼関係を基礎として、本人の主訴を引き出す。
- 生育歴や生活歴をひもとき、価値観や考え方、行動がどのように形成されてきたのかを考え、本人についての理解を深める。
- 本人の認知や行動の特性やパターンを理解し、そのことによる生活のしづらさの有無や度合いを考える。
- 社会的に逸脱した行動があったり、本人を取り巻く関係者と本人との認識にズレがある等の場合であっても、本人の側にとって、「なぜそうなのか」、「本人は今どのような認識しているのか」という理解に努める。
- 本人の心情を理解し、生きづらさや自己肯定感の低下などにも目を向ける。

▶ 5 資料：みずほ情報総研（2016）p.3より

生活困窮者自立支援制度における関係研修の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【図説】A. 相談支援の基本的考え方

1. 相談支援の基本的考え方
(2) 本人理解にもとづく相談支援の考え方 - 4

● **本人理解から本人への支援を導き出す**

▶ 相談支援員による課題解決の方法を考えるのではなく、**本人自身が課題と向き合い解決していくことを促す**ための相談支援員の働きかけの方法について考える。

実践上のポイント

- 本人が思いや考えを整理するために、本人がそれらを言語化して相談支援員と面談できる関係をつくる。
- 本人の変化に向けた歩みに一歩下がって付き添い伴走しながら、場面を振り返り、本人が方向性を見出す手助けをする。
- 本人が周囲に支えられながら課題に向き合って解決する経験を少しずつ積み重ねながら、自分と周囲に対する信頼を回復し、自分にできることについてもむづいていけるように働きかける。
- 本人の「現在」だけでなく、支援から離れたその後の本人の「未来」も視野に入れながら支援する。

▶ 6 資料：みずほ情報総研（2016）p.3より

生活困窮者自立支援制度における関係研修の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【図説】A. 相談支援の基本的考え方

2. 帳票類の活用 (1) 帳票類標準様式を活用する意義

1. 法に基づく相談支援機関として適切に判断し必要な手続きを実施するために
2. 相談支援の質の確保、向上のために
3. チームアプローチを支える情報共有の手段として
4. ケースデータを蓄積して支援対象者の状態像や支援実績、支援による効果を把握するために

7 資料：みずほ情報総研 (2015) p.44より
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【編注】A. 相談支援の標準的考え方

2. 帳票類の活用 (2) 帳票類を活用した相談支援の展開

相談支援の展開に際してのよくある質問

「相談の受付・申込」

Q1 本人以外からの相談が来た。
どうすれば良いか？

A 家族から状況をよく聞き取ったうえで、本人と早期の接点を持つことが重要である。本人と早期の接点を持つことができれば、いったん家族に本人情報を代理で書いてもらい「相談受付・申込票」を起票する。本人との接点を持つと、家族との接点のみで相談支援が継続することが見込まれる場合は、まずはその家族を相談者として申込みを受け付ける。本人については、その本人との直接的な接点を持ち、直接的な相談支援が可能となった時点で本人を相談者として別途申込みを受け付ける。ただし、家族から相談が来るケースでは、家族自身が課題を抱えている場合もあり、家族間の関係や影響の与え方、課題相互の関連性に留意しつつ、専門的な観点からの考察（見立て）が求められる。課題の見極めが困難な場合には、家族の主訴を踏まえて早期に本人に対するプランを策定し、モニタリングを通じて家族の課題を明らかにするという方法も考えられる。

8 資料：みずほ情報総研 (2016) p.57より
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【編注】A. 相談支援の標準的考え方

2. 帳票類の活用 (2) 帳票類を活用した相談支援の展開

Q2 家族全体が複合的に課題を抱えている場合
誰を「本人」とすればよいか？

A 家族全体が複合的に課題を抱えており、その全体へのアプローチが必要とされる場合も、帳票類を活用した相談支援の展開においては、そのうちの誰かをクライアント（本人）と位置づけを進めていく。誰をクライアント（本人）と位置づけるかについては、その家族の状況に応じて下記のようにさまざまな対応の仕方がある。

誰を「本人」とするか

- ① 自立相談支援機関との接点が多い人を対象とする
- ② 家族内のキーパーソンを対象とする
- ③ まだ支援につながっていない人を対象とする
- ④ 複数の家族をクライアント（本人）と位置づけ、別々に帳票類を起票する

9 資料：みずほ情報総研 (2016) p.59より
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【編注】A. 相談支援の標準的考え方

2. 帳票類の活用 (2) 帳票類を活用した相談支援の展開

Q3 本人同意のない状態で、
どこまで他機関との情報共有が可能？

A 本人への支援にあたって他機関と本人に関する情報を共有するためには、原則として、同意がない場合は関係機関との情報共有はできない。本人同意は、関係機関との連携もとの多面的な支援の展開のために重要なステップであることから、いずれ本人の同意が得られるように、本人と関係性を持ち続け、信頼関係を構築するように努めることが重要である。

なお、本人同意がとれる前の段階においても、自立相談支援機関が単独で行う相談支援や他機関等についての情報提供は行うことができる。また、本人が同居する形によって実質的に本人同意をとりながら進める事ができるのであれば、他機関との情報共有が可能である。本人同意はないものの、生活困窮の程度が深刻であったり事態が切迫している等の場合は、別途、他の福祉制度や精神保健等の「措置」制度の利用も検討してみる。ただし、このような場合も、まずは本人に利用申込の意義やメリットについて説明し、同意が得られるよう努める必要がある。

10 資料：みずほ情報総研 (2016) p.60より
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【編注】A. 相談支援の標準的考え方

2. 帳票類の活用 (2) 帳票類を活用した相談支援の展開

「アセスメント」

Q4 次々に起こる問題への対応に追われ、
明確な課題の分析ができない…

A 「インテーク・アセスメントシート」は、相談支援の一連の過程を通じて継続的に活用していくものであり、相談初期の段階に一度作成して終わりではなく、継続的に情報を書き足し、更新・修正していく形で活用する。活用にあたっては、最初からすべての項目を埋めようとするのではなく、相談支援の長い経過の中で順次情報を追加していくスタンスで臨む。なお、プラン策定及び支援を展開する過程で、動くことで色々なことが分かってきてアセスメントを深めていくというプロセスもありえる。また、プラン策定や支援の展開の段階で様々な動きがあり、関係者を巻き込んでいくことでまた新しいことが分かることもある。日々情報が更新されるなかで、その時々課題と背景要因を分析し、どの部分がまだ見えていないか、どこと連携していくべきか等の支援の方向性を再考していく過程で、「インテーク・アセスメントシート」を活用していくことが望ましい。

11 資料：みずほ情報総研 (2016) p.61より
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【編注】A. 相談支援の標準的考え方

2. 帳票類の活用 (2) 帳票類を活用した相談支援の展開

Q5 「課題と背景要因」は
どのように書けばよいのか？

A 「インテーク・アセスメントシート」の中においても、この「課題と背景要因」と、これに続く「課題のまとめと支援の方向性」は、相談支援員としての専門性を背景にアセスメント結果を集約して整理するきわめて重要な項目である。

「課題と背景要因」は、本人の主訴を中心として、アセスメントの過程で把握した情報をもとに、本人に関係する課題を列挙し、それらの課題の背景にどのような要因が関与しているかについて、本人だけでなく家族や本人をとりまく地域も視野に入れながら、相談支援員の観察を簡潔に箇条書きで整理する。

本人の主訴や、本人を取り巻く現在の状況についての情報収集の成果を記載する場ではなく、本人が今の状況をどのように捉えているか、目の前にある本人の状態に至った背景をどのように理解するかという点における相談支援員の考察の結果をまとめる項目である。

12 資料：みずほ情報総研 (2016) p.62より
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【編注】A. 相談支援の標準的考え方

2. 帳票類の活用 (2) 帳票類を活用した相談支援の展開

Q6 「課題のまとめと支援の方向性」は どのようにまとめ、活用するのか？

A 「課題のまとめと支援の方向性」は、アセスメント結果を踏まえた課題について、総合的にまとめて支援の方向性についての相談支援員としての所見を記載する。

「課題と背景要因」で整理した内容に基づき、自立相談支援機関として取り組むべき課題を特定し、優先順位をつけていく。困窮や暴力、健康状態等の切迫性の有無を判断し、緊急的な対応が必要と考えられる場合には、関係機関との連携を含めた対応方法を具体的に示す。長期的な課題を視野に入れながら、当面何に取り組んでいくかを整理する。自立相談支援機関が課題を解決するための方策ではなく、本人が課題を解決していくために取り組むべき援助の方向性や内容を見定めていく。同時に、自立相談支援機関による支援終了後においても本人たちが課題が生じても周囲の支援を受けながら安定して生活していくためのセーフティネットとして、本人を支える地域のネットワークを作っていくことを視野に入れて、まとめていくことが望ましい。

13 資料：みずほ情報総研 (2016) p.63より
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【編訳】A. 相談支援の機能的考え方

2. 帳票類の活用 (2) 帳票類を活用した相談支援の展開

Q7 次々に新たな課題が明らかになり プラン策定のタイミングが掴めない…

A プランの策定には、下記の効果やメリットがあることから、基本的には早めにプランを策定して支援を行うことが必要である。

- ✓ 本人の状態や課題を総合的に整理し、見直しを持って支援を計画的に進める。
- ✓ 本人参加のもとで目標を定め本人の課題解決や自立に向けた意欲を高める。
- ✓ 本人と自立相談支援機関との間で、それぞれが自立に向けて何をやるのか、文書により共有する。
- ✓ 関係機関と連携した支援を計画的に組み立て、関係機関間で協議・共有する。
- ✓ 法に基づく事業等の利用申込を兼ねる。

本人の状況や取り巻く環境は、支援によって段階的に変化していくものの観点を持つことも重要である。1回のプランですべての課題を解決しようとするのではなく、まずは相談初期の段階でプランを策定するもの、その後の状況の変化に応じて、再プランの段階で次のステップに対応したものを計画することも考えられる。

14 資料：みずほ情報総研 (2016) p.65より
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【編訳】A. 相談支援の機能的考え方

2. 帳票類の活用 (2) 帳票類を活用した相談支援の展開

Q8 アセスメントからプランに どのようにつなげればよいのか？

A アセスメントの過程においては、本人が訴える相談の内容を把握しながら、相談支援員の立場から本人が抱える課題と背景要因について分析を深め、支援の方向性を検討し、優先的に取り組むべき事項を整理していく。

一方、プラン策定は、本人と相談支援員の協働作業であり、本人が主体的に目標を設定して、何に取り組むか、どのような支援を受けていくかを決めていくものである。そのため、アセスメントにおいて相談支援員が深めた「見立て」や「支援の方向性」がそのままプランに反映されるとは限らない。相談支援員の考えを本人に伝えながらも、本人の思いや考えをくみ取り、相互のコミュニケーションのもと、協働作業を通じて援助関係を深めながらプランを策定していく。この過程では、相談支援員がアセスメントにおいて当初整理した「見立て」そのものも修正が求められることもあり、相談支援員によるアセスメントと、協働作業によるプランとを元に、どのように支援プロセスを展開していくかという点が問われる。

15 資料：みずほ情報総研 (2016) p.66より
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【編訳】A. 相談支援の機能的考え方

2. 帳票類の活用 (2) 帳票類を活用した相談支援の展開

Q9 アセスメント結果と本人の意向に かい離がある…

A 本人の思いや認識が相談支援員のアセスメントとかい離しており、本人が設定しようとする目標が現実的には難しいと思われる内容であっても、後に実際に支援を進めていくなかで、本人が現状のペースや能力では達成が難しいことに気づき、自己理解を深めていくという長期的効果を期待して、プランに織り込むことが望ましい。

なお、「目標（目指す姿）」を設定する際には、相談支援員は、多様な目標（目指す姿）、すなわち多様な自立のあり方があるという認識に立つと共に、相談支援員自身の価値観でそれを設定し、押し付けることのないように留意する必要がある。就労自立だけが自立ではなく、周囲に支えられながら社会参加しながら生活を成り立たせていくことがその本人にとって目指すべき自立の姿であることもある。相談支援員自身が自分の価値観を相対化し、本人の主観・価値観に寄り添って「目標（目指す姿）」を本人と共に考えていくことが重要である。

16 資料：みずほ情報総研 (2016) p.66より
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【編訳】A. 相談支援の機能的考え方

2. 帳票類の活用 (2) 帳票類を活用した相談支援の展開

Q10 本人だけでなく、家族も課題を 抱えている場合のプランの組み方は？

A 家族に対する支援は、本人に対する支援の一環として本人に対するプランの中に織り込んで組み立ててよい。

しかし、本人の抱える課題と家族全体の抱える課題の背景に異なる要因が存在する場合等には、それぞれに対して方向性の異なる支援が必要とされるため、そのような状況下で家族とも接点がある場合には、その家族の構成員について個別に帳票を記票し、プランを策定する形も考えられる。この場合、同一世帯の構成員については、「インタビュー・アセスメントシート」の「関連ID」で相互に関連性がわかるようにしておくことが望まれる。

17 資料：みずほ情報総研 (2016) p.67より
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【編訳】A. 相談支援の機能的考え方

2. 帳票類の活用 (2) 帳票類を活用した相談支援の展開

Q11 支援実施中に本人の状況が変化したら？

A 本人の状況が大きく変化し、支援方針の見直しが必要とみられる場合には、現在実施中のプランについて、当初予定していたプラン終了時期の前であっても一度評価を行う。

評価の後、改めてアセスメントを行って現在の状況を確認の上、再度プランが必要であれば再プランを計画する。

プランを策定し、支援決定・確認を実施した後の段階で、新たに支援内容を追加したり一部支援メニューの内容を変更したりする場合で、本人の状態像に大きな変化があったわけではないが、かつ、法に基づく事業等に関する変更のない場合は、現行プランを修正する形で対応する。プラン修正時は、現行プランに加筆修正のうえ、修正点を「備考」欄にメモ書きし、行政に修正プランを再提出する。

なお、本人の状態像に大きな変化があったわけでもなく、法に基づく事業等に関する変更がある場合には、プラン期間の途中であっても一度現行プランを終了して、再プランを策定する。

18 資料：みずほ情報総研 (2016) p.68より
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【編訳】A. 相談支援の機能的考え方

参考文献など

- ▶ みずほ情報総研（2016）「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における帳票類の標準化等に関する調査研究事業報告書『事例から学ぶ 相談支援の基本』」（厚生労働省平成27年度生活困窮者就労準備支援事業等補助金社会福祉推進事業）
- ▶ みずほ情報総研（2015）「自立相談支援事業における使用標準様式の実用化に向けた調査研究報告書」（厚生労働省平成26年度セーフティネット支援対策等事業（社会福祉推進事業））

【相談支援員養成研修プログラム】
B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

令和元年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度における地域研修の普及・促進に向けた調査研究事業」
みずほ情報総研株式会社

1. はじめに

生活困窮者の支援

対象者の特性、それぞれが生活困窮に陥った背景や要因等を十分に把握し、その状況に応じた支援を展開する。

- ▶ 対象者の特性別に、その概況、支援の考え方や留意点などの基本的な知識を身に付けることが求められる。
- ▶ ただし、実際の支援では、典型例として示された情報（この講義で示す内容）にとらわれすぎることなく、個々の状況に応じて柔軟に対応することが重要。

2 資料：熊本県庁；テキスト第3巻第1部p.50より
生活困窮者自立支援制度における地域研修の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【題名】 B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (1) ニート-1

世帯の困窮状態全体を視野に入れ、本人が働けなくなっている状態をアセスメントする。

プランの立て方と連携先選び

- ▶ 家族からも状況を聞きながら、**家族の課題にさまざまな制度や資源で対応する。**
 - ▶ ニート状態にある若者は、必ずしも世帯の経済状況や課題を認識しているわけではない。
- ▶ 疾病や障害もなく、社会経験に乏しく一歩が踏み出せない状況である場合には、**地域若者サポートステーション**につなぐ。

3 資料：熊本県庁；テキスト第3巻第1部1(2)p.51-52より
生活困窮者自立支援制度における地域研修の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【題名】 B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (1) ニート-2

家族支援

- ▶ 親が現在の若者を取り巻く状況を理解し、不安が軽くなり、**本人が安心して自分の課題に取り組めるような環境をつくる。**
 - ▶ 世帯の生活困窮が背景にある場合、親には子どもを養い続ける先のみえない不安を抱えていることが考えられる。
 - ▶ 親世代には現在の若者が置かれている労働状況が理解しにくい場合も多い。

ひきこもりの場合

- ▶ ひきこもり地域支援センター、子ども・若者総合相談センター等と連携し、**訪問も含めて支援**を行っていく。

4 資料：熊本県庁；テキスト第3巻第1部1(2)p.51-52より
生活困窮者自立支援制度における地域研修の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【題名】 B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (1) ニート-3

リスク層へのアプローチ

- ▶ 10代後半の若者がいる世帯や、学習支援によって進学した若者については、**高校と連携し、中退予防と高校卒業後の就職・進学**の支援を考えていく。
 - ▶ 高校中退者や10代後半で社会との接続が難しい若者が、ニート化するリスクの高さが指摘されている。
 - ▶ 生活に困窮する若者の高校中退率は高い。

5 資料：熊本県庁；テキスト第3巻第1部1(2)p.52より
生活困窮者自立支援制度における地域研修の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【題名】 B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (2) ひきこもり～支援の考え方-1

生活困窮から脱するための支援であることを念頭において支援する。

アウトリーチと初期介入

- ▶ 地域のさまざまなネットワークを活用した**実態把握**や**アウトリーチによる把握**を行う。
- ▶ **本人の了解を得ることが相談支援の開始になる。**
 - ▶ 周囲からの情報を得ての介入場面で、本人の意思確認がないときは、状況確認や情報提供のための介入であるという自覚が必要。

6 資料：熊本県庁；テキスト第3巻第1部2(1)p.53-54より
生活困窮者自立支援制度における地域研修の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【題名】 B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (2) ひきこもり～支援の考え方-2

ひきこもりの特性と相談支援の開始

- ▶ 昼夜逆転や身の回りの乱れ、被害妄想的な神経過敏等の状態がみられる。
- ▶ 限定的でも外出は可能な人が多い。
- ▶ 社会とのコミュニケーションを取り始めて以降の変化は劇的であることが多い。
- ▶ **家族との関係には留意が必要。**
 - ▶ 本人と家族の考えは違う。
- ▶ **家族を相談の当事者として支援を行う**ことが必要な場合も多い。
 - ▶ そうした趣旨で家族の話を聞く際には、面談場所に配慮する。

▶ 資料：第3章第4節「ひきこもり」第2(2) p.54より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の提供・促進に向けた調査研究事業
ひきこもり相談支援センター
【脚注】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (2) ひきこもり～支援の考え方-3

自己決定のための支援

- ▶ 本人がひきこもりを脱したいと考えた時、可能性は大きく広がる。それまでの期間は、**現状把握と情報提供**を中心に、辛抱強く行動する。
- ▶ 自己決定のための支援には、まず、**社会復帰を果たすためにどのような選択肢があるのか**を本人と一緒に考えていく視点をもつ。

▶ 資料：第3章第4節「ひきこもり」第2(2) p.54-55より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の提供・促進に向けた調査研究事業
ひきこもり相談支援センター
【脚注】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (2) ひきこもり～支援のためのアウトリーチ

「支援のためのアウトリーチ」
= 対象者に、確実に必要な支援を届けるための活動

- ▶ ひきこもりの人を発見した時に。
 - ▶ 自宅を訪問して支援する。
- ▶ 課題を整理して関係機関に相談したり、サービスの利用に必要な書類を準備する作業が苦手な人に。
 - ▶ 本人に同行してサービスの申請をする。
- ▶ 課題を抱えながらも、自ら相談に訪れることができない個人や家族に。
 - ▶ 学校や職場等を訪問する。
 - ▶ 相談者が訪問しやすい場所で相談会やイベントを開催する。

▶ 資料：第3章第4節「ひきこもり」第2(2) p.54-55より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の提供・促進に向けた調査研究事業
ひきこもり相談支援センター
【脚注】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (2) ひきこもり～訪問支援に向けた準備-1

1. 情報収集

- ▶ **本人に会う前に、本人に関する情報を収集する。**
成長の経過や友人関係等の生育歴、趣味や特技、医療機関の受診歴、苦手なこと、コンプレックス、トラブルに発展する可能性のある事項、etc.

◀情報収集における留意点など▶

- ▶ 集められた情報については、あくまで**周囲の視点から見た本人像**として受け止める。
- ▶ 家族や周囲から話を聞く場合には、自宅以外の場所を選ぶなど配慮も必要。
- ▶ **リスクマネジメント**の視点を持ち、安易な訪問は避ける。
 - ▶ 事前に本人と家族との関係性、家庭内暴力の有無、暴言等について情報収集しておく。
- ▶ 本人へのアプローチの前に、ケース会議等で各機関・関係者の持っている情報をすり合わせておくことも望まれる（→地域づくり）。

▶ 資料：第3章第4節「ひきこもり」第2(1) p.4-5より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の提供・促進に向けた調査研究事業
ひきこもり相談支援センター
【脚注】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (2) ひきこもり～訪問支援に向けた準備-2

2. 多様な出口や支援機関に関する情報提供

- ▶ **無理に侵入しない方法で間接的な接触を試み、本人の反応をみる。**
自立相談支援機関が発行するニュースレターを配布、手紙やメールを送る、etc.

◀情報提供における留意点など▶

- ▶ 自立相談支援機関の支援方法や、**どのようなことができるかなどを具体的に示す。**
- ▶ 中高年者は自立に向けた支援が難しくなる傾向があることから、中高年者に対する**多様な出口を積極的に開拓することも重要（→企業開拓）。**

▶ 資料：第3章第4節「ひきこもり」第2(1) p.4-5より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の提供・促進に向けた調査研究事業
ひきこもり相談支援センター
【脚注】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (2) ひきこもり～訪問支援に向けた準備-3

3. 場所や時間等の設定

- ▶ **家庭訪問に向けて、本人や関係者と事前に決めておく。**
初回訪問の日程、訪問時間、初回の面談場所、訪問する支援員

◀場所や時間等の設定における留意点など▶

- ▶ 本人の**生活リズムや体調を考慮する。**
- ▶ 訪問する支援員は、**本人の年齢や状態に合わせて調整する**（性別、年齢等）。

▶ 資料：第3章第4節「ひきこもり」第2(1) p.4-5より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の提供・促進に向けた調査研究事業
ひきこもり相談支援センター
【脚注】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (2) ひきこもり～「きっかけづくり」の方法

①本人の困っている気持ちに応える方法でアプローチする

- ▶ 具体的な困りごとを解決することを支援のきっかけとする。

②本人の趣味や好きなことをきっかけに関わっていく

- ▶ 本人が話やすく興味を持ちやすい内容で話をして、関係性を築いていく。

③本人の力を貸してもらいたいと願う

- ▶ 本人の力が発揮できそうな場所や体制を整え、成功体験を積んでもらう。

▶ 13 資料：テキスト基礎資料 補遺1(2) p.7より

生活困窮者自立支援制度における関係機関の協賛・連携に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【図説】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (3) 精神科疾患 - 1

関係機関と連携し、疾患の特性や病気の状態に合わせた支援を行う。

支援計画立案

- ▶ 医療機関での診断や治療方針を踏まえる必要がある。
⇒医療機関との情報共有や連携が必須。
- ▶ 精神保健福祉センターや保健所と連携しながら、地域の医療機関を活用し、**症状の変動や治療内容に合わせたプラン**をたて、必要な地域資源へとつなげていく。

▶ 14 資料：基本冊子；テキスト第3巻第1部3(2) p.56より

生活困窮者自立支援制度における関係機関の協賛・連携に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【図説】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (3) 精神科疾患 - 2

生活を支える制度・資源

- ▶ 医療的判断がある場合には、**症状に応じて生活を支える制度・資源を活用**する。
- ▶ 自立支援医療制度、医療機関等のデイケア、健康保険の傷病手当、雇用保険の基本手当（失業給付）、生活保護の活用、障害年金の受給、その他自治体独自の給付制度…etc.
- ▶ 本人の希望を聞き、医療機関・自治体の担当者と連携しながら、**生活を支えるサービスの利用**を検討する。

▶ 15 資料：基本冊子；テキスト第3巻第1部3(2) p.56-57より

生活困窮者自立支援制度における関係機関の協賛・連携に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【図説】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (3) 精神科疾患 - 3

就労に向けた支援

- ▶ **疾患に合わせた目標とステップ**を設定する。
 - ▶ 就労相談とともに、症状の特徴や重さを計画に組み込むことが重要。
- ▶ 関係機関等と連携しながら、就労に関するアセスメントを経て、職場や生活場面での**継続的なサポート体制**を準備し、就労に向けた支援をスタートする。

▶ 16 資料：基本冊子；テキスト第3巻第1部3(2) p.57より

生活困窮者自立支援制度における関係機関の協賛・連携に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【図説】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (3) 精神科疾患 - 4

医療機関の受診につながりにくいケース

- ▶ 医療費を心配している。
⇒**支払いについて解決策を示す**。
- ▶ 医療受診のメリットを理解していない。
⇒**本人が苦しんでいることに焦点をあて、医療機関でそれらが解決されることを伝える**。
- ▶ 自分が病的状態であるという認識がない。
⇒**本人の現状やこれまでの困難が疾患に由来することを根気よく伝える**。

▶ 17 資料：基本冊子；テキスト第3巻第1部3(2) p.57より

生活困窮者自立支援制度における関係機関の協賛・連携に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【図説】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (4) 知的障害および知的障害が疑われる人 - 1

本人の生活のしづらさを理解する。
本人にとってわかりやすいやり方で丁寧に関わる。

知的障害を疑うきっかけ

- ▶ 話がちぐはぐさがある、細かい点の説明が難しい、簡単な漢字を書く、計算が難しい、尊大な態度で怒りをあらわにするばかりで関係構築が難しい…etc.
⇒本人の了解を得て周囲から聞き取りをしたり、買い物や受診に同行するなど**直接的に関わるなかでアセスメントを進める**。

☞ 児童相談所や地域包括支援センター等の関係機関から紹介されることも想定しておく。

▶ 18 資料：解説三訂；テキスト第3巻第1部4(2) p.60より

生活困窮者自立支援制度における関係機関の協賛・連携に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【図説】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (4) 知的障害および知的障害が疑われる人 - 2

療育手帳の取得

- 療育手帳の取得によって受けられる支援をわかりやすく説明し、本人に寄り添って丁寧に考えていくプロセスが大切。
 - 自らの生活のしづらさを、本人がどのように捉えるのか。
 - 今後、どんな支援を受けたいか。
 - 取得のメリットを説明しながら、場合によっては取得せずに一般雇用で就職したいという本人の選択を尊重する態度も必要になる。

療育手帳の取得には、18歳までの生育歴の情報を求められることがある（家族からの聞き取り、小中学校の成績表の提出、etc.）。

19 資料：福祉法三カ、子ネスト第3巻第1部4(2),pp.60-61より

生活協賛者自立支援制度における発達障害の療育・促進に向けた自治体研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【図表】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (4) 知的障害および知的障害が疑われる人 - 3

自立相談支援機関のかかわりにおける配慮

- 本人の理解に合わせて丁寧に説明する。
- 一度に多くの情報提供をしない。
- 難しい漢字にはふりがなをつける。
- 手続き等には同行してコミュニケーションの支援をする。

困ったときには相談し適切なサポートを受けて自立した生活を送るという行動パターンを本人が身に付けることができるよう働きかけていく。

本人の知的障害の程度や必要な支援が判然としないときは、必要に応じて専門家の助言を受けて支援を行う。

20 資料：福祉法三カ、子ネスト第3巻第1部4(2),pp.61より

生活協賛者自立支援制度における発達障害の療育・促進に向けた自治体研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【図表】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (5) 発達障害および発達障害が疑われる人 - 1

本人の生活のしづらさを理解する。
本人にとってわかりやすいやり方で丁寧に関わる。

発達障害の人の生きづらさ

- 対人関係が苦手。
 - 相互関係が成立しにくい、こだわりがあって他人や社会と折り合いをつけることが難しい、etc.
- 独特の視覚や聴覚をもつ。
 - 空間認知が苦手で物にぶつかる、たくさんの音のなかから自分に話かけられている声を聞き分けることが難しい、etc.
 - 過敏かどうかの境界線が曖昧であり、本人の感覚面についての主訴が適切に受け止められにくい場合もある。
 - 本人が生まれつき備えている特性であり、そのことについて言語化する機会は少ない。
 - 周囲に対する効果的な説明の仕方を学習し身に付ける機会も少ない。

21 資料：福祉法三カ、子ネスト第3巻第1部5(2),pp.63, 追加資料 補説のpp.8-9より

生活協賛者自立支援制度における発達障害の療育・促進に向けた自治体研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【図表】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (5) 発達障害および発達障害が疑われる人 - 2

発達障害の人の生きづらさ（続き）

- 抽象的な概念を理解することが苦手。
- 記憶に優れている人も多い。

特性に気づくポイント

- 自閉症の場合；感覚の過敏さやこだわりの様子。
- 学習障害の場合；読み書きに苦労している様子。
- 注意欠陥多動性障害の場合；待ち時間のイライラ感、持ち物管理の苦しさ。
- 日常生活における作業等の場面で、独自に考えて工夫している点を尋ねることで、特性を理解することも考えられる。

22 資料：福祉法三カ、子ネスト第3巻第1部5(2),pp.63, 追加資料 補説のpp.9より

生活協賛者自立支援制度における発達障害の療育・促進に向けた自治体研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【図表】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (5) 発達障害および発達障害が疑われる人 - 3

順序だててわかりやすく伝える、「よい」ところを伸ばす

- 状況や具体的な行動を整理してわかりやすく示す（「構造化」）。
- 得意なこと、できていることを本人と一緒に具体的に確認しながら、本人の意欲を引き出していく。

問題解決に向けた一つひとつのプロセスを本人と一緒に丁寧に振り返ることにより、本人が身近な関係のなかで相談できるという行動パターンを身につけられるように働きかける。

就労支援にあたっては、関係機関等と連携しながら、就労に関するアセスメントを経て、職場や生活場面での継続的なサポート体制を準備し、就労に向けた支援をスタートする。

23 資料：福祉法三カ、子ネスト第3巻第1部5(2),pp.64-65より

生活協賛者自立支援制度における発達障害の療育・促進に向けた自治体研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【図表】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (5) 発達障害および発達障害が疑われる人 - 4

診断を受けること、手帳を取得すること

- 療育手帳の取得によって受けられる支援をわかりやすく説明し、本人に寄り添って丁寧に考えていくプロセスが大切。
 - 自らの生活のしづらさを、本人がどのように捉えるのか。
 - 今後、どんな支援を受けたいか。

診断につながらない場合も、「構造化」の手法（スライド p.23）を活用しながら、先の見通しを立て、不安を軽減し、落ち着いて課題に取り組んでいくことをサポートする。

24 資料：福祉法三カ、子ネスト第3巻第1部5(2),pp.64-65より

生活協賛者自立支援制度における発達障害の療育・促進に向けた自治体研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【図表】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (5) 発達障害および発達障害が疑われる人 - 5

- ▶ 配慮すべき内容については、厚生労働省のガイドライン(※)を参考にする。

※「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン ～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」(平成27年11月11日厚生労働大臣決定)

- ▶ 上手な対応をしている人を見つけて観察し、同じように対応してみる。
- ▶ 実際に対応の練習を行う。
- ▶ 発達障害者の支援団体等との情報交換を行う。
- ▶ 本人が自分自身の特性を理解するために有用な視点として「発達障害」を活用していく、という建設的な態度で関わる。

▶ 25 資料：テキスト高松版 補遺 2.p.10-11より

生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【脚注】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (6) 虐待 - 1

自治体が窓口になって対応することを基本としながら、必要に応じて自立相談支援機関で支援を行う。

一時保護

- ▶ 命にかかわる身体的虐待と性的虐待は、場合によっては躊躇することなく虐待者から離して保護。
- ▶ 心理的虐待やネグレクト、経済的虐待等は、地域の状況等により難しい場合も。
⇒生活困窮者支援の枠組みで活用できる支援が必要となる。
- ▶ 被虐待者本人が現在の環境から離れることを望まない場合や、一時保護施設入所を拒む場合には、**本人と向き合い希望を聞き、話し合っていく**必要がある。

▶ 26 資料：熊本版 3.テキスト第3章第1節6(2).p.66より

生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【脚注】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (6) 虐待 - 2

プランの立て方

- ▶ **担当窓口の方針を中心にプランを立てる。**
 - ▶ 担当窓口が中心となって支援を行い、自立相談支援機関は本人と地域の事情に合わせて不足する部分をサポートする。
- ▶ 一時保護とならないケースで本人が家族から離れて生活することを希望する人については、生活と就労の支援は自立相談支援機関が中心となることが適切な場合もある。
 - ▶ 担当窓口と連携しながらプランを立てていく。
- ▶ 虐待が家族のなかで起こっており、家族が支援を必要としている場合には、**家族全体を支えるプランを立てる。**
 - ▶ 被虐待者を支える機関との役割分担、あるいは自立相談支援機関内で双方に別の担当をつけて対応する。

▶ 27 資料：熊本版 3.テキスト第3章第1節6(2).p.67より

生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【脚注】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (6) 虐待 - 3

虐待を受けることの心理的傷つき

- ▶ 精神科医療や臨床心理士等と連携するとともに、**本人が安心できる環境**にいられるよう、さまざまな配慮をしながら支援を行う。
- ▶ 担当者任せにせず、**組織全体として本人を支えていく**体制を整えるとともに、担当者のケアをすることも重要。
- ▶ アセスメントにおいては**信頼関係の構築**が最も重要。
 - ▶ 虐待をされていたという事実が心の中に秘められている場合も。

▶ 28 資料：熊本版 3.テキスト第3章第1節6(2).p.67-68より

生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【脚注】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (6) 虐待 - 4

児童養護施設等を出た者への自立支援

- ▶ 必要に応じて自立相談支援機関が中心となって支える。
 - ▶ 入職後の職場定着の支援、労働問題への対応、転職支援やその際の生活支援等、継続的な見守り支援を行う。
 - ▶ 不本意なアルバイト等をしている場合は、それを支えながら本人の希望に沿った仕事に就けるよう支援していく。

▶ 29 資料：熊本版 3.テキスト第3章第1節7(2).p.69より

生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【脚注】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (7) 多重・過剰債務者 - 1

様々な背景を抱えて生活困窮に陥る多重・過剰債務者の実情を理解し、専門の窓口につなぎながら、問題の解決と生活の再建を支援する。

安心して相談できる関係の構築

- ▶ 本人が精神的な課題を抱えていないか、相談の内容に緊急性がないかなどに配慮しながら、**安心して話せる関係づくり**を心がける。
 - ▶ 困り始めてから相談にたどり着くまでに時間がかかっている場合も多い。

▶ 30 資料：福岡版 3.テキスト第3章第1節7(2).p.69より

生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【脚注】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (7) 多重・過剰債務者 - 2

多重債務・過剰債務の問題への対応

- ▶ 多重債務・過剰債務者が抱える問題は、多重債務相談や債務整理で解決の道筋がみえてくる場合が多い。
⇒ **債務整理の方法について最低限の知識を習得し、相談に来た人が安心して相談につながるようにする。**
- ▶ 多重債務相談窓口や専門家につなげる場合にも、まずは自立相談支援機関がしっかりと相談内容を把握し、必要に応じて同行支援を行ってつなぐことが大切。

▶ 31 資料：行風みち子；テキスト第3巻第1部7(2)；p.69より
生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【脚注】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (7) 多重・過剰債務者 - 3

債務以外の滞納金についての把握

- ▶ 不足する生活資金や滞納金への対処については、家計相談支援機関や社会福祉協議会にも相談し、対応を図る。
- ▶ 債務整理後のヤミ金や偽装質屋の被害についても注意喚起をしておく。

隠れた背景への留意

- ▶ 債務発生の背景に留意し、支援のつなぎ先を把握し、継続的な支援に向けた体制をつくる。
 - ▶ アルコールやギャンブル依存、うつや心身症、DV、家族に障害や認知症がある、家族との共依存関係、etc.

▶ 32 資料：行風みち子；テキスト第3巻第1部7(2)；p.70より
生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【脚注】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (8) ホームレス - 1

住宅の確保と就労支援を基本としながら包括的な支援を行い、自立後も継続的に関わる。

ハウスレス（経済的困窮）とホームレス（社会的孤立）

- ▶ 野宿状態にある人が何に困窮しているのかを把握する。
 - ▶ ハウスレス：「家がない」「仕事がない」＝物理的・経済的困窮。
⇒ **本人に今「何が」必要かを考える。**
 - ▶ ホームレス：多くの場合は家族との関係が途切れている。野宿になることで一層社会とのつながりが切れていく。
⇒ **本人に今「誰が」必要かを考える。**

▶ 33 資料：奥田知広；テキスト第3巻第1部8(2)；p.72より
生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【脚注】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (8) ホームレス - 2

居住支援と就労支援

- ▶ 住宅の確保が第一課題。
- ▶ 居住の確保（施設入所を含む）ののち、就労支援。
 - ▶ 技能取得の支援やケア付きの訓練的就労場の確保も求められる。

自立後の継続的支援

- ▶ 次の危機に備えて、自立後の継続的支援は不可欠。
 - ▶ 不安定就労、孤立状態のままでの地域生活等のなかで、誰にも相談できずに再路上生活化するケースも。

▶ 34 資料：奥田知広；テキスト第3巻第1部8(2)；p.72-73より
生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【脚注】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (8) ホームレス - 3

トータルサポート

- ▶ 支援を居住と就労に特化するのではなく、その人の抱える問題全体に包括的に対応する。

本人の状況に合わせた多様な支援

- ▶ 各分野の専門家との連携による福祉的支援が必要。
 - ▶ ホームレス自立支援センターでは刑余者の入所や、入所後に知的障害や精神障害が判明するケースも増えている。

▶ 35 資料：奥田知広；テキスト第3巻第1部8(2)；p.73より
生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【脚注】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (9) 矯正施設出所者等 - 1

保護観察所と連携しながら、生活の安定に向けた適切な支援を行う。

居住環境の安定

- ▶ 出所直後の居住環境は非常に不安定。
 - ▶ 保護観察所による更生保護施設や自立準備ホームへの入所は、数に制限がある。
 - ▶ 出所後に福祉サービスを受ける必要がある場合も、受刑中に福祉施設見学ができず、出所後に住居確保を行わざるを得ない。
- ⇒ **保護観察所等からの依頼に基づき、住宅確保給付金の支給や一時生活支援事業の活用を検討する。**

住民票の所在の確認も必要（住民登録が削除されている場合も）。

▶ 36 資料：行風みち子；テキスト第3巻第1部9(1)；p.75より
生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【脚注】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (9) 矯正施設出所者等 - 2

就労、生活費の獲得

- ▶ 就労先のあてがない人については、保護観察所の就労支援制度につないだり、本制度の就労支援策を活用する。
- ▶ 金銭的余裕のない人に対しては、生活福祉金の貸付も考えられる。

改善更生意欲の涵養(かんよう)、再犯防止

- ▶ 相談支援を行うなかで、生活が乱れる兆候を早期に把握し、再犯防止に努める。
⇒身近な地域の関係者が刑務所出所者の生活を見守ることができるよう調整する。

▶ 37 資料：テキスト第3巻第1部9(2) p.75より

生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【図説】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (10) 外国人 - 1

状況や直面しやすい課題が多様であることを認識し、必要な情報が適切に届くよう支援する。

文化の違いに対する配慮

- ▶ さまざまな機会を通じて理解を深める。
- ▶ 自分の文化の観点からほかの文化に優劣をつけず、まずは、ありのままに受け入れる。
- ▶ 同じ国・地域のなかにも多様な文化があることを認識しておく。

▶ 38 資料：資料集；テキスト第3巻第1部10(2) p.76-77より

生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【図説】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (10) 外国人 - 2

在留の安定性の確保

- ▶ 外国人が生活困窮に直面した場合、まずは在留の安定性の確保が必要。
 - ▶ 日本に滞在し続けることが難しくなることを恐れて、賃金未払いや労災不適用等に泣き寝入りする移住労働者や、DVや性暴力被害にあっても我慢しなければならないと考える移住女性も多い。
- ▶ 永住者や定住者等、在留資格の種類によっては生活保護の適用可能性もある。

▶ 39 資料：資料集；テキスト第3巻第1部10(2) p.77より

生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【図説】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (10) 外国人 - 3

第一言語を通じた情報伝達とコミュニケーション

- ▶ 生活に密接に関連した重要情報は第一言語による伝達が不可欠。
- ▶ 本人の本音や詳細な情報を把握するためには、多言語でコミュニケーションできる体制が重要。

法・制度の不知を最小化するための周知活動

- ▶ 「当たり前」と考えられていることを一つひとつ確認し、必要な情報を提供する。
 - ▶ 無料低額診療事業（在留資格のない外国人でも利用可）…etc.
- ▶ 生活困窮を予防するという観点から、外国人が普段から正しい情報を知ることができる環境を整えていく。

▶ 40 資料：資料集；テキスト第3巻第1部10(2) p.78より

生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【図説】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (11) 性暴力被害者(DV、レイプ等) - 1

本人の状況や心情(自責の念、孤立状態、相談することの困難さ)に配慮しながら、専門機関と連携して支援を行う。

安全確保

- ▶ 生命の危険度の有無、加害者の追跡の有無、子どもの所在等を確認し、緊急対応の必要性を判断する。
- ▶ 支援員の安全を確保する必要がある場合も。

生活再建

- ▶ DV被害者が住民票を移動していない場合でも各種申請を受理できることについて、窓口等に徹底する。
- ▶ 住民票を居所に移す場合には、閲覧制限を行うなどにより、加害者に居場所が知られることがないように留意する。

▶ 41 資料：資料集；テキスト第3巻第1部11(2) p.81より

生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【図説】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (11) 性暴力被害者(DV、レイプ等) - 2

同行支援

- ▶ さまざまな局面で同行支援を行う。
 - ▶ 日常生活の同行支援、子どもに対する支援、医療機関・裁判所・生活保護申請・国民健康保険証の取得などの際の同行支援。

医療機関との連携

- ▶ 緊急時の対応のための連携。
- ▶ 緊急時以外にも、相談者の精神的な症状に対応するための連携。
 - ▶ 回復には時間を要するため、専門のカウンセリング機関につなぐことも考えられる。

▶ 42 資料：資料集；テキスト第3巻第1部11(2) p.81-82より

生活困窮者自立支援制度における地域福祉の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信用金庫株式会社
【図説】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (12) セクシュアル・マイノリティ - 1

「性」の多様さを理解し、本人との信頼関係を構築する。

≪全体にわたって≫知識、受容、標榜、共感、対等

- ▶ 支援員側が自分の意識の偏りに気づき、相対化することによって、相談者と支援員の対等な関係構築につながる。

≪相談のなかで≫すぐに出でこない主訴、信頼関係の構築を優先

- ▶ まずは、安定した信頼関係を構築する。
 - ▶ セクシュアリティや性別違和感などの主訴は、支援員との関係構築後に出てくる場合が多い。

▶ 43 資料：原三才；テキスト第3巻第1部12(2),pp.84-85,より

生活困窮者自立支援制度における居場所の確保、発達に向けた自治体連携事業
社会福祉協議会株式会社
【脚注】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

2. 対象者の特性を踏まえた支援 (12) セクシュアル・マイノリティ - 2

≪支援のなかで≫「経験を積んだコミュニケーター」による「伴走型支援」

- ▶ 本人のニーズを十分に把握したうえで、適切な距離を保ち、相談者の状況を「コミュニケーション」する。
 - ▶ 支援機関にとって「想定外」の事案について、専門的知見を有する支援員が「通訳」となり、本人に配慮して支援を進める。

「乗り越えてきた」経験者による支援

- ▶ 当事者として偏見や挫折を乗り越えてきた人を支援員側に組み込むことや、同じ悩みを共有するグループの活動につなげることも効果的。
 - ▶ 本人にとってのロールモデルとなる存在を示す。

▶ 44 資料：原三才；テキスト第3巻第1部12(3),pp.84-85,より

生活困窮者自立支援制度における居場所の確保、発達に向けた自治体連携事業
社会福祉協議会株式会社
【脚注】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

参考文献など

- ▶ 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト編集委員会編（2014）『生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト』,中央法規出版,2014年.

※脚注内では「テキスト」と表記
 <執筆者一覧>
 第3巻第1部4,5 : 朝比奈ミカ
 第3巻第1部11 : 遠藤智子
 第3巻第1部8 : 奥田知志
 第3巻第1部2 : 菊池まゆみ
 第3巻第1部10 : 金朋央
 第3巻第1部1,3,6 : 鈴木麻子
 第3巻第1部12 : 原三才
 第3巻第1部7 : 行岡みち子

▶ 45

生活困窮者自立支援制度における居場所の確保、発達に向けた自治体連携事業
社会福祉協議会株式会社
【脚注】B. 対象者の特性を踏まえた支援のあり方

【相談支援員養成研修プログラム】 C. 個を支える地域づくり

令和元年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度における県域研修の普及・促進に向けた調査研究事業」
みずほ情報総研株式会社

1. 地域を基盤とした相談支援 (1) 「総合相談」をめぐる動向と背景

「総合相談」

- ・地域を基盤とした相談支援の実践概念
 - くたとえば…
 - ✓ 介護保険制度における地域包括支援センター
 - ✓ 障害福祉政策における三障害（身体、知的、精神）に一元的に対応する相談体制や障害者が地域で暮らしていくことを支援していく体系の整備
 - ✓ 既存の福祉サービスだけでは対応困難な事象の解決に取り組む「コミュニティソーシャルワーカー」の配置に向けた取組
 - ・生活困窮者に対して包括的な支援を提供するために創設されたのが自立相談支援事業

総合相談を考えるにあたっては、**社会福祉活動における市民・住民の参加・参画**が極めて重要。

- ▶ **地域住民**が当該地域の生活課題の解決に向けて**主体的に参画**すること
- ▶ 住民と行政との協働によって**地域における「共助」「互助」を確立**すること
- ▶ **住民の地域活動への参加を下支え**するという**行政の役割**

2 資料：若開伸之「テキスト第4巻4部4(1)2」p.177より
生活困窮者自立支援制度における県域研修の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【脚注】C. 個を支える地域づくり

1. 地域を基盤とした相談支援 (2) 地域を基盤とした相談支援の理念

2つの理念

- ・ **本人を支援の中核におき**、その**個々の状況に合わせた支援システム**によって支援を展開すること。
 - ✓ 問題解決の主体は本人自身
 - ✓ 生活上の複数かつ多様なニーズに対して一体的に変化を促す
- ・ **本人を中心に据えた支援システムに、地域住民等のインフォーマルサポートが積極的に参画**すること。
 - ✓ この理念が、生活困窮者支援を通じた地域づくりへと展開することを可能にする

これらの理念に基づいて、4つの**支援の特質**が導かれる。

- ①本人の生活の場で展開する支援
- ②「生活のしづらさ」に焦点をあてた支援対象の拡大
- ③アウトリーチを重視した予防的かつ積極的アプローチ
- ④ネットワークによる連携と協働

3 資料：若開伸之「テキスト第4巻4部4(1)2」p.178より
生活困窮者自立支援制度における県域研修の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【脚注】C. 個を支える地域づくり

1. 地域を基盤とした相談支援 (3) 個と地域の一体的支援

個と地域の一体的支援(a)

個人への支援に地域の力を活用しつつ、同時に地域の福祉力の向上を促し、それらが相乗効果となって地域福祉の底上げにつながる。

図：「個と地域の一体的支援」

出所：若開伸之(2014)「第4巻 相談支援の展開」、自立相談支援事業推進委員会編『生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト』、中央法規出版、p.179,2014年。(若開伸之の「Unit3 個と地域の一体的支援」、若開伸之、原田正樹「地域福祉援助をつかむ」、有斐閣、p.42,2012年、を一部改変)より

4 資料：若開伸之「テキスト第4巻4部4(1)2」p.178-179より
生活困窮者自立支援制度における県域研修の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【脚注】C. 個を支える地域づくり

1. 地域を基盤とした相談支援 (4) 個別支援から地域支援、そして地域づくりの推進へ

地域を基盤とした相談支援は、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」へと展開させることによって、さらに広がっていく。

図：「個別支援から地域支援、地域づくりの推進へ」

出所：自立相談支援事業従事者養成研修テキスト編集委員会編(2014)『生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト』、p.180,2014年。(若開伸之、原田正樹「地域福祉援助をつかむ」有斐閣、p.3,2012年、を一部改変)

5 資料：若開伸之「テキスト第4巻4部4(1)2」p.180より
生活困窮者自立支援制度における県域研修の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【脚注】C. 個を支える地域づくり

2. 予防的支援の展開 (1) 地域を基盤とした相談支援と予防的支援

支援員は、包括的な相談支援の担い手として、地域を拠点に住民との協働によって予防的支援に向けて

- ①早期発見・早期把握
- ②早期対応
- ③見守り
- ④良好で健全な状態を維持するための様々な取組を行う。

図：予防的支援のための4つのアプローチのイメージ図

出所：若開伸之「Unit12 予防的支援をインフォーマルサポート」、若開伸之、原田正樹「地域福祉援助をつかむ」有斐閣、p.126,2012年、を一部改変

6 資料：若開伸之「テキスト第4巻4部4(1)2」p.181より
生活困窮者自立支援制度における県域研修の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【脚注】C. 個を支える地域づくり

2. 予防的支援の展開 (2) 予防的支援のための取組－ 1

①早期発見・早期把握

②早期対応

- 生活困窮者は、自らSOSを発することが難しい場合も多いため、積極的に対象者を発見し、支援につなげることが必要。
- 積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかける。また、さまざまな形で、必要の人に必要なサービスと情報を届ける。
- 関係機関との連携を図ること、生活困窮者がアクセスしやすい工夫を行うことが重要。地域で課題を抱える人々の情報を適切に把握できるようなネットワークの構築が求められる。
 - 地域に横串を刺して、役立つ情報やアイデアを共有する。
 - 出向く場所はさまざま（公的機関、民間の支援機関・団体、地域住民・事業所、住民団体、etc.）。
 - 出向く時もさまざま（公的な連携会議や協議会、事例を通じた連携、地域のイベント、顔合わせ、etc.）。

▶ 7 資料：岩間伸之「テキスト第4巻第1部(1) (3)」,pp.106-108. , 脚本原簿「0016」,pp.33-54,より

生活困窮者自立支援制度における地域連携の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
【脚注】 C. 脚本原簿をつくり

2. 予防的支援の展開 (2) 予防的支援のための取組－ 2

③見守り

- 支援によって状況が改善した場合に、状態に若干の不安定さがあっても元の状況に再び陥ることなく、全体としては良好な状況で推移するように経過観察すること。
- その過程には関係者による積極的かつ適切な働きかけが伴うものであり、地域を基盤とした相談支援と生活困窮者支援を通じた地域づくりとの接点に位置する重要な機能。

④良好で健全な状態の維持のための取組

- 課題やニーズがあっても様々なサポート体制によって継続的かつ安定的に状態が維持できている場合
- 周囲からの特段のサポートがなくても地域生活が健全に保てている場合
- 将来的には何らかの対応が予想されるものの現時点では問題がない場合
等の取組が考えられる。

▶ 8 資料：岩間伸之「テキスト第4巻第4部(1) (2)」,pp.181-182,より

生活困窮者自立支援制度における地域連携の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
【脚注】 C. 脚本原簿をつくり

参考文献など

- 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト編集委員会編（2014）『生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト』,中央法規出版, 2014年.
※脚注内では「テキスト」と表記
<執筆者一覧>
第4巻：岩間伸之
- 岩間伸之・原田正樹（2012）『地域福祉援助をつかむ』,有斐閣,2012年.
- 鈴木晶子（2016）『【後期】相談支援員養成研修『アウトリーチ』講義資料』（平成28年度自立相談支援事業従事者養成研修）

▶ 9

生活困窮者自立支援制度における地域連携の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ信託銀行株式会社
【脚注】 C. 脚本原簿をつくり

【相談支援員養成研修プログラム】
D. 相談支援の展開

令和元年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度における領域研修の普及・促進に向けた調査研究事業」
みずほ情報総研株式会社

1. はじめに
(1) この研修の2つの意義

1. 構造化

- ▶ 実際の相談支援は、さまざまな要素が一体的に混在しながら展開される。
- ⇒ 相談支援の展開（プロセス）は、相談支援がどのような要素から構成されているかについて構造化することで理解を深める。

2. 視覚化

- ▶ 生活困窮者自立相談支援事業は、公的な制度に基づく取組。
- ⇒ 実践の内容を関係者で共有し、チームで取り組むために、根拠に基づく実践の内容を見えるかたちで残し、説明責任を果たす。

2 資料：岩間伸之・朝比奈ユカ・鈴木麻子（2016）より
生活困窮者自立支援制度における領域研修の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【編註】D. 相談支援の展開

1. はじめに
(2) 帳票類を活用する意義

1. 法に基づく相談支援機関として適切に判断し必要な手続きを実施するために
2. 相談支援の質の確保、向上のために
3. チームアプローチを支える情報共有の手段として
4. ケースデータを蓄積して支援対象者の状態像や支援実績、支援による効果を把握するために

3 資料：みずほ情報総研（2019）p.64より
生活困窮者自立支援制度における領域研修の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【編註】D. 相談支援の展開

1. はじめに
(3) 演習の基本的な進め方

【個人ワーク】
個々で検討し、文字化する

【グループでのワーク】
個々の考えをグループ内で共有し、多様な考え方があることを知り、検討を深める

【全体共有】
グループでの検討内容を全体で共有する

【講師のまとめ】
基本的な考え方や視点を整理し、解説する

4 資料：岩間伸之・朝比奈ユカ・鈴木麻子（2016）より
生活困窮者自立支援制度における領域研修の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【編註】D. 相談支援の展開

包括的な相談受付（演習①：発表後）
～初回面接で重要なこと

このスライドは参加者の意見から採集されたもので、終了後配布された「投票簿」のみ利用としてください。

★この段階での意図を明確にして臨む

- ▶ まずはこの時点で可能な範囲で本人を知る（本人の課題のみを把握するのではない）。
- ▶ 本人の意欲、状態を把握するとともに、ソーシャルスキルの見立てにつながる情報を集めることが必要（⇒スキルの見立ては、アセスメント過程において判断の重要な基盤になる。）。
- ▶ 緊急性を判断するための根拠となる情報を集める。
- ▶ 一方で、支援者側の意図やあらかじめ持っている情報にとらわれ過ぎることなく、幅広い想定をもって臨む。話しながら観察し、流れのなかで判断しながら対応する。

★援助関係の構築に向けてスタートをきる

- ▶ 本人が話したいことから聞く。
- ▶ この先、活用できそうな制度やサービスを想定しつつも、それにとらわれ過ぎることなく、まずは目の前の本人と向き合い、援助関係の構築に重きを置く。

5 資料：岩間伸之・朝比奈ユカ・鈴木麻子（2016）より
生活困窮者自立支援制度における領域研修の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【編註】D. 相談支援の展開

アセスメント（演習②-1：発表後）
～面接の場面で重要なこと

このスライドは参加者の意見から採集されたもので、終了後配布された「投票簿」のみ利用としてください。

★面接場面を通じて信頼関係を構築する

⇒「【共通】E. 個別支援の基本と相談支援の展開（概論）」の「1. 個別的・継続的な相談支援」が重要な視点

- ・ともに存在する時間と空間を大切に
- ・ありのままを受け止める
- ・感情にアプローチする
- ・面接を活用する
- ・協働作業を大切に

面接の場面での実践上のポイント

- ▶ 目の前にいる本人を中心に、面接を展開する。
 - ▶ まずは、本人が自分のことを語る部分に焦点化する。
 - ▶ 本人が感情を表した場面では、その感情へのアプローチから展開する。

6 資料：岩間伸之・朝比奈ユカ・鈴木麻子（2016）岩間伸之・鈴木麻子（2016）より
生活困窮者自立支援制度における領域研修の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【編註】D. 相談支援の展開

アセスメント（演習②-1：発表後）

～今後の支援を進めるにあたって重要なこと

このスライドは参加者への配布資料からは除き、終了後配布または、授業者の権利としてください。

★得られた情報をもとにアセスメントを深め、次の展開をつかっていく

- ▶ 本人が課題を解決する過程のなかで本人を理解する。
 - ▶ これまでの生活歴や本人の歩んできた過程を知る。
 - ▶ 本人が課題を解決するために必要な情報を、支援プロセスのなかで結果的に支援員が把握できるという流れが重要。
- ▶ 本人から得られる情報を通じてそれぞれの家族像を知り、家族へのアプローチに向けた作戦をたてる。
 - ▶ 家族のなかで複数の課題がどのように絡み合っていて、それらがどのように運動しているのか。
 - ここで知る家族像は、あくまでも本人の視点から見た家族像であることに留意する。

▶ 9 資料：「相談者」・植田三三子・鈴木満子（2016）より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ労働福祉株式会社
【編註】D. 相談支援の展開

2. アセスメント（講義①）

～「課題のまとめと支援の方向性」を導き出すための実践上のポイント-1

相談支援の対象となる本人、そしてその家族や周囲の環境についての理解を深め、支援の方向性を見定める（⇒支援員としての専門的観点に基づく考察が集約される項目）。自立相談支援機関内で共有し、組織としての合意に基づく内容としてまとめる。

Point1: 援助関係の構築及び本人の主訴と取り巻く状況の正確な把握

- ▶ 本人との良好な信頼関係を基礎として、**本人の主訴を傾聴する**。
- ▶ 言語によって語られることだけでなく、時間や空間を共有し、表情や態度等、非言語の情報も含め、**相談支援員が観察したり、感じ取ったことも取り上げていく**。
- ▶ 本人のこれまでの生活や現在の生活に関わってきた人々からも必要な範囲で**情報収集し**、多面的に本人を理解していく。
- ▶ 社会的に逸脱した行動があったり、本人を取り巻く関係者と本人との認識にズレがあるなどの場合であっても、本人の側に立って、「**なぜそうなるのか**」、「**本人は今どのような認識でいるのか**」という理解に努める。

▶ 8 資料：みずほ労働福祉（2015）p.64より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ労働福祉株式会社
【編註】D. 相談支援の展開

2. アセスメント（講義①）

～「課題のまとめと支援の方向性」を導き出すための実践上のポイント-2

Point2: 本人を主体とした支援に向けた取り組み

- ▶ **本人が自分自身や自分の置かれている状況を直視し、理解を深めることができるように支える**。
- ▶ 本人が、家族・親族や近隣地域等と自分との社会関係に気づき、活用できる社会資源等を含めて**自分を取り巻く環境に対する認識を深められるようにする**。
- ▶ **本人自身が自分の長所や強み（ストレンクス）に気づくことができるようにする**。
- ▶ 課題解決のプロセスにおいては、**本人が困りごとに気づき、それを表明し、周囲がその解決に協力することが基本となる**。さらには、多様な社会関係のなかで、本人が役割を見出していくということの積み重ねや体験の獲得が重要な意味をもつ。

▶ 9 資料：みずほ労働福祉（2015）p.64より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ労働福祉株式会社
【編註】D. 相談支援の展開

2. アセスメント（講義①）

～「課題のまとめと支援の方向性」を導き出すための実践上のポイント-3

Point3: 環境への働きかけとネットワークを活かした支援

- ▶ 本人と家族・親族や近隣地域等との社会関係について、**現状を把握するとともに**、本人が今後の人生において孤立することなく生活していくことができるよう、相談支援員が媒介する役割を果たしながら、**良好な関係形成のプロセスを支える**。
- ▶ 家族間の関係性や影響の与え方、課題相互の関連性に留意しつつ、本人への支援とともに家族支援についても視野に入れながら、関係機関と連携して**家族全体への包括的な支援体制を築いていく**。
- ▶ 関係機関との協議・調整を図りながら、自立相談支援機関だけでなく**関係機関がどのような役割を果たし、どのように支援するかを示す**。
- ▶ インフォーマルサポートの担い手たちが、本人をどのように認識しており、本人にどのようにアプローチできるかを想定し、**本人との関係を築き、広げていくための具体的な道筋を検討する**。

▶ 10 資料：みずほ労働福祉（2015）p.65より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ労働福祉株式会社
【編註】D. 相談支援の展開

アセスメント（演習②-2：発表後）

～インテーク・アセスメントシートにまとめること

このスライドは参加者への配布資料からは除き、終了後配布または、授業者の権利としてください。

★課題のメカニズムとストーリーを明らかにする

- ⇒「【相談】A. 相談支援の基本的考え方」の「1.（2）本人理解にもとづく相談支援の考え方」が重要な視点
- ▶ 課題を抱えたその人がどういった人なのかということについて、理解を深めることが重要。
 - ▶ 本人にとっては、現在の状況も人生の1コマ。さまざまな要素が絡み合い、それぞれに運動しながら現在の状況に至っている。
 - ▶ 項目別に整理すると、現在の状況に至ったストーリーや課題の関係性を見落としてしまう場合も。
 - ▶ 本人、家族のそれぞれに焦点をあてながら、最後に家族全体としてどのように捉えるかを整理していく。

▶ 11 資料：「相談者」・植田三三子・鈴木満子（2016）より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ労働福祉株式会社
【編註】D. 相談支援の展開

3. プラン（講義②）

（1）プラン策定における留意点-1

本人が課題として認識し、自分の目標に向けて主体的に取り組める内容を、わかりやすい形で示す

- ▶ 実際には、本人と話し合いながら一緒に言葉に落とし込んでいくことが考えられる。
 - ▶ 記述の仕方にも留意が必要；
 - 1回のプランにすべてを盛り込まなくてもよい。**トライ&エラーが可能であることを保障する**。
 - ✓ 目標が大きすぎると挫折を深める場合もあるし、小さすぎると本質的な解決になかなか近づかない。
 - まずは、本人が**できること・できそうなこと**から具体的に示す。
 - ✓ 再プランを作るなかで、本人のできることが増えていく。
- ▶ この時点での本人の認識から始めることとなる限りにおいて、インテーク・アセスメントシートの「課題のまとめと支援の方向性」の内容とプランの内容は必ずしも一致するとは限らない。

▶ 12 資料：みずほ労働福祉（2015）p.65, 66, 67より

生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ労働福祉株式会社
【編註】D. 相談支援の展開

3. プラン（講義②）

(1) プラン策定における留意点-2

本人を取り巻く状況の変化や、相談支援員との援助関係のなかで、本人の気持ちも随時変化していくものと捉える

- ▶ プランの実行や評価・再プランの繰り返しを通じて、インテーク・アセスメントシートの「課題のまとめと支援の方向性」と本人との折り合いがついていくようになり、やがて再プランに反映されていくこととなる。

13 資料：みずほ情報総研（2015）p.63、朝比奈三カ（2015）p.19より
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【編註】D、相談支援の連携

3. プラン（講義②）

(2) 演習③について

演習③では、策定したプランをどのように実行するかということについて検討する

- ▶ 出来上がったプランの遂行にあたっては、一つひとつの働きかけが「課題のまとめと支援の方向性」に基づいた専門的観点から意図的に展開されることになる。
- ▶ プラン策定は本人との協働作業。
⇒実際に本人がいない研修の場では、プラン作成の研修をしても意味を成さない。

14 資料：みずほ情報総研（2015）p.63、朝比奈三カ（2015）p.19より
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【編註】D、相談支援の連携

4. プラン（演習③のまえに）

～プラン実行において大切な視点

演習③：プラン実行を通じて、どのような展開をつくっていくか

- ⇒何を意図してプランに取り組むのか？
プラン実行を通じてどのような変化を促すのか？
そのために「実施すること」欄に記載したことをどのように活用するのか？
- ▶ プラン実行におけるさまざまな動きをシミュレーションし、そこから先の展開を予測する。
 - ▶ 支援員が、何を目的として、そのために具体的にどのような行動を起こすのか。
 - ▶ それによってどのような事態が想定されるのか。

15 資料：岩間伸之、朝比奈三カ、鈴木晶子（2016）より
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【編註】D、相談支援の連携

プラン（演習③：発表後）

～プラン実行にあたってどのように動くか

★手段と目的を意識化しながら進める

- ⇒「【共通】E. 個別支援の基本と相談支援の展開（概論）」の「1. 個別的・継続的な相談支援」が基本的な目的・手段

本人との援助関係の構築^(a)

本人の力を引き出す支援^(b)

もう一度確認！

- ▶ プランに基づいて、本人は課題解決に取り組んでいく。支援員は、そのプロセスに伴走しながら、あくまでもエンパワメントを目的の一つひとつの関わりに意図を込めていく。

このスライドは参加者の配布資料から抜粋し、著作権は「みずほ情報総研」に帰属します。本資料は、複製・転載の権利を保有しています。

16 資料：岩間伸之、朝比奈三カ、鈴木晶子（2016）より
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【編註】D、相談支援の連携

5. 評価・終結（講義③）

(1) 「終結」の基本的な考え方

「終結」のかたちには、制度の理念が具体的に反映される

- ▶ 「終結」には、自立相談支援機関における相談支援のゴールをいかに設定するかということと深く関連している。
- ▶ 本制度における「終結」のかたちは多様であり、個々の状況に応じた「終結」のあり方を追求していくことが求められる。
- ▶ 再び孤立に陥ることなく、地域における福祉サービスや多様なつながりのなかで日常生活を送ることも、「終結」の一つのかたち。

17 資料：生活困窮者自立支援事業実施ガイドブック（編集委員会）（2016）p.26より
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【編註】D、相談支援の連携

5. 評価・終結（講義③）

(2) 多様な「終結」のかたち-1

- ▶ 制度上の「終結」の説明として、以下の3つが示されている。
 - ▶ 状態が改善し、目標を達成する目的が立った場合。
 - ▶ 大きな課題がある程度解決され、社会的孤立の状態も一定程度解消されたと判断される場合。
 - ▶ 連絡が途絶え、一定期間が経過している場合。
- ▶ 実際の終結の判断は、支援のプロセスの中で導き出される。
 - ▶ 本人と協働でのプラン作成→モニタリング→プランの見直しのプロセスの繰り返しを通じて、「終結」に至る。このプロセスなくして「終結」を見極めることはできない。

18 資料：生活困窮者自立支援事業実施ガイドブック（編集委員会）（2016）pp.28-29より
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【編註】D、相談支援の連携

5. 評価・終結（講義③） （2）多様な「終結」のかたち－2

- ▶ **個々の状況に応じた「終結」のあり方**を追求することが重要。
 - ▶ 多様な自立を模索することによって、「終結」の幅が広がる。
 - ▶ 一般就労や生活課題の解決（解消）だけがゴールではなく、様々な生活課題をもちながらも、地域で多様な担い手によって支えられながら生活していく「終結」のかたちもある。
⇒ 「終結」が、広い意味での見守りを継続していくことを意味する場合もある。

本人がどこで、誰と、どのような暮らしをしたいのかについて、本人自身がその答えを見出せるように支援する

本人が決めるプロセスに働きかける
ことが支援員に求められる。

▶ 19 資料：生活困窮者自立支援事業相談員ハンドブック編集委員会（2016）、生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業（平成28年度）より
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【編註】D、相談支援の展開

評価・終結（演習④：発表後） ～終結の判断において大切な視点

このスライドは参加者の配布資料からは隠されていますが、または、授業時のみ利用としてください。

★「終結」後の本人と本人を取り巻く環境を想像する

- ⇒ **新たな課題が出てきたときの動きを想定できるか。**
- ▶ **本人が助けを求めることができるか。**
- ▶ **本人をサポートするセーフティネットが張られているか。**
 - ▶ 本人と支援員との信頼関係が築かれているか。
 - ▶ 自立相談支援機関以外のところにも本人をサポートする良好な関係が築かれているか。

▶ 20 資料：岩間伸之・朝比奈ミカ・鈴木晶子（2016）より
生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【編註】D、相談支援の展開

参考文献など

- ▶ 岩間伸之・朝比奈ミカ・鈴木晶子（2016）「【後期】相談支援員カリキュラム『相談支援の展開』講義資料」（平成28年度 自立相談支援事業従事者養成研修）
- ▶ 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト編集委員会編（2014）『生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト』,中央法規出版,2014年。
※脚注内では「テキスト」と表記
<執筆者一覧>
第4章：岩間伸之
- ▶ 朝比奈ミカ（2015）「自立相談支援事業の実態～相談支援プロセスの展開（テキスト第4章）を中心に～」(平成27年度 千葉県生活困窮者自立相談支援事業従事者養成研修)
- ▶ 生活困窮者自立支援事業相談員ハンドブック編集委員会（2016）『生活困窮者自立支援事業相談員ハンドブック（Q & A集）』（日本総合研究所「平成27年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助事業（社会福祉推進事業）『生活困窮者支援事例の活用促進のための調査研究事業』」）
- ▶ みずほ情報総研（2015）『自立相談支援事業における使用標準様式の実用化に向けた調査研究報告書』（厚生労働省 平成26年度セーフティネット支援対策等事業（社会福祉推進事業））

▶ 21 生活困窮者自立支援制度における相談支援の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【編註】D、相談支援の展開

演習 1

相談開始当初の概要：

里美さん（14歳、中学2年生）は、最近、遅刻や欠席が目立っています。入学した直後から、学習の遅れが目立ち、学校を休みがちになりました。最近では、生活リズムも崩れているようで、休み時間には人目をはばからず机に突っ伏して寝ていることもあります。

里美さんの様子を心配した担任教諭が里美さんから話を聞きました。里美さんは、「学校が面白くない。高校に行きたいけど、何を勉強したらいいのかわからない。」「家に帰っても一人ぼっちだから、誰かに誘われると遊びに行っちゃう。」と話しました。

里美さんの担任は、母親と面接をしました。母親の恵子さん（45歳）は、パートの昼休みの時間に中学校に駆けつけてきました。「娘の生活が乱れていて、最近は夜になると遊びに出かけて明け方まで帰ってこない日もある。」と話し、今の状況を大変心配していました。「夫の仕事がうまくいかなくなってから、生活が大変で3つのパートを抱え、余裕がない。」「夫とけんかばかりしているので、娘は自宅にいたくないのだろう。」と話しました。

担任は、恵子さんに自立相談支援機関を紹介し、「お母さん一人で抱え込まないで、相談してみたらどうか。」と提案したところ、恵子さんは「そんなところがあるとは知らなかった。相談できるならお願いしたい。」と話しました。担任は、再度、学校で面接を行うこと、その際には自立相談支援機関の担当者も同席して恵子さんが直接相談できるように調整しておくことを母親と約束しました。

学校からの連絡を受けて、自立相談支援機関の相談支援員が学校に出向き、母親と面接をすることになりました。

1. 面接に際し、自立相談支援機関の相談支援員が機関について説明し、恵子さんから改めて相談申し込みと関係機関と情報を共有することについて同意を受けた後、恵子さんからの聞き取りを進めました。

この初回面接では何を目的としますか？

演習2-1

初回面接の内容：

- 1 担 任：田中さん（相談支援員）、今日は来てもらってありがとうございます。こちらがお電話で少しお話をした山田さんです。
- 2 支援員：はじめまして。自立相談支援センターの田中です。
- 3 相談者：よろしくお願ひします。山田です。今日はわざわざ来てもらってすみません。
- 4 支援員：いえいえ、とんでもありません。どうぞよろしくお願ひします。
- 5 担 任：それで早速なんですけれども、山田さんの娘さんが、最近、学校の遅刻が増えてきて、心配してご家庭に連絡をしたら、お母さんがそのことをご存知なかったんですね。お話を伺ったら、ご家庭がいろいろ大変ということで。一番はお父さんが働いていらっしやらないということなんですけれども。それを何とかしなきゃということですね。
- 6 相談者：そうなんです。夫が働いてなくて、生活がきびしくて。
- 7 支援員：そうですね。大変な状況でいらっしやるんですね。私たちも一緒に考えていきたいと思ひますので、お話をきかせてください。
- 8 相談者：ありがとうございます。
- 9 担 任：それから山田さん。B小学校に通っている将太くんのことですが、発達の心配がおありになるなら、ぜひ一度、担任の先生とお話しされるのがよいと思ひますよ。学校を通じて教育委員会の相談につなぐ仕組みがありますからね。そうしてください。
- 10 相談者：そうなんです。わかりました、ありがとうございます。
- 11 担 任：ご一緒する予定だったのですが、緊急の会議が入ってしまひまして。申し訳ないのですが、田中さん、あとはお願ひします。
- 12 支援員：それでは後日また報告させていただきます。

（担任退室）

- 12 支援員：では、山田さん、よろしくお願ひします。
- 13 相談者：はい。
- 14 支援員：お父さんが働いていないということなんですけれども、もうちょっと詳しく聞かせてもらえますか。
- 15 相談者：はい、今夫が働いていなくて、私がパートを3つ掛け持ちしてひいて。それで忙しくて、家にあまりいないもんですから。下の子どもは小さい頃からよく娘が面倒を見てくれていたのですが、最近、きょうだいのケンカがひどくなってきて、私が娘を注意したら「いつもそうやってお母さんは将太のことばかりで」って言い返されて、それから口をきいてくれないんです。でも学校をそんなに遅刻してるなんて私も知らなくて…ちょっとショックで…。学校にも迷惑をおかけしてしまひて、それでなんというか、呼び出されてしまひてですね…。何とかしたいとは思ひているんですけど、私も忙しくて、なかなか子どもたちと顔を合わせる時間がなくて。

- 16 支援員：なるほど、そうですか。大変ですね。えーと、お父さんはいつから働いていないんですか。
- 17 相談者：1年ぐらい前からです。それまで夫は飲食店をやっていたんですけど、それがつぶれてしまって。
- 18 支援員：なるほど、飲食店ってどんな？
- 19 相談者：ラーメン屋です。
- 20 支援員：つぶれたっていうのは経営がきびしくなって？
- 21 相談者：そうですねえ。2年ぐらい前に、うちの斜め前のレストランが廃業しまして。で、そのあと、その空いたところにチェーンのラーメン屋さんが入ってきちゃったんですね。そちらは安いもんですから、けっこうお客さんをとられてしまって…。
- 22 支援員：なるほど、それで経営が悪化したということなんですね。
- 23 相談者：うん、そうです…。
- 24 支援員：その後、お父さんは就職活動をしたりとか、そういったご様子には？
- 25 相談者：うーん、店がつぶれて、その店をたんですぐのころは、ハローワークに行っていたみたいです。ただ、何度かいったようなんですけど、そのまま行かなくなってしまう。
- 26 支援員：お父さんは、就職のこと何か話していましたか。
- 27 相談者：うーん、何も。ただ帰ってくると、落ち込んでいるようには思いましたね。夫はずっとラーメン屋できて、他の仕事って言われても難しいと思うんですよ。
- 28 支援員：ラーメン屋以外のお仕事をされたことはないんですか。
- 29 相談者：はい。もともとは夫の両親がやっていたお店で、それを手伝っていたんですね。両親が高齢ということで、それで夫のほうがあのお店を継いだんですけども。
- 30 支援員：なるほど。他にアルバイトでも何か仕事をしたりとかというのはないですか。
- 31 相談者：うーん、友人の店をたまに手伝いに行ってるみたいです。
- 32 支援員：そちらに雇ってもらおうという話にはならないんですか。
- 33 相談者：うーん、聞いたことないですねえ。同じ商店街のお店なんですけど、個人店は今どこもきびしいんで。一人雇う余裕があるかなあ。難しいんじゃないでしょうかね。
- 34 支援員：そうですか。でもお母さんも仕事だけじゃなくて、家事や育児もあって大変だし、お父さんに働いてもらわないと困りますよね。
- 35 相談者：そうなんですよねえ。どうしたもんか、私もちょっとつらくて。
- 36 支援員：私たちもぜひ、お父さんにお会いし、仕事のことを聞いてみて、説得してみますよ。これまでラーメン屋をやっていた実績を活かして働けるところを探してみたり、場合によっては違う分野に職業訓練を受けて転職する方法もありますから、何とか考えていきましょう。
- 37 相談者：ありがとうございます。子どもたちもまだまだお金がかかりますので、心配です。
- 38 支援員：そうですね。お父さんが働くようになれば家計も楽になりますよね。ところでお父さんはラーメン屋をやっていたころ、どんな様子だったんですか。

- 39 相談者：そうですね、常連さんにかわいがられてましたね。両親の代からのお客さんも多くて、子どものころから夫のことを知っている人が多かったんで。正直ちょっと頼りない二代目でしたけれども、応援してやろうという年配の方が多くいらしてました。なんて言うか、成績はあんまりよくないタイプですけど、人懐っこいところがあって、明るい性格なので、ずっとかわいがられてましたねえ。
- 40 支援員：なるほど、そうですね。お父さんの長所ですね。
- 41 相談者：そうですね。こうなる前は娘も明るくて、家の中が賑やかだったんですよ。下の子とはよくキャッチボールをしてました。なんでこうなっちゃったかなあって。なんかもう、夫はあまり家にいないし、家族とも顔を合わせようとしなくて、最近はパチンコばかりなんです。私も家にいないんで、夫が何を考えているのかわからないんです。
- 42 支援員：そうですね。それじゃあ、お父さんとは最近はあまりお話とかはされてないんですか。
- 43 相談者：うーん、そうですねえ。
- 44 支援員：仕事のこととか、就職活動のことままったく？
- 45 相談者：うーん、私が帰るといえないか、寝てるかのどっちかなんで。聞いてないですね、何も。
- 46 支援員：なるほど、では今日こうして学校に呼ばれていることも知らない？
- 47 相談者：えーと、それは家を出るときに一応声はかけましたけど…。聞いているんだか、いないのか…。先月は、下の子のことで学校に呼び出されて、その時も夫とも話し合いたかったのですが、うわの空で。あまりしつこく言うとケンカになりますから。
- 48 支援員：そうですね。下のお子さんのことでも学校に呼び出されたんですね…。家族だけだと感情的になってしまうこともありますからね。仕事の話も、お父さんと直接会ってお話したいですし、第三者がいっしょだと冷静に話ができると思うんですよ。どうでしょう、近いうちに3人でお会いするというのは。
- 49 相談者：ありがとうございます。でも時間がとれるかどうか。夫と話す時間もそうですけど私が忙しくて、帰るのもいつも遅いもので、パートを3つ掛け持っている状態ですから。そうしないと生活するのもやっとで、ほんとに余裕がないんです。
- 50 支援者：お忙しくされているんですね。平日のお休みはなかなか取りづらいですか。
- 51 相談者：そうですね。子どもたちのことだって、迷惑かけてるのはわかってるんですけど、でもほんとに時間が取れないんです。今日だって、夕方からの仕事をなんとか替わってもらって…。
- 52 支援者：そうですね。でもお母さんが無理して倒れてしまっちは、元も子もないですよ。
- 53 相談者：無理しないわけにもいかないじゃないですか。支払わなきゃいけないお金なんかもあるので休むわけにもいなくて…。最近はイライラしてつい夫や子どもたちにあたってしまうんです。先日もケンカしている子どもたちを怒鳴ってしまって…。やっちゃったなって…。それで結局後で反省するんですけど。

疲れてるんですね、きっと。

- 54 支援者：それではなおのこと、早めにお父さんに働いてもらいたいですよね。日中が厳しいようなら、お仕事が終わった後でも良いので、訪問させてください。今日、お話したことをお父さんにお伝えいただけますか。仕事探しのお手伝いができると思うので、是非お会いしたいと。
- 55 相談者：うーん、わかりました。なんとか話してみたいと思います。
- 56 支援者：お母さんのお仕事の都合もあると思うので、調整できたら、名刺の、この番号に電話をもらえますか。
- 57 相談者：田中さんあてに電話をすればいいんですね。
- 58 支援者：はい、お待ちしております。
- 59 相談者：今日はありがとうございました。後日、連絡いたします。失礼いたします。
- 60 支援者：はい、お気をつけて。

1. この面接をどのように評価しますか？

2. このあと、まず何から始めますか？

演習2-2

1. 自立相談支援の働きかけの経過（6～7月）

月 日	働きかけの経過
6月20日	学校で支援員が恵子さんと面談。相談申込を受け付ける。
6月21日	学校に電話、前日の面談の状況を報告。学校から追加で情報の提供を受ける。今後とも連携していくことを確認する。
6月23日	恵子さんからセンターに電話。翌日、パートが早く終わるので、夕方に自宅に来てほしいとのこと。訪問を約束する。
6月24日	支援員の田中に加えて女性支援員の中山も一緒に自宅を訪問。恵子さんが出迎える。夫は「会うのは嫌だ」と言っているとのこと。玄関先で恵子さんと話をしていたところ、長女の里美さんが帰宅。「ただいま」と言って支援員には会釈をし、そのまま横を向きながら恵子さんと支援員が話すのを聞いている。中山が、「里美さんもお母さんを手伝って大変ね」と声をかけると、少しうなずく。田中が玄関先の郵便の山を指さし「請求書ですか？」とたずねると、恵子さんが「そうなんです。もう見るのも怖くて」と話す。田中支援員が「今度、一緒に内容を確認したいので、それらしいものを集めておいていただけますか？」と促し、翌週の同じ時間の再訪を約束する。
7月1日	同じ時間に田中・中山が訪問。恵子さんが出迎え、さっそく何枚かの請求書を見せる。開封して自分で確認してみた様子。「とても返せる額じゃありません」と訴える。田中が、「債務は弁護士に相談して契約すれば、直接の請求は来なくなります。どうするかは相談しながら決めればよいので、まずは動いてみませんか？」と伝えると、恵子さんは「夫の借金ですから夫と一緒にしないと話にならないですね。夫と話してみます」と返答。恵子さんからの連絡を待つこととする。
7月5日	恵子さんからセンターに電話。「借金のことも相談にのってくれるみたいよと夫に言ったら、『そうなんだ』って。少しその気になってるみたいなんです」と話す。 恵子さんからはさらに、「市役所から税金のことも言われてるんですが、それもどうしたらよいかわからなくて…」と話が出る。田中が「そのことも心配していました。今後、家計のことを一緒に考えていきましょう」と提案する。再度の訪問を約束して電話を切る。
7月7日	恵子さんから「長男の学校で先生と話しをすることになったので、明日の約束を延期してもらえますか？」と電話。了承する。
7月9日	恵子さんから電話。「学校と話したんですけど、まずはお母さんがもう少し子どもの生活をちゃんと見てくださと言われて、何も言えずに帰ってきました。ごめんなさい、こんなことまで相談しちゃって」と少し混乱した様子。 中山が、「よろしければ、私たちも一緒に学校とお話をしてみます。センターのことを学校に伝えていただけませんか？」と話すと、「ぜひお願いします」と答える。

7月12日	恵子さんから電話。「長男の小学校にセンターに相談していることを話しました。連絡があることを伝えましたので、〇〇先生に連絡してください」とのこと。小学校と連絡を取り合うことを約束する。
7月15日	再度の訪問。夫は不在で、恵子さんに居間に通される。改めて家族のことや家計のことなどを聞き取り。今後のすすめ方について話し合う。

2. 現時点で把握された状況についての要約

(1) 聞き取ったこと

1) 夫の達夫さん（46歳）について

- 1年前まで飲食店を経営していたが、不況のあおりを受けて廃業に追い込まれた。現在は、気が向いたときだけ友人の飲食店を手伝っており、ほぼ毎日パチンコに通っている。
- 妻からは、パチンコばかりに通い、やる気のない態度を改めるよう注意されているが、妻の忠告を聞く気には一向になれず、家では口論が絶えない。
- ラーメン屋を廃業したことに傷ついて心を閉ざしてしまい、支援員に会おうとしない。妻によれば、本当は働きたい気持ちをもっているが、自信を失って今は就職活動をすることも考えられずにいるのではないかと思われる。
- ラーメン屋の資金繰りのためにカードローンや消費者金融から借入をしており、妻が請求書等で確認した範囲では、負債は約300万円にのぼっている。支払いが滞り気味で、催告の通知や取り立てが来ている。それに加えて、数年分の住民税と国保税の滞納があわせて120万円ほどになっている。妻と一緒に窓口相談に行ったが、とても払いきれない分納の金額を示され、口論になってしまった。

2) 妻の恵子さん（45歳）について

- 1年前までは専業主婦だったが、夫が仕事を失って以来、家計を支える役割を担うために、パートを掛け持ちするようになった。現在、パン屋での販売（9時～17時・月収13万円・社会保険なし）、喫茶店の手伝い（月収5万円）、スナックの手伝い（月収3～4万円）の3つの仕事をしている。できれば1か所で安定した仕事に就き、子どものために残業せずに帰宅したいと考えている。
- 収入は少なく、生活はいつも苦しい状況にある。住民税や健康保険料、水光熱費、学校の給食費等の滞納があるが、全体を把握できていなかった。携帯電話も時々支払いが滞って不通になることがある。
- 以前は、ふさぎ込む夫の姿を見て不憫に思い、夫が立ち直るまで自分が頑張ろうと思っていたが、今は、いつまでも変わろうとしない夫の姿にいらだちを感じるようになった。
- 知らない間に長女の遅刻が増えていたことにショックを受け、また弟のことでも負担をかけていることに心を痛めているが、長女が反発してきちんと話ができていない。
- 長男について多動でルールが身につかないことなど、長女の成長時には経験しなかったような苦労があり、障害があるかもしれないと感じている。
- 今の状況を何とかしたいが、仕事に追われ時間が取れず、疲れが高じてイライラして夫や長女にあたることも多い。
- 学校と自立相談支援機関に協力してほしいと思っている。

3) 長女の里美さん（14歳・中学2年生）について

- もともとは明るい性格で友だちも多かったが、中学1年生の時に父親の店が倒産したことを同級生にからかわれてからは、学校に行っても一人で過ごすことが多くなった。母親には、「友だちにからかわれたことは気にしていない。でも、無精ひげを生やしてイライラしているお父さんをみると、仕事が大変なのにお店の休みの日には必ず遊んでくれたお父さんがそんなふうになってしまうなんてつらくて、お父さんにどう接したらよいかわからない」と話している。
- 母親は長女について、小さい頃から勉強が好きで、言われなくても宿題をやっていたことを覚えている。家で落ち着いて勉強できず、だんだん授業にもついていけなくなってやる気も失ったのではないかと思っている。また、両親の口論が絶えなくて家の雰囲気が悪く、家にいたくないのではないかと察している。
- 3才年下の弟をとてかわいがっている。母親がパートで忙しくなってからは、冷蔵庫にあるおかずを夕飯の時に弟の分も一緒に温めて用意したり、お風呂の準備をしたり、宿題を手伝ったり、母親の代わりに弟の世話をしてくれていた。しかし最近は、イライラして弟とケンカをすることが増え、母親がケンカの原因も聞かずに「お姉ちゃんなんだから、あなたが先に謝りなさい」と言ったことに腹を立て、「お母さんはいつもそうやって将太をかばう！」と怒鳴り、それ以来、母親に反抗して口をきいていない。
- 以前、母親には、「授業についていけない」「友だちがいない」と話していた。

4) 長男の将太さん（11歳・小学5年生）について

- 小さい頃から多動で、家族で外出した時など迷子になることが何回かあった。しかし迷子になってもニコニコしていて、迎えに行った親はよく拍子抜けをした。
- 保育園に預けていた時に、保育士が制止しても遊びに夢中になって止められなかったり、他の子を叩くなどあり、すすめられて小児科を受診した。その時には、「もう少し様子を見ましょう。よほど心配なことがあればまた来てください」と言われ、結局、そのままになってしまった。
- 小学校に入ってよい先生に恵まれ、落ち着いて学校に通っていたが、成績は悪かった。野球が好きでよく友だちとキャッチボールをしていたが、試合になると入れてもらえず、最近は一人で壁に向かってボールを投げていることが多い。
- 学校で、友だちのサインペンを借りてそのまま返さず、自分の筆箱にしまっていたのを友だちが見つくて、揉め事になった。先生から「これは〇〇くんのものでしょうか？」と聞かれたところ、「使っていいって言われたから。明日も明後日も、使うから借りておきたいんだ」と答えたという。
- 姉のことが大好きで、いつも同じことをしようとする。大人になってきた姉が少し弟をうっとおしく感じるようになり、ケンカが増えてきた。

(2) 相談支援員が観察したこと、感じたこと

- 恵子さんはかなり疲れている印象を受ける。面接のなかで遠くを見たり涙ぐんだりする様子があり、相談支援員が話しかけると我に返って返答する場面もあった。夫や長女の状況を心配してはいても現実の生活に追われて、課題解決に動く余裕がないのではないかと。

- 長女は父親の様子に心を痛めている。休日には必ず子どもたちと遊んでいたというエピソードから、父親は子どもたちをとともかわいがっていた様子うかがわれ、以前の家族関係は良好だったと考えられる。
- 訪問した際、夫が拒んだので妻や長女と玄関で話をするにとどまった。玄関は靴が散乱し、入り口に古新聞やチラシが積み上げられていたり、郵便がそのままにされていたりと雑然としていて、家事がおろそかになっている様子うかがえた。

(3) 学校から収集した情報

①中学校から

里美さんは入学した当初は、明るくて成績もよかったが、その後、印象が変わっていった。意欲の低下は明らかで、家庭のことが影響しているのではないかと心配している。母親は学校から連絡すると必ず返事をくれる。給食費用や修学旅行の積立の支払いは時々遅れることがある。父親は学校行事に参加したことはない。

②小学校から

将太さんは以前はクラスの人気者で、学校も個性として見守ってきた。高学年になって学習の遅れが顕著になり、友だちとのトラブルもあって家庭と話し合う必要性を感じている。家庭もいろいろな問題を抱えて大変なのかもしれないが、将太さんが疎外感を感じていると思われるので、母親にまずは子どもと一度向き合ってもらいたいと思っている。

インテーク・アセスメントシート（個人ワーク用）

受付機関	<input checked="" type="checkbox"/> 自立相談 <input type="checkbox"/> 家計改善 <input type="checkbox"/> 町村の一次相談窓口				
ID		氏名	山田 恵子	最終更新日	西暦2020年×月×日
サブ区分フラグ		関連するID		過去の相談者ID (一番古いID)	
主担当者			備考		

■相談経路・相談歴

当初相談経路	相談のきっかけ	来談者	面談の場所・方法
		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族・知人 <input checked="" type="checkbox"/> 関係者	<input type="checkbox"/> 直接来所 <input type="checkbox"/> 電話・メール <input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 関係先
		<input type="checkbox"/> 自立相談支援機関がアウトリーチ <input checked="" type="checkbox"/> 紹介(機関名: <u>A中学 生活指導教諭〇〇先生</u>) <input type="checkbox"/> 国、自治体、自立相談支援機関等の周知(ホームページ・広報・チラシ等) <input type="checkbox"/> その他()	

これまでの相談歴がある機関(本人や家族に過去にどこかの機関への相談経験があるかを確認)

就労	<input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 職業訓練機関 <input type="checkbox"/> 就労準備支援機関 <input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション <input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む) <input type="checkbox"/> 一般企業 <input type="checkbox"/> 各種協同組合(生協等) <input type="checkbox"/> 農業者・農業団体	保護	<input type="checkbox"/> 福祉事務所(生活保護担当部署) <input type="checkbox"/> ホームレス支援機関 <input type="checkbox"/> 一時保護施設 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム <input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター
医療	<input type="checkbox"/> 医療機関 (<input type="checkbox"/> 医療機関の内、無料低額診療実施機関) <input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署	生活・金銭	<input type="checkbox"/> 行政の税担当部署 <input type="checkbox"/> 行政の保険・年金担当部署(年金事務所含む) <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 家計改善支援機関 <input type="checkbox"/> 食糧支援関係団体(フードバンク等) <input type="checkbox"/> 小口貸付(生活福祉資金除く) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(生活福祉資金) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(日常生活自立支援事業) <input type="checkbox"/> 成年後見人制度の支援機関 <input type="checkbox"/> 法テラス・弁護士・司法書士 <input type="checkbox"/> 消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口
障害	<input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署 <input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター <input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター <input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター <input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所 <input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設	住居	<input type="checkbox"/> 行政の住宅施策担当部局(居住支援協議会) <input type="checkbox"/> 居住支援法人 <input type="checkbox"/> 不動産・保証関係会社
高齢	<input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所	その他	<input type="checkbox"/> 他地域の生活困窮者自立相談支援機関 <input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員 <input type="checkbox"/> 外国人支援団体・相談窓口 <input type="checkbox"/> ひきこもり支援機関 <input type="checkbox"/> NPO・ボランティア団体
子ども・人権	<input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署 <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・子ども園 <input checked="" type="checkbox"/> 小・中・高(特別支援含む)学校 <input type="checkbox"/> 大学等(高等専門学校、専修学校、各種学校含む)		

<input type="checkbox"/> その他教育機関 <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室(福祉事務所) <input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援センター <input type="checkbox"/> その他子育て支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の人権担当部署 <input type="checkbox"/> 男女共同参画センター <input type="checkbox"/> 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	<input type="checkbox"/> 商店街・商工会等経済団体 <input type="checkbox"/> 町内会・自治会、福祉委員、近隣住民 <input type="checkbox"/> ライフライン民間事業者(電気・ガス・水道) <input type="checkbox"/> 保健所(動物・ペットの多頭飼育等) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(資金、日常生活自立支援以外) <input type="checkbox"/> その他行政の担当部署 <input type="checkbox"/> 家族・親族・その他キーパーソン <input type="checkbox"/> その他1() <input type="checkbox"/> その他2()
支援会議での検討の有無(注意:この欄のみ相談者への確認をするのではなく事業実施者で確認すること)	
<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (対象となった直近の会議時期: 西暦 年 月 日 (累計: 回目))	
生活困窮者自立支援制度の相談歴の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> 相談のみ <input type="checkbox"/> 支援中断 <input type="checkbox"/> 支援終了)	
相談歴の概況／相談経緯(誰が、どこに、どのような相談をしたか、その結果がどうであったかを記載)	
<p>長女の学校での様子を心配した担任が母と面談して家庭の状況を聞き取り。 担任が母に自立相談支援センターへの相談を促し、つながる。</p>	

■本人の主訴・状況(生活歴を含む)

■本人の主訴・状況（続き）

(1) 家族・地域関係・住まい

同居者	<input checked="" type="checkbox"/> 有(自分を含んで__4__人) <input type="checkbox"/> 無	別居の家族	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無
婚姻	<input type="checkbox"/> 未婚 <input checked="" type="checkbox"/> 既婚 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> その他()	子ども	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有(__2__人 →扶養__2__人)
家族の状況(子どものことを含む)			
住居	<input checked="" type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 賃貸アパート・マンション <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 会社の寮・借り上げ住宅 <input type="checkbox"/> 野宿 <input type="checkbox"/> その他()	地域との関係	実家を継いでそのまま居住しているので、近隣との付き合いは長い。
特記事項			

(2) 健康・障害

通院状況	<input type="checkbox"/> 通院している <input checked="" type="checkbox"/> 通院していない/健康状態良い <input type="checkbox"/> 通院していない/健康状態悪い	通院先/服薬・診断・症状等	
健康保険	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 健康保険(国保以外) <input type="checkbox"/> 加入していない	障害手帳等	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有→ <input type="checkbox"/> 身体()級 <input type="checkbox"/> 知的(療育)() <input type="checkbox"/> 精神()級 自立支援医療 <input type="checkbox"/> 利用 <input type="checkbox"/> 利用せず
特記事項			

(3) 収入・公的給付・債務等

家計の収支状況	世帯として 月々入ってくるお金 (月額__22~23万__円) 月々出ていくお金 (月額_____円)	家計状況	国保税等の滞納があるようだが、本人も全体を正確に把握できていない
課税状況	<input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯である <input checked="" type="checkbox"/> 住民税非課税世帯ではない	滞納	<input checked="" type="checkbox"/> 滞納あり <input type="checkbox"/> 滞納なし
		債務	<input checked="" type="checkbox"/> 債務あり <input type="checkbox"/> 債務なし
公的給付(受給中)	<input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 老齢年金・遺族年金 <input type="checkbox"/> 障害者年金 <input type="checkbox"/> 特別障害者手当 <input checked="" type="checkbox"/> 児童手当 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 住居確保給付金 <input type="checkbox"/> その他()	生活保護	
特記事項			

(4) 職業・職歴等

① 概況

就労状況	<input type="checkbox"/> 就労している <input checked="" type="checkbox"/> 就労しているが、転職先を探したい/探している <input type="checkbox"/> 今後、就労予定(就労先決定済み) <input type="checkbox"/> 仕事を探したい/探している(現在無職) <input type="checkbox"/> 仕事をしていない(仕事を探していない)	最終学歴等	<input type="checkbox"/> 中学(高校未入学) <input type="checkbox"/> 中学(高校中退) <input checked="" type="checkbox"/> 高校(大学中退を含む) <input type="checkbox"/> 特別支援学校(学級含む) <input type="checkbox"/> 専門学校・専修学校・各種学校 <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 短大 <input type="checkbox"/> 大学・大学院 <input type="checkbox"/> その他 → <input type="checkbox"/> 現在、就学中
直近の離職後年数	<input type="checkbox"/> 6カ月未満 <input type="checkbox"/> 6カ月以上～1年未満 <input type="checkbox"/> 1年以上～2年未満 <input type="checkbox"/> 2年以上 <input type="checkbox"/> 仕事をすることがない	資格・技術	<input type="checkbox"/> 自動車免許 <input type="checkbox"/> その他資格・技術 (_____)
希望職種等			

② 現在の職業

職業	業務内容		雇用形態
パン屋での販売	接客や品出し、レジ打ち等		パート
勤務年数	月収	賞与の有無・回数等	賞与(年間)
____年__10__ヵ月	13万円	なし	万円

③ 過去の職歴 ※現在に近い順に上から記載

勤務期間		雇用形態	月収	職業・業務内容
西暦____年__月～ 西暦____年__月	年 ヶ月		万円	
西暦____年__月～ 西暦____年__月	年 ヶ月		万円	
西暦____年__月～ 西暦____年__月	年 ヶ月		万円	

④ 職業・職歴等の特記事項

現在はパン屋の他に、喫茶店の手伝い(月3万円)、スナックの手伝い(月3～4万円)をしている。

(5) その他の特記事項

■緊急支援

緊急支援の必要性			
<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(具体的な状況: _____)			
緊急支援の内容			
<input type="checkbox"/> 住居確保給付金	<申込日> 西暦_____年_____月_____日		
	給付期間 西暦_____年_____月~西暦_____年_____月_____ヵ月	給付額 円/月	
<input type="checkbox"/> 一時生活支援事業	<申込日> 西暦_____年_____月_____日		
	支援期間 西暦_____年_____月_____日 ~ 西暦_____年_____月_____日		
<input type="checkbox"/> 生活福祉資金 (_____資金)	<申込日> 西暦_____年_____月_____日		
	貸付期間 西暦_____年_____月~西暦_____年_____月_____ヵ月	貸付総額 円	
<input type="checkbox"/> その他の貸付	<申込日> 西暦_____年_____月_____日		
	貸付名称: _____	機関名: _____ 貸付総額 円	
<input type="checkbox"/> 食糧支援 (フードバンク等)	<申込日> 西暦_____年_____月_____日		
	提供元機関: _____	提供食数 日分	
その他緊急支援の実施状況			

■スクリーニング

初回	
※スクリーニング実施日	西暦 2020年 × 月 × 日
※対応結果・方針	<input type="checkbox"/> 1. 情報提供や相談対応のみで終了 <input type="checkbox"/> 2. 他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ （必要に応じて、事前連絡や同行支援を実施し、結果をフォローアップする） （→つなぎ先の制度： ） <input type="checkbox"/> 3. 現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む <input checked="" type="checkbox"/> 4. 自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する <input type="checkbox"/> 5. スクリーニング判断前に中断・終了（連絡がとれない/転居等）
対応結果・方針で2にチェックした場合のつなぎ先の機関（あてはまるものすべてにチェック）	
就労	<input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 職業訓練機関 <input type="checkbox"/> 就労準備支援機関 <input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション <input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体（就労訓練事業を含む） <input type="checkbox"/> 一般企業 <input type="checkbox"/> 各種協同組合（生協等） <input type="checkbox"/> 農業者・農業団体
医療	<input type="checkbox"/> 医療機関 （ <input type="checkbox"/> 医療機関の内、無料低額診療実施機関） <input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署
障害	<input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署 <input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター <input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター <input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター <input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所 <input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設
高齢	<input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所
子ども・人権	<input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署 <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・子ども園 <input type="checkbox"/> 小・中・高（特別支援含む）学校 <input type="checkbox"/> 大学等（高等専門学校、専修学校、各種学校含む） <input type="checkbox"/> その他教育機関 <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室（福祉事務所） <input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援センター <input type="checkbox"/> その他子育て支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の人権担当部署 <input type="checkbox"/> 男女共同参画センター <input type="checkbox"/> 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター
保護	<input type="checkbox"/> 福祉事務所（生活保護担当部署） <input type="checkbox"/> ホームレス支援機関 <input type="checkbox"/> 一時保護施設 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム <input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター
生活・金銭	<input type="checkbox"/> 行政の税担当部署 <input type="checkbox"/> 行政の保険・年金担当部署（年金事務所含む） <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 家計改善支援機関 <input type="checkbox"/> 食糧支援関係団体（フードバンク等） <input type="checkbox"/> 小口貸付（生活福祉資金除く） <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会（生活福祉資金） <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会（日常生活自立支援事業） <input type="checkbox"/> 成年後見人制度の支援機関 <input type="checkbox"/> 法テラス・弁護士・司法書士 <input type="checkbox"/> 消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口
住居	<input type="checkbox"/> 行政の住宅施策担当部局（居住支援協議会） <input type="checkbox"/> 居住支援法人 <input type="checkbox"/> 不動産・保証関係会社
その他	<input type="checkbox"/> 他地域の生活困窮者自立相談支援機関 <input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員 <input type="checkbox"/> 外国人支援団体・相談窓口 <input type="checkbox"/> ひきこもり支援機関 <input type="checkbox"/> NPO・ボランティア団体 <input type="checkbox"/> 商店街・商工会等経済団体 <input type="checkbox"/> 町内会・自治会、福祉委員、近隣住民 <input type="checkbox"/> ライフライン民間事業者（電気・ガス・水道） <input type="checkbox"/> 保健所（動物・ペットの多頭飼育等） <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会（資金、日常生活自立支援以外） <input type="checkbox"/> その他行政の担当部署 <input type="checkbox"/> 家族・親族・その他キーパーソン <input type="checkbox"/> その他1（ ） <input type="checkbox"/> その他2（ ）

<p>特記事項 (関係機関名を残す場合はここに記載)</p>			
<p>※初回面談時の状態像</p>	<p>「自立意欲」の段階</p>	<p><input type="checkbox"/>1. 就労、家事、遊び、趣味、身の回りのこと等に対して意欲が持てない。 <input type="checkbox"/>2. 遊び、趣味等の好きなことに対しては意欲がある。 <input type="checkbox"/>3. 2に加え、就労や地域活動(ボランティア等)の社会参加に関心がある。 <input checked="" type="checkbox"/>4. 就労や地域活動(ボランティア等)の社会参加を行おうとしている。または既に行っている。</p>	
	<p>「自己肯定感」の段階</p>	<p><input type="checkbox"/>1. 自分のことを否定し、受け入れられない。 <input type="checkbox"/>2. 自分のことを否定的に話すことが多く、限られた家族・友人・支援者からしか認められていないと感じている。 <input checked="" type="checkbox"/>3. しばしば自分のことを否定的に話すか、自分の良い点を挙げるができる。 <input type="checkbox"/>4. 自分のことを否定的に話すことはなく、肯定的に受け止めている。</p>	
	<p>「社会参加」の段階</p>	<p><input type="checkbox"/>1. 社会・家族との接点を持たず、外出もままならない。 <input type="checkbox"/>2. 限られた家族・支援者との関わりがある。 <input type="checkbox"/>3. 家族・支援者以外にも、仕事・ボランティア・趣味等で、月1回から数回程度、会う人と場がある。 <input checked="" type="checkbox"/>4. 仕事・地域活動(ボランティア等)・趣味等で、週に数回以上定期的に会う人と場がある。</p>	
<p>スクリーニング後 確認事項 生活保護へのつなぎ後の 状況(2週間程度、1ヶ月 以内に確認)</p>		<p>確認先等</p> <p><input type="checkbox"/>同意のもと福祉事務所から <input type="checkbox"/>本人から <input type="checkbox"/>同意なく確認不能 <input type="checkbox"/>同意なく支援会議により</p>	<p>確認日</p> <p>西暦 年 月 日</p>
		<p><input type="checkbox"/>生活保護を申請し、受給となった。 <input type="checkbox"/>生活保護を申請し、却下・取り下げとなった。 <input type="checkbox"/>生活保護は申請せず、相談のみとなった。 <input type="checkbox"/>生活保護担当部署へ相談していない。 <input type="checkbox"/>その他(_____)</p>	

最新2回目以降	
※スクリーニング実施日	西暦 年 月 日
※対応結果・方針	<input type="checkbox"/> 1. 情報提供や相談対応のみで終了 <input type="checkbox"/> 2. 他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ （必要に応じて、事前連絡や同行支援を実施し、結果をフォローアップする） （→つなぎ先の制度： ） <input type="checkbox"/> 3. 現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む <input type="checkbox"/> 4. 自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する <input type="checkbox"/> 5. スクリーニング判断前に中断・終了（連絡がとれない/転居等）
対応結果・方針で2にチェックした場合のつなぎ先の機関（あてはまるものすべてにチェック）	
就労	<input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 職業訓練機関 <input type="checkbox"/> 就労準備支援機関 <input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション <input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体（就労訓練事業を含む） <input type="checkbox"/> 一般企業 <input type="checkbox"/> 各種協同組合（生協等） <input type="checkbox"/> 農業者・農業団体
医療	<input type="checkbox"/> 医療機関 （ <input type="checkbox"/> 医療機関の内、無料低額診療実施機関） <input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署
障害	<input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署 <input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター <input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター <input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター <input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所 <input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設
高齢	<input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所
子ども・人権	<input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署 <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・子ども園 <input type="checkbox"/> 小・中・高（特別支援含む）学校 <input type="checkbox"/> 大学等（高等専門学校、専修学校、各種学校含む） <input type="checkbox"/> その他教育機関 <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室（福祉事務所） <input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援センター <input type="checkbox"/> その他子育て支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の人権担当部署 <input type="checkbox"/> 男女共同参画センター <input type="checkbox"/> 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター
保護	<input type="checkbox"/> 福祉事務所（生活保護担当部署） <input type="checkbox"/> ホームレス支援機関 <input type="checkbox"/> 一時保護施設 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム <input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター
生活・金銭	<input type="checkbox"/> 行政の税担当部署 <input type="checkbox"/> 行政の保険・年金担当部署（年金事務所含む） <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 家計改善支援機関 <input type="checkbox"/> 食糧支援関係団体（フードバンク等） <input type="checkbox"/> 小口貸付（生活福祉資金除く） <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会（生活福祉資金） <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会（日常生活自立支援事業） <input type="checkbox"/> 成年後見人制度の支援機関 <input type="checkbox"/> 法テラス・弁護士・司法書士 <input type="checkbox"/> 消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口
住居	<input type="checkbox"/> 行政の住宅施策担当部局（居住支援協議会） <input type="checkbox"/> 居住支援法人 <input type="checkbox"/> 不動産・保証関係会社
その他	<input type="checkbox"/> 他地域の生活困窮者自立相談支援機関 <input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員 <input type="checkbox"/> 外国人支援団体・相談窓口 <input type="checkbox"/> ひきこもり支援機関 <input type="checkbox"/> NPO・ボランティア団体 <input type="checkbox"/> 商店街・商工会等経済団体 <input type="checkbox"/> 町内会・自治会、福祉委員、近隣住民 <input type="checkbox"/> ライフライン民間事業者（電気・ガス・水道） <input type="checkbox"/> 保健所（動物・ペットの多頭飼育等） <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会（資金、日常生活自立支援以外） <input type="checkbox"/> その他行政の担当部署 <input type="checkbox"/> 家族・親族・その他キーパーソン <input type="checkbox"/> その他1（ ） <input type="checkbox"/> その他2（ ）

令和元年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度における県域研修の普及・促進に向けた調査研究事業」
【相談】D. 相談支援の展開（令和元年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修資料）

特記事項 <small>（関係機関名を残す場合はここに記載）</small>			
スクリーニング後 確認事項 <small>生活保護へのつなぎ後の 状況（2週間程度、1ヶ月 以内に確認）</small>	確認 先等	<input type="checkbox"/> 同意のもと福祉事務所から <input type="checkbox"/> 本人から <input type="checkbox"/> 同意なく確認不能 <input type="checkbox"/> 同意なく支援会議により	確認日 <small>西暦 年 月 日</small>
	<input type="checkbox"/> 生活保護を申請し、受給となった。 <input type="checkbox"/> 生活保護を申請し、却下・取り下げとなった。 <input type="checkbox"/> 生活保護は申請せず、相談のみとなった。 <input type="checkbox"/> 生活保護担当部署へ相談していない。 <input type="checkbox"/> その他(_____)		

対応重要度	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D
-------	---

■就労・増収者確認欄（継続支援（プラン作成）対象者以外）

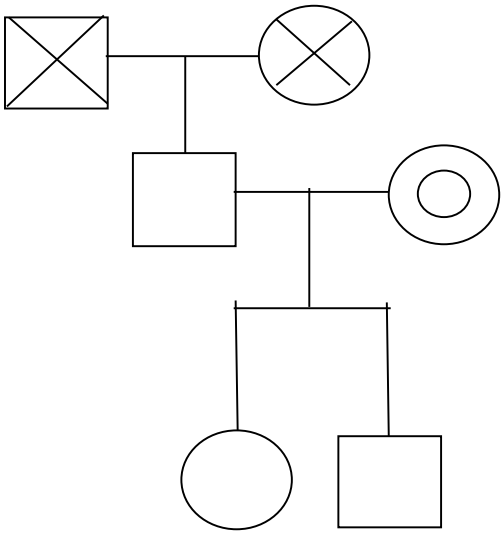
注：相談後の状況が分かった場合に入力（任意）

確認日	西暦 年 月 日
相談者の就労に関して 該当項目にチェック <small>（プラン作成対象者は不要）</small>	<input type="checkbox"/> 一般就労開始（障害者雇用、継続的・時限的就労含む） <small>（就労訓練や就労継続A、B型や就労移行支援等を除く）</small> <input type="checkbox"/> 自営業等雇用外就労開始 <input type="checkbox"/> 就労収入増加（雇用外を含む一般就労において、転職・勤務時間の増加等による増収）

【2】付随シート(紙での使用)

ID		氏名	
----	--	----	--

■ジェノグラム(家族関係図)

家族関係図(□=男性、○=女性)	支援経過における変化
	

■エコマップ(地域や周囲との関係性)

エコマップ	支援経過における変化

インテーク・アセスメントシート（グループでのワーク用）

■アセスメント結果の整理と支援方針の検討

課題と 背景要因	
課題の まとめ と支援方針 (300字以内 で整理)	
※相談者に 関わる 課題と特性	<input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 障害(手帳有) <input type="checkbox"/> 障害(疑い) <input type="checkbox"/> 自死企図 <input type="checkbox"/> その他メンタルヘルスの課題(うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など) <input type="checkbox"/> 住まい不安定 <input type="checkbox"/> ホームレス <input type="checkbox"/> 経済的困窮 <input type="checkbox"/> (多重・過重)債務 <input type="checkbox"/> 家計管理の課題 <input type="checkbox"/> 就職活動困難 <input type="checkbox"/> 就職定着困難 <input type="checkbox"/> 生活習慣の乱れ <input type="checkbox"/> 社会的孤立(ニート・ひきこもりなどを含む) <input type="checkbox"/> 家族関係・家族の問題 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 子育て <input type="checkbox"/> 不登校 <input type="checkbox"/> 非行 <input type="checkbox"/> 中卒・高校中退 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> DV・虐待 <input type="checkbox"/> 外国籍 <input type="checkbox"/> 刑余者 <input type="checkbox"/> コミュニケーションが苦手 <input type="checkbox"/> 本人の能力の課題(識字・言語・理解等) <input type="checkbox"/> 被災 <input type="checkbox"/> その他()

演習3

1. このプランを実行するために、どのように動きますか？

例) 準備や段取り、想定しておく事態や展開、取り組みの順番

演習 4

プラン開始後の展開

時期	本人・家族の変化			
	本人	夫	長女	
自立相談支援の関わり H27年6月～H28年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・HWに登録。定期的に職業相談を受ける。 ・長男の小学校に紹介されて、特別支援学校の教育相談につながる。 ・パートを辞め、契約社員で就職する(手取り13万・社保加入)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦同行して弁護士に相談、契約。自己破産をする方向で債務整理がスタート。 ・弁護士相談への同行をきっかけに、自立相談支援センターの訪問を受け入れるようになり、相談を申し込み。 ・家計計画をもとに納税相談に出向く。 ・長女の様子に刺激を受け、自分で週末の飲食店でのアルバイトを見つめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援に通うようになり、仲間ができて、明るさを取り戻す。 ・意欲が回復し、徐々に成績も上向きとなる。 	長男
H28年4月～H29年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会の祭りの人手不足の話を聞く。夫に促して手伝いを申し出。家族で焼きそばの屋台を引き受ける。 ・長男の受診に付き添って診断を聞く。 ・就職して半年。契約更新され、勤続の見通しが立つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己破産の申し立てが認められる。 ・HWに登録。定期的に職業相談を受ける。 ・シフト勤務をする妻の代わりに自治会の清掃やパトロール当番をこなすようになる。 ・妻から長男が診断を受けたことを聞く。時々、長男のキャッチボールの相手をするようになる。 ・清掃の仕事に契約社員で就職(手取り20万・社保加入)するが、交替勤務で生活リズムが崩れ、体調不良で休みがちになる。 ・抑うつ症状が見られ、精神科を受診。 	<ul style="list-style-type: none"> ・進学先が確定し、目標ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・普通級に在籍しながら、週2日、通級指導教室に通い始める。 ・専門医を受診。ADHDと軽度知的障害の診断を受け、児童相談所で療育手帳を申請する。

時期	本人・家族の変化			長女	長男
	本人	夫	妻		
	<p>自立相談支援の関わり</p> <ul style="list-style-type: none"> 夫が自立相談支援センターと面談し、「気持ちが悪かった」とふりかえり。 夫を体験就労につなぐ。 		<p>医師から日勤をすすめられ、離職。定期的な通院と服薬で、症状は改善。</p> <ul style="list-style-type: none"> 体験就労の提案を受け入れ、始める。 体験先の職場(福祉施設)の施設長より、パート就労(厨房・手取り12万)の話が提案される。 	<ul style="list-style-type: none"> 高校に合格。今後、学習支援のボランティアをしたいと話す。 	
H29年4月 ～ H30年3月	<ul style="list-style-type: none"> 本人から長女の状況について連絡を受ける。高校との連携を提案するが、長女が拒否。 長女の学校で面談があると本人から報告。自立相談支援センターに関わってもらう前に、まずは家族で話し合ってみたいと言う。 夫と話し合いができたこと報告あり。面談にも同席してくれたようだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 就労は順調に経過。「わずかでも蓄えられるようになった」とのこと。 長女の今後について相談したいと学校から「保護者も交えて話したい」という。 これを機に「夫婦でしっかり子どもたちと向き合いたい」と、夫に相談してみることに。 長男の運動会に夫婦で参加。夫婦で交代で学校への送りを始める。 長女を交えて学校で面談。「夫はほとんど黙ったままだったが、それでも、とても心強く感じた」と話す。 	<ul style="list-style-type: none"> 「思ったほどの給料ではない」とはいうものの、「やれそうな仕事なので続けてみる」とのこと。 妻から「里美の進路について話し合いたい。このままだと将太にも影響してしまおう」と提案があった。これまで子どもことは妻に任せきりだったと反省。「父親としてできることをしたい」と考える。 仕事を休んで、長女の高校で面談。なにを言っているかわからず担任と妻の会話を聞いていた。帰りに3人で夕食をした。和やかな雰囲気だった。 少年野球のコーチをしている高校の同級生に連絡。長男を連れて練習に参加するようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 高校に入学したが、遅刻・欠席が徐々に増え、2学期からまったく登校しなくなる。学校から、このままでは進級できないと言われる。 「中学の同級生ばかりの地元の高い校にはもう行きたくない、学校を辞めたい」と話す。 	<ul style="list-style-type: none"> 中学で特別支援学級に在籍。障害の重い同級生が多く、なかなか馴染めない。 姉を真似て、「俺も学校に行かない」と言い出し、姉とケンカになる。 毎朝、両親に促されて学校に登校する。友だちができ、笑顔が増えてくる。 父親と一緒に少年野球の練習に参加。登校りもなくなる。

時期	本人・家族の変化			
	本人	夫	長女	長男
<p>自立相談支援の関わり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリースクールに通うために利用できる奨学金について情報提供したが、夫が増収のため転職する方針となった。 ・夫が転職に向けての活動を始めたことへの報告あり。就職活動は自分で HW に行って相談しているとのこと。 ・夫が給食センターに正社員で就職が決まったと報告あり。長女の学費の工面の見通しも立ったようだ。 	<p>本人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知人にフリースクールの話を聞いた。長女に提案すると興味を持ったようだが費用面で不安がある。 ・費用のことは夫が「なんとかかする」と言ってくれた。学校での面談以降、夫と娘の会話が增えたようだ。 	<p>夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長女のフリースクールにかかる費用を工面するために転職を決意。自分で就職活動を試してみようとのこと。 ・給食センターの調理の仕事が決まった。給料は18万円程度だが、正社員の採用で仕事開始は4月から。「娘といっしょにスタートが切れると思うとうれしい気持ちになった」と話す。 	<p>長女</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリースクールに見学に行った。興味があつたお菓子作りを学べるようだ。「こんな学校だったら通えるかもしれない」 ・高校を退学し、4月からはフリースクールに通うことを決める。 	<p>長男</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年野球の試合でボールボーイを頼まれ、父親に手伝ってもらいながら役割をこなすようになる。
<p>H30年4月 ～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅を訪問する。本人、長女、長男が出迎え。家の中は整頓され、見違えるよう。キッチンでは長女がケーキを作っていた。「今日はお父さんの誕生日だから、びっくりさせようと思って」と照れながら話してくれた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労は順調に継続。 ・家族と過ごす時間が増え、「家の中が以前のよくな明るさを取り戻した」と嬉しそうに話す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食センターの仕事に就いて6カ月が経過する。女性ばかりの職場で頼られることも多い。「大変だけど、性に合っている」と話す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校にはすぐになじんだ。何人かの友人もでき、生活が落ち着いてきた。 ・近所のケーキ屋でアルバイトを始めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・初めて代走で試合に出る。

1. あなたは、事例のどの部分に注目して「終結」とみなしましたか？

令和元年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度における県域研修の普及・促進に向けた調査研究事業」
【相談】D. 相談支援の展開（参考帳票類）（令和元年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修資料）

《参考》相談受付・申込票

受付機関	<input checked="" type="checkbox"/> 自立相談 <input type="checkbox"/> 家計改善 <input type="checkbox"/> 町村の一次相談窓口				
ID		初回相談 受付日	西暦 2015年 6月 10日	受付者	田中

■基本情報

ふりがな	やまだ けいこ		性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input checked="" type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()	
氏名	山田 恵子		生年月日	西暦 1973年 ×月 ×日 (45歳)	
住所	〒 -				
電話	自宅		携帯	() -	
メール					
来談者 *ご本人 以外の場合	氏名		来談者 のご本人と の関係	<input type="checkbox"/> 家族(本人との続柄:)	
	電話	() -		<input type="checkbox"/> その他()	

■ご相談内容

ご相談されたい内容に○をおつけください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけください。

<input type="checkbox"/>	病気や健康、障害のこと	<input type="checkbox"/>	住まいについて	◎	収入・生活費のこと
<input type="checkbox"/>	家賃やローンの支払いのこと	○	税金や公共料金等の支払いについて	○	債務について
○	仕事探し、就職について		仕事上の不安やトラブル		地域との関係について
○	家族との関係について	○	子育てのこと		介護のこと
○	ひきこもり・不登校		DV・虐待		食べるものがない
	その他()				

ご相談されたいことや配慮を希望されることを具体的に書いてください。

夫の飲食店が倒産してから、生活が苦しい。私はパートを掛け持ちしているが、夫が働いてくれない。長女が最近、学校の遅刻が増えている。長男には障害があるかもしれない。仕事で疲れて自分一人ではどうしたらよいかわからない。

■相談申込み欄

〇〇様

上記の相談内容等について、自立・家計改善支援の利用を申し込みます。
また、相談支援にあたり必要となる関係機関（者）と情報共有することに同意します。なお、同意にあたっては、別紙の「個人情報に関する管理・取扱規程」について説明を受けました。

西暦 2015年 6月 10日 本人署名 山田 恵子 印